

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－1	管理運用の基本的な方針、運用の目標

2. 主要な経年データ																		
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
	指標等	達成目標	基準値	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			
	管理及び運用の具体的な方針の策定	少なくとも毎年 1 回検討	年 1 回	7 回（見直しの回数）	5 回（見直しの回数）	7 回（見直しの回数）	3 回（見直しの回数）				予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。						
											決算額（千円）							
	経常費用（千円）																	
	経常利益（千円）																	
	行政サービス実施コスト（千円）																	
	各資産毎のベンチマーク収益率の確保※	各資産毎のベンチマーク収益率の確保	国内債券に対する超過収益率	－0.23%	＋0.05%	＋0.06%	＋0.05%											
							－0.02% （中期目標期間超過収益率）											
			国内株式に対する超過収益率	＋0.02%	＋0.20%	－0.21%	－0.05%											
							－0.01% （中期目標期間超過収益率）											
			外国債券に対する超過収益率	－0.58%	＋2.19%	－0.52%	＋0.24%											
							＋0.35% （中期目標期間超過収益率）											
			外国株式に対する超過収益率	＋0.03%	－0.41%	＋0.46%	－0.09%											
							＋0.00% （中期目標期間超過収益率）											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

※業務概況書において確定するため、今後変わりうる可能性があります。					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		<主な業務実績> 第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<自己評価> 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努め、運用受託機関の選定、管理及び評価、ベンチマークの設定を実施し、業務方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から適切に見直した。各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めることとされているのに対し、中期目標期間（平成2 7 年 4 月～平成3 1 年 3 月）のベンチマーク収益率に対する超過収益率については、

	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」（平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。）が平成27年10月1日から適用されることを踏まえ、そ	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」（平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号。以下「積立金基本指針」という。）が平成27年10月1日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。		1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 平成27年4月に厚生労働大臣から示された第3期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することとされた。第3期中期計画においては、平成26年10月に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認し、第3期の基本ポートフォリオとして継続したところであるが、各年度においても引き続き効率的であることを確認し、当該基本ポートフォリオを継続した。 第3期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分散投資を基本として、長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに沿って運用した。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 【平成27年度】 （平成27年4月1日改正） 第3期中期目標及び第3期中期計画の策定に併せて、第2期中期目標及び第2期中期計画からの変更点についての改正を行った。 （平成27年4月22日改正） オルタナティブ資産に関する運用ガイドライン及び配分・回収等についての記載を追加した。 （平成27年6月18日改正） 外貨建て投資信託受益証券ファンドにおいて管理及び運用を行う投資信託の投資対象をインフラストラクチャーからオルタナティブ資産に変更する改正を行った。 （平成27年8月13日改正） 外国債券について、運用対象にハイイールド債の追加及び評価ベンチマークをシティ世界国債インデックスにする改正を行った。 （平成27年9月16日改正） 国連責任投資原則への署名に併せて、ESGに関する取組み及び公表に関する記載を追加した。 （平成27年10月1日改正） 管理運用の方針に関する記載を追加した。 （平成28年2月10日改正）	4資産中2資産（外国債券、外国株式）について、プラスの超過収益率を確保した。なお、中期目標期間（平成27年4月～平成31年3月）の運用資産全体に係る収益率（2.52%）と複合ベンチマーク収益率（2.80%）を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で－0.34%となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で＋0.04%となった。また、長期的に積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保することとされているのに対し、年金財政上必要な利回りを確保している。 各運用受託機関等の運用状況について、毎月1回、報告を受けるとともに、ベンチマークの選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理を行った。 平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、透明性の向上に努めつつ国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。 【評価の視点】 （1）各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努め、中期目標期間（平成27年4月～平成31年3月）のベンチマーク収益率に対する超過収益率については、4資産中2資産（外国債券、外国株式）について、プラスの超過収益率を確保し、2資産（国内債券、国内株式）についてはマイナスの超過収益率となったものの、概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。（国内債券は－0.02%、国内株式は－0.01%、外国債券は＋0.35%、外国株式は＋0.00%。） なお、中期目標期間（平成27年4月～平成31年3月）の運用資産全体に係る収益率（2.52%）と複合ベンチマーク収益率（2.80%）を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で－0.34%となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で＋0.04%となった。また、長期的に積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保することとされているのに対し、年金財政上必要な利回りを確保しており、所期の目標を達成していると考ええる。
--	--	---	--	---	--

	の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。	このため、分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	保されるよう、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。また、運用受託機関の評価に際して、適切な評価指標を設け、評価を行い、評価結果に基づく必要な対応がとられているか。 特にアクティブ運用について、適切な評価・分析が行われているか。 （３）各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分ける等、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。 （４）ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。	運用受託機関、資産管理機関及びトランジション・マネジャーについて、総合評価の評価項目に情報セキュリティ対策に関する記載を追加した。 【平成２８年度】 （平成２８年４月１日改正） マネジャー・エントリー制導入に併せて、運用受託機関の選定プロセス・総合評価基準、パッシブ・アクティブ運用の定義等の見直しに関する改正を行った。 （平成２８年８月１８日改正） スチュワードシップ責任に係る取組について、エンゲージメント活動、利益相反の弊害防止体制の整備を重点的に評価するとともに、外国株式においても「日本版スチュワードシップ・コード取組方針」に基づく適切な取組を求める改正を行った。 （平成２８年９月８日改正） 外国債券のレンディングを開始する改正を行った。 （平成２９年２月３日改正） 外貨建て短期資産ファンドを設定する改正を行った。 （平成２９年３月１日改正） 年金積立金管理運用独立行政法人法が改正されたことに伴い、自家運用の手段の一つにコール・ローン及び手形を加える改正を行った。 【平成２９年度】 （平成２９年４月１日改正） 外国株式について、評価ベンチマークを政策ベンチマークと同じ MSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）に変更する改正を行うとともに、オルタナティブ投資のマネジャーエントリー制を活用した運用受託機関の公募を行うことから、オルタナティブ資産の運用受託機関の総合評価の方法を定める改正を行った。 （平成２９年９月２６日改正） オルタナティブ資産の運用受託機関に対し、コミットメントを行った上で投資を行うことに伴う改正を行った。 （平成２９年１０月１２日改正） 年金積立金管理運用独立行政法人法改正による経営委員会の設置に伴う改正を行った。 （平成２９年１１月２日改正） 運用受託機関の総合評価の方法の変更について改正を行った。 （平成２９年１２月１６日改正） オルタナティブ資産の運用受託機関の総合評価の方法の変更について改正を行った。 （平成３０年１月１７日改正） 債券アクティブ運用において、永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）及びバנקローン（投資信託受益証券を通じて運用するものに限る）を新規に認めるとともに、４資産アクティブ運用において集中投資制限を緩和する改正を行った。 （平成３０年２月１日改正） 国内債券のベンチマーク・インデックスについて、NOMURA-BPI 物価連動国債プラスを組み入れたものに変更する改正を行った。 【平成３０年度】	（２）業務方針に基づき、適切に運用受託機関等の管理及び評価を行った。 また、アクティブ運用において多くのマネジャー・ベンチマークを採用している国内株式及び外国債券については、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分けた分析を行った。また、運用受託機関の総合評価方法について、平成２９年１１月に、これまでの定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 （３）各運用受託機関等の運用状況について、毎月１回、報告を受けるとともに、新たにベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理等を行うことができたことから、所期の目標を達成していると考ええる。 （４）ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いたことから、所期の目標を達成していると考ええる。 （５）業務方針について、随時見直しを実施し、必要に応じて改正が行われており、所期の目標を達成していると考ええる。
--	----------------------------------	--	--	---	--

	2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第104号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から法人に経営委員会及び監査委員会が設置される。経営	2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第104号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会	（5）年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針については、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。	（平成30年4月1日改正） ロンドン証券取引所グループによる買収に伴い、シティ債券インデックスのブランドが変更されたため、これに対応する改正を行った。 （平成30年6月22日改正） 総合評価が一定水準に満たない場合に原則として当該運用受託機関に警告する旨を明記することとし、警告を行った場合には、警告先の運用受託機関に対して改善計画の提出を求め、モニタリングを一定期間継続する旨を明記し、運用状況の改善が見込まれない場合は、解約できる旨定める改正を行った。 （平成30年7月13日改正） 「運用受託機関の管理に関する事項」の「運用ガイドライン」の短期資産の投資対象に「政府（特別会計を含む。）に対する短期証書貸付債権及び政府保証付短期証書貸付債権」を追加する改正を行った。 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第104号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 【平成29年度】 経営委員会は、平成29年度に8回開催し、業務方法書、中期計画及び年度計画、管理運用方針等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、発足間もない経営委員会の委員長及び委員が管理運用法人に対する理解を深めるために8回の勉強会を行った。 【経営委員会開催実績】 第1回 平成29年10月1日（持ち回り） 第2回 平成29年10月2日 第3回 平成29年11月1日 第4回 平成29年12月15日 第5回 平成30年1月22日 第6回 平成30年2月19日 第7回 平成30年3月14日 第8回 平成30年3月30日 【勉強会開催実績】 平成29年11月20日 平成29年12月4日 平成29年12月11日	〈課題と対応〉 特になし
--	--	--	--	---	----------------------------

委員会は、別紙に掲げる法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができることとな	は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。		平成３０年２月２６日 平成３０年３月９日 平成３０年３月１５日 平成３０年３月２６日 平成３０年３月２９日 監査委員会は、平成２９年に８回開催し、監査委員会の運営に関する事項等の議決や管理運用法人内における課題について審議を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、理事長及び理事を始め、各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。 【監査委員会開催実績】 第１回 平成２９年１０月１日（持ち回り） 第２回 平成２９年１０月２日 第３回 平成２９年１１月１日 第４回 平成２９年１２月１５日 第５回 平成３０年１月１９日 第６回 平成３０年２月１６日 第７回 平成３０年３月１４日 第８回 平成３０年３月２９日 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。 【平成３０年度】 経営委員会は、平成３０年度に１３回開催し、業務方法書、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、国民から一層信頼される組織体制の確立の観点から、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検することが必要との認識に至り、現行規程の点検プロジェクトを立ち上げ、９回の審議等を経て２３本の規程を制定した。また、経営委員会の運営向上を図るため、海外研修（ICPM Board Effectiveness Program）に経営委員１名が参加し、経営委員会に報告及び勉強会を開催することで、経営委員間の情報共有を図った。 【経営委員会開催実績】 第９回 平成３０年４月２６日 第１０回 平成３０年５月２８日 第１１回 平成３０年６月１８日 第１２回 平成３０年６月２８日 第１３回 平成３０年７月３１日 第１４回 平成３０年９月１８日	
--	--	--	--	--

	る。 本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。	本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。	第15回 平成30年10月15日 第16回 平成30年11月19日 第17回 平成30年12月17日 第18回 平成31年1月21日 第19回 平成31年2月15日 第20回 平成31年3月7日 第21回 平成31年3月29日 監査委員会は、平成30年度に19回開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。 【監査委員会開催実績】 第9回 平成30年4月20日 第10回 平成30年4月26日 第11回 平成30年5月28日 第12回 平成30年6月18日 第13回 平成30年6月27日 第14回 平成30年7月25日 第15回 平成30年7月31日 第16回 平成30年8月21日 第17回 平成30年9月13日 第18回 平成30年9月18日 第19回 平成30年10月11日 第20回 平成30年11月15日 第21回 平成30年12月13日 第22回 平成31年1月17日 第23回 平成31年2月13日 第24回 平成31年2月26日 第25回 平成31年3月4日 第26回 平成31年3月28日 第27回 平成31年3月29日 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。	
	3. 運用の目標、リスク管理及び	3. 運用の目標、リスク管理及び	3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標	

	運用手法 （１）運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第２条の４第１項及び国民年金法第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果	運用手法 （１）運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２条の４第１項及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第４条の３第１項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切	①年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。 各年度において乖離許容幅を超過することはなかった。 ②運用受託機関の選定 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 【平成２７年度】 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用について、第３次審査を実施し、運用委員会の審議を経た上で、運用機関を選定した。 【平成２８年度】 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用について、マネジャー・エントリー制を活用して公募を開始した。 i 外国株式運用 公募：平成２８年４月１８日開始（締切期限なし） ii 国内国株式パッシブ運用 公募：平成２９年３月２７日開始（締切期限なし） 【平成２９年度】 外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の２次審査を実施した。 また、運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的４資産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。 公募：平成３０年２月１９日開始（締切期限なし） 【平成３０年度】 平成２９年度にマネジャー・エントリー制を活用し、２次審査まで終えていた外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関の第３次審査を実施し、新規の外国株式パッシブ１社１ファンド、新規の国内株式パッシブ２社２ファンド選定した。 また、外国債券アクティブ（ハイ・イールド）において、マネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第２次審査を実施した。 さらに、国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ１ファンド及び外国株式パッシブ１ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。 ③運用受託機関の管理及び評価 ア 運用受託機関の管理は、毎月１回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取るにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 各年度において、定期ミーティングを実施したほか、毎月１回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。	
--	--	---	---	--

たすことから、重要度が高いものとする。	に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。		定期ミーティングを次のとおり実施した。
（２）ベンチマーク収益率の確保	ベンチマーク収益率を確保すること。		
各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。	ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。		
ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。			
上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。			

			の定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価）に伴い、運用機関にとって適切なマネジャー・ベンチマークであるか検証中である。検証結果を踏まえて、総合評価を平成31年度に行うこととしている。 イ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。 <table><tr><td></td><td>解約</td><td>資金の一部回収及び資金配分停止</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>国内株アクティブ運用受託機関 1ファンド 外国アクティブ運用受託機関 2ファンド</td><td>外国アクティブ運用受託機関 3ファンド</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>外国株式アクティブ運用受託機関 1ファンド</td><td>国内債券パッシブ 1ファンド 国内債券アクティブ 1ファンド 国内株式パッシブ 4ファンド 国内株式アクティブ 1ファンド 外国債券パッシブ 3ファンド 外国債券アクティブ 1ファンド 外国株式パッシブ 2ファンド</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>外国債券アクティブ 1ファンド</td><td>国内株式アクティブ 2ファンド 外国債券アクティブ 4ファンド 外国株式アクティブ 4ファンド</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>外国株式アクティブ 1ファンド</td><td>－</td></tr></table> （伝統4資産） ○ 27年度は、国内株アクティブ運用において、伝統的アクティブ運用との分散投資効果を高めることを目的に、スマートβ型アクティブ運用の割合を増やし、国内株式アクティブ全体の安定的な超過収益の確保に努めた。 ○ 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し（外国株式：平成28年4月28日公募開始（登録数319、情報提供数82の計401ファンド（平成29年3月末））、国内株式パッシブ：平成29年3月27日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。 運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的4資産全てにマネジャー・エントリーを拡大し（平成30年2月19日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。		解約	資金の一部回収及び資金配分停止	平成27年度	国内株アクティブ運用受託機関 1ファンド 外国アクティブ運用受託機関 2ファンド	外国アクティブ運用受託機関 3ファンド	平成28年度	外国株式アクティブ運用受託機関 1ファンド	国内債券パッシブ 1ファンド 国内債券アクティブ 1ファンド 国内株式パッシブ 4ファンド 国内株式アクティブ 1ファンド 外国債券パッシブ 3ファンド 外国債券アクティブ 1ファンド 外国株式パッシブ 2ファンド	平成29年度	外国債券アクティブ 1ファンド	国内株式アクティブ 2ファンド 外国債券アクティブ 4ファンド 外国株式アクティブ 4ファンド	平成30年度	外国株式アクティブ 1ファンド	－	
	解約	資金の一部回収及び資金配分停止																	
平成27年度	国内株アクティブ運用受託機関 1ファンド 外国アクティブ運用受託機関 2ファンド	外国アクティブ運用受託機関 3ファンド																	
平成28年度	外国株式アクティブ運用受託機関 1ファンド	国内債券パッシブ 1ファンド 国内債券アクティブ 1ファンド 国内株式パッシブ 4ファンド 国内株式アクティブ 1ファンド 外国債券パッシブ 3ファンド 外国債券アクティブ 1ファンド 外国株式パッシブ 2ファンド																	
平成29年度	外国債券アクティブ 1ファンド	国内株式アクティブ 2ファンド 外国債券アクティブ 4ファンド 外国株式アクティブ 4ファンド																	
平成30年度	外国株式アクティブ 1ファンド	－																	

				○ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、既存の取引先については継続することに問題がないことを確認した。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。 ○ 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）のサブインデックスによるパッシブファンド（通貨別パッシブファンド）の運用を２８年度に開始した。 ２９年度には、運用手法の多様化等の観点からMSCI－ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）のサブインデックスによるパッシブファンド（地域別パッシブファンド）の運用を開始した。 ○ スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を２８年度に策定し、国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の運用受託機関から資金回収を行った。 平成２９年度に新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価を実施。評価の対象も前年の国内株式パッシブ運用のみから内外株式（パッシブ及びアクティブ）に拡大。 ○ 平成２５年度税制改正により、平成２８年１月１日以降に支払いを受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）を開始した（平成２８年９月運用開始、収益額３４億円）。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。 外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）の平成２９年度収益額：１４４億円 外国株式ファンドにおける貸付運用（レンディング）の平成２９年度収益額：１１４億円 外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）の平成３０年度収益額：１７億円 外国株式ファンドにおける貸付運用（レンディング）の平成３０年度収益額：１３８億円 ○ 平成２９年度の総合評価結果に基づき、外国債券及び外国株式において、一部回収となった運用受託機関から配分先の運用受託機関へ資産移管を進めた。	
--	--	--	--	---	--

				○ 国内株式において、管理運用上不要と判断したマネジャー・ベンチマークにかかる資産等を回収し、E S Gの運用機関へ配分するなど、適切な運用機関構成とするための施策を実施した。 ○ 外国債券アクティブにおいて、外国債券における物価連動債投資の意義を議論し、当該マンドートを廃止した。また、地域別のマネジャー・ベンチマークを採用しているパッシブファンドについて、新たに為替ヘッジ付のマネジャー・ベンチマークを設定した。 ○ 外国株式アクティブにおいて、総合評価の緊急性が高かった、外国株式アクティブ1ファンドについては個別に総合評価を実施し、解約を決定し、速やかに資産の移管を行った。 ○ 市場運用部内を投資グループ(ファンドへの配分・回収を判断)、評価グループ(総合評価を実施)、支援グループ(市場運用部内の事務支援を実施)に役割を分担し適切にリソースを分けることにより、運用受託機関の適切な管理・評価を行った。 ○ 運用受託機関の管理・評価のため、R P A導入のための取り組みを進め、一部導入した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析に時間を割くことが可能となった。 ○ 分析ツールの活用により運用受託機関からの報告書を簡略化し、負担の軽減に努めた。 (オルタナティブ資産) 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 平成29年度においては、平成29年4月11日にインフラストラクチャー分野、プライベート・エクイティ分野及び不動産分野について、マネジャー・エントリー制を活用して公募を開始し、平成29年度中にインフラストラクチャー分野で2社及び国内不動産分野において1社を採用した。 採用した運用機関の管理は、定期的に案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を行うことにより行うこととしている。平成29年度においては、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野で採用した運用受託機関と定期的なミーティングを実施した。 インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成29年度に採用した運用機関を活用し投資残高の積み上げを行った結果、平成30年3月末現在の残高は1,968億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた共同投資残高の積み上げを行った結果、平成30年3月末現在の残高は82億円となった。 不動産分野については、平成29年度に採用した運用受託機関を通じ、国内の私募リートへの投資を実施した結果、平成30年3月末現在の残高は81億円となった。 平成30年度においては、マネジャー・エントリー制を活用した公募により、運	
--	--	--	--	---	--

				用受託機関を新たにインフラストラクチャー分野で1社、グローバル不動産分野において1社を採用した。また、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。 採用した運用機関の管理は、定期的に案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を行うことにより行うこととしている。平成30年度においては、インフラストラクチャー分野及び不動産分野で採用した運用受託機関と定期的なミーティングを実施した。 インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、平成31年3月末現在の残高は2,936億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた投資残高の積み上げを行った結果、平成31年3月末現在の残高は143億円となった。 不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資残高を積み上げた結果、平成31年3月末現在の残高は1,249億円となった。 ④各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率 各年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●平成27年4月～平成31年3月 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="4">超過収益率(A)-(B) (単位:%)</th></tr> <tr> <th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr> <tr> <td rowspan="3">国内債券</td><td></td><td>-0.23</td><td>+0.05</td><td>+0.06</td><td>+0.05</td></tr> <tr> <td>パッシブ</td><td>+0.02</td><td>+0.02</td><td>+0.02</td><td>+0.03</td></tr> <tr> <td>アクティブ</td><td>-1.49</td><td>+0.18</td><td>+0.20</td><td>+0.11</td></tr> <tr> <td rowspan="3">国内株式</td><td></td><td>+0.02</td><td>+0.2</td><td>-0.21</td><td>-0.05</td></tr> <tr> <td>パッシブ</td><td>-0.13</td><td>-0.04</td><td>-0.43</td><td>+0.13</td></tr> <tr> <td>アクティブ</td><td>+0.92</td><td>+2.61</td><td>+2.04</td><td>-1.62</td></tr> <tr> <td rowspan="3">外国債券</td><td></td><td>-0.58</td><td>+2.19</td><td>-0.52</td><td>+0.24</td></tr> <tr> <td>パッシブ</td><td>+0.04</td><td>+0.05</td><td>+0.24</td><td>-0.16</td></tr> <tr> <td>アクティブ</td><td>-0.86</td><td>+5.91</td><td>-1.68</td><td>+0.89</td></tr> <tr> <td rowspan="3">外国株式</td><td></td><td>+0.03</td><td>-0.41</td><td>+0.46</td><td>-0.09</td></tr> <tr> <td>パッシブ</td><td>+0.04</td><td>-0.01</td><td>+0.04</td><td>-0.09</td></tr> <tr> <td>アクティブ</td><td>+0.09</td><td>-2.49</td><td>+3.16</td><td>+0.85</td></tr> </table>			超過収益率(A)-(B) (単位:%)				27年度	28年度	29年度	30年度	国内債券		-0.23	+0.05	+0.06	+0.05	パッシブ	+0.02	+0.02	+0.02	+0.03	アクティブ	-1.49	+0.18	+0.20	+0.11	国内株式		+0.02	+0.2	-0.21	-0.05	パッシブ	-0.13	-0.04	-0.43	+0.13	アクティブ	+0.92	+2.61	+2.04	-1.62	外国債券		-0.58	+2.19	-0.52	+0.24	パッシブ	+0.04	+0.05	+0.24	-0.16	アクティブ	-0.86	+5.91	-1.68	+0.89	外国株式		+0.03	-0.41	+0.46	-0.09	パッシブ	+0.04	-0.01	+0.04	-0.09	アクティブ	+0.09	-2.49	+3.16	+0.85	
		超過収益率(A)-(B) (単位:%)																																																																													
		27年度	28年度	29年度	30年度																																																																										
国内債券		-0.23	+0.05	+0.06	+0.05																																																																										
	パッシブ	+0.02	+0.02	+0.02	+0.03																																																																										
	アクティブ	-1.49	+0.18	+0.20	+0.11																																																																										
国内株式		+0.02	+0.2	-0.21	-0.05																																																																										
	パッシブ	-0.13	-0.04	-0.43	+0.13																																																																										
	アクティブ	+0.92	+2.61	+2.04	-1.62																																																																										
外国債券		-0.58	+2.19	-0.52	+0.24																																																																										
	パッシブ	+0.04	+0.05	+0.24	-0.16																																																																										
	アクティブ	-0.86	+5.91	-1.68	+0.89																																																																										
外国株式		+0.03	-0.41	+0.46	-0.09																																																																										
	パッシブ	+0.04	-0.01	+0.04	-0.09																																																																										
	アクティブ	+0.09	-2.49	+3.16	+0.85																																																																										

				【平成27年度】 国内債券及び外国債券はマイナスの超過収益率となり、国内株式及び外国株式については、プラスの超過収益率となった。国内債券については、－0.23%の超過収益率となった。国内債券全体の超過収益率に対して要因分析を行うと、超過収益率がマイナスとなった要因の大部分は物価連動国債の影響によるものである。物価連動国債については、中長期的なデフレ脱却を見込んでインフレリスクを軽減するという考え方の下で組み入れを進めてきたが、足元の円高及び資源価格の下落等を背景に市場の期待インフレ率が低下したため、－0.22%の寄与度となった。なお、物価連動国債以外の国内債券では、－0.01%の寄与度と概ねベンチマーク並みの収益率を確保している。 外国債券については、－0.58%の超過収益率となった。多様な運用プロダクトを幅広く選定し、ハイイールド債やエマージング債に分散投資を進めることによって超過収益率を獲得するという考え方の下で、運用受託機関構成の見直しを実施したが、その移管期間中（7～9月）の中国の景気減速懸念等による市場の急変の影響を受け、4～9月は－0.45%の超過収益率となった。一方、マネジャー・ストラクチャー再構築後の10月～3月においては、再び中国の景気減速懸念が高まり、また原油価格が下落した。ECBは2度の金融緩和を行い、ユーロ圏の長期金利が大幅に低下したため、ユーロ圏の債券のアンダーウェイトがマイナスに寄与した。また米国での利上げ観測が後退し、米ドルが下落したため、米ドルのオーバーウェイトもマイナスに寄与した。結果として、この間は－0.14%の超過収益率となった。 【平成28年度】 国内債券、国内株式及び外国債券については、プラスの超過収益率となり、外国株式はマイナスの超過収益率となった。国内債券については、+0.05%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。 国内株式については、+0.20%の超過収益率となった。市場全体が上昇する中でベンチマーク収益率に対して相対的に株価が冴えなかったディフェンシブセクター（食料品、医薬品、陸運）及び不動産をアンダーウェイトに、相対的に株価が好調であった機械、電気機器、非鉄金属、銀行セクターをオーバーウェイトとしていたことがプラスに寄与した。また、医薬品、小売、輸送用機器、サービス、その他金融、化学などのセクターにおける銘柄選択もプラスに寄与した。 外国債券については、+2.19%の超過収益率となった。エネルギーセクターの混乱が収束する等、社債等の非国債商品のパフォーマンスが国債に比べて好調だったことから、同商品をオーバーウェイトしていたことが国債で構成される評価ベンチマークに対	
--	--	--	--	--	--

			してプラスに寄与した。また、為替市場において米ドル高・ユーロ安が進んだ中、ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイト、ユーロをアンダーウエイトとしていたこともプラスに寄与した。 外国株式については、－０．４１％の超過収益率となった。クオリティ重視でベンチマークに比べてアンダーウエイトしていた銀行セクター、素材セクター（主に鉱業）及びエネルギーセクター（主に石油ガス燃料）の株価が平成２８年６月のＢｒｅｘｉｔ及び１１月の米国大統領選（トランプ大統領当選）後に大幅上昇したことがマイナス寄与した。 【平成２９年度】 国内債券及び外国株式については、プラスの超過収益率となり、国内株式及び外国債券はマイナスの超過収益率となった。 国内債券については、＋０．０６％と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。 国内株式については、－０．２１％の超過収益率となった。市場全体が上昇する中、相対的に株価が冴えなかった銀行セクター、通信セクター及び大型株の組入比率の高いベンチマークによるパッシブ運用の構成比率が高かったことがマイナスに寄与した。 外国債券については、－０．５２％の超過収益率となった。為替市場において米ドル安・ユーロ高が進んだ中、アクティブ運用において、ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイト、ユーロをアンダーウエイトとする構成となっていたことが、マイナスに寄与した。 外国株式については、＋０．４６％の超過収益率となった。新興国株式をアンダーウエイトとしていたことがマイナスに寄与したものの、先進国株式アクティブの運用が奏功し、主に情報技術セクターのオーバーウエイトがプラスに寄与した。 【平成３０年度】 国内債券については、＋０．０５％と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。 国内株式については、－０．０５％と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。 外国債券については、＋０．２４％の超過収益率となった。ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイトし、ユーロをアンダーウエイトする資産構成としているが、為替市場において米ドル高・ユーロ安が進んだことがプラスに寄与した。 外国株式については、－０．０９％と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。 ●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。 【平成２７年度】（単位：％） <table><tr><td></td><td>ファンド要因①</td><td>ベンチマーク 要因②</td><td>その他要因③</td><td>超過収益率①＋②＋③</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>-0.23</td><td>+0.02</td><td>-0.02</td><td>-0.23</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.02</td><td>+0.05</td><td>-0.02</td><td>+0.02</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>-0.03</td><td>-0.12</td><td>+0.01</td><td>-0.14</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>+0.03</td><td>+0.01</td><td>-0.01</td><td>+0.03</td></tr></table> 【平成２８年度】（単位：％）		ファンド要因①	ベンチマーク 要因②	その他要因③	超過収益率①＋②＋③	国内債券	-0.23	+0.02	-0.02	-0.23	国内株式	-0.02	+0.05	-0.02	+0.02	外国債券	-0.03	-0.12	+0.01	-0.14	外国株式	+0.03	+0.01	-0.01	+0.03	
	ファンド要因①	ベンチマーク 要因②	その他要因③	超過収益率①＋②＋③																									
国内債券	-0.23	+0.02	-0.02	-0.23																									
国内株式	-0.02	+0.05	-0.02	+0.02																									
外国債券	-0.03	-0.12	+0.01	-0.14																									
外国株式	+0.03	+0.01	-0.01	+0.03																									

	ファンド要因①	ベンチマーク 要因②	その他要因③	超過収益率①+②+③
国内債券	+0.05	-0.01	+0.01	+0.05
国内株式	+0.17	+0.05	-0.02	+0.20
外国債券	+1.07	+1.06	+0.06	+2.19
外国株式	-0.39	+0.00	-0.03	-0.41

【平成 2 9 年度】（単位：％）

	ファンド要因①	ベンチマーク 要因②	その他要因③	超過収益率①+②+③
国内債券	+0.06	+0.00	+0.00	+0.06
国内株式	+0.26	-0.45	-0.03	-0.21
外国債券	+0.22	-0.70	-0.04	-0.52
外国株式	+0.56	-0.10	+0.00	+0.46

【平成 3 0 年度】（単位：％）

	ファンド要因①	ベンチマーク 要因②	その他要因③	超過収益率①+②+③
国内債券	+0.05	+0.00	+0.00	+0.05
国内株式	-0.15	+0.13	-0.03	-0.05
外国債券	-0.13	+0.40	-0.04	+0.24
外国株式	-0.16	+0.11	-0.04	-0.09

（注 1）ファンド 要因とは、個別ファンドとマネジャーベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残上位を考慮し算出。
（注 2）ベンチマーク要因とは、マネジャーベンチマークと各資産のベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残上位を考慮し算出。各資産のベンチマークは次項の通り。
（注 3）その他要因とは、各ファンドの平残上位を使用することによる計算上の誤差等の要因。
（注 4）平成 27 年度の外国債券については、マネジャーストラクチャーの変更があったため、10 月以降を分析の対象としている。

中期計画期間の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

●平成 2 7 年 4 月～平成 3 1 年 3 月

		（単位：％）
		超過収益率 （A）－（B）
国内債券		-0.02
	パッシブ運用	+0.02
	アクティブ運用	-0.24
国内株式		-0.01
	パッシブ運用	-0.11
	アクティブ運用	+0.85
外国債券		+0.35
	パッシブ運用	+0.04
	アクティブ運用	+1.10
外国株式		+0.00
	パッシブ運用	-0.00
	アクティブ運用	+0.40

外国債券及び外国株式については、プラスの超過収益率となり、国内債券及び国内

			株式はマイナスの超過収益率となった。 ⑤ベンチマーク ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。 平成２８年度は、国内債券のベンチマークを物価連動国債を含んだ複合インデックスに変更し、平成２９年度は、外国株式のベンチマークを複合ベンチマークから MSCI ACWIに変更するとともに、国内債券の複合ベンチマークに NOMURA-BPI 物価連動国債プラスを追加した。																
			<table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr><tr><td>27 年 度</td><td>NOMURA-BPI「除く ABS」、 NOMURA-BPI 国債及び NOMURA-BPI/GPIF Customized の複合インデッ クス(それぞれの運用金額 による構成比で加重平均し たもの)</td><td>TOPIX(配当 込み)</td><td>○～平成 27 年 9 月 シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。以下同じ。)及 びシティ世界 BIG 債券イ ンデックス(除く日本円、 ヘッジなし・円ベース。以 下同じ。)の複合インデッ クス)パッシブ運用部分に ついては世界国債インデ ックス及びアクティブ運用 部分については世界 BIG 債券インデックスのそれ ぞれの運用金額による構 成比で加重平均したも の) ○平成 27 年 10 月～ シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。)</td><td>MSCI KOKUSAI(円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)、MSCI EMERGING MARKETS(円ベー ス、配当込み、税引 き後)及び MSCI ACWI(除く日本、円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)の複合インデッ クス(それぞれの運 用金額による構成 比で加重平均した もの)</td></tr><tr><td>28 年 度</td><td>NOMURA-BPI「除く ABS」、 NOMURA-BPI 国債、 NOMURA-BPI/GPIF Customized 及び NOMURA J-TIPS Index(フロアあり) の複合インデックス(それぞ れの運用金額による構成 比で加重平均したもの)</td><td>TOPIX(配当 込み)</td><td>シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。)</td><td>MSCI KOKUSAI(円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)、MSCI EMERGING MARKETS(円ベー ス、配当込み、税引 き後)及び MSCI ACWI(除く日本、円 ベース、配当込み、</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	27 年 度	NOMURA-BPI「除く ABS」、 NOMURA-BPI 国債及び NOMURA-BPI/GPIF Customized の複合インデッ クス(それぞれの運用金額 による構成比で加重平均し たもの)	TOPIX(配当 込み)	○～平成 27 年 9 月 シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。以下同じ。)及 びシティ世界 BIG 債券イ ンデックス(除く日本円、 ヘッジなし・円ベース。以 下同じ。)の複合インデッ クス)パッシブ運用部分に ついては世界国債インデ ックス及びアクティブ運用 部分については世界 BIG 債券インデックスのそれ ぞれの運用金額による構 成比で加重平均したも の) ○平成 27 年 10 月～ シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。)	MSCI KOKUSAI(円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)、MSCI EMERGING MARKETS(円ベー ス、配当込み、税引 き後)及び MSCI ACWI(除く日本、円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)の複合インデッ クス(それぞれの運 用金額による構成 比で加重平均した もの)	28 年 度	NOMURA-BPI「除く ABS」、 NOMURA-BPI 国債、 NOMURA-BPI/GPIF Customized 及び NOMURA J-TIPS Index(フロアあり) の複合インデックス(それぞ れの運用金額による構成 比で加重平均したもの)	TOPIX(配当 込み)	シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。)	MSCI KOKUSAI(円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)、MSCI EMERGING MARKETS(円ベー ス、配当込み、税引 き後)及び MSCI ACWI(除く日本、円 ベース、配当込み、	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式															
27 年 度	NOMURA-BPI「除く ABS」、 NOMURA-BPI 国債及び NOMURA-BPI/GPIF Customized の複合インデッ クス(それぞれの運用金額 による構成比で加重平均し たもの)	TOPIX(配当 込み)	○～平成 27 年 9 月 シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。以下同じ。)及 びシティ世界 BIG 債券イ ンデックス(除く日本円、 ヘッジなし・円ベース。以 下同じ。)の複合インデッ クス)パッシブ運用部分に ついては世界国債インデ ックス及びアクティブ運用 部分については世界 BIG 債券インデックスのそれ ぞれの運用金額による構 成比で加重平均したも の) ○平成 27 年 10 月～ シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。)	MSCI KOKUSAI(円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)、MSCI EMERGING MARKETS(円ベー ス、配当込み、税引 き後)及び MSCI ACWI(除く日本、円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)の複合インデッ クス(それぞれの運 用金額による構成 比で加重平均した もの)															
28 年 度	NOMURA-BPI「除く ABS」、 NOMURA-BPI 国債、 NOMURA-BPI/GPIF Customized 及び NOMURA J-TIPS Index(フロアあり) の複合インデックス(それぞ れの運用金額による構成 比で加重平均したもの)	TOPIX(配当 込み)	シティ世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。)	MSCI KOKUSAI(円 ベース、配当込み、 管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)、MSCI EMERGING MARKETS(円ベー ス、配当込み、税引 き後)及び MSCI ACWI(除く日本、円 ベース、配当込み、															

								管理運用法人の配 当課税要因考慮 後)の複合インデッ クス(それぞれの運 用金額による構成 比で加重平均した もの)				
				29 年 度	NOMURA-BPI「除く ABS」、 NOMURA-BPI 国債、 NOMURA-BPI/GPIF Customized、NOMURA 物 価連動国債(フロアあり)及 び NOMURA-BPI 物価連動 国債プラスの複合インデッ クス(それぞれの運用金額 による構成比で加重平均し たもの)	TOPIX(配当 込み)	FTSE 世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。)	MSCI ACWI(除く日 本、円ベース、配当 込み、管理運用法 人の配当課税要因 考慮後)				
				30 年 度	NOMURA-BPI「除く ABS」、NOMURA-BPI 国 債、NOMURA-BPI/GPIF Customized、NOMURAJ-TI PS Index(フロアあり)及 び NOMURA-BPI 物価連動 国債プラスの複合インデッ クス(それぞれの運用金額 による構成比で加重平均し たもの)	TOPIX(配当 込み)	FTSE 世界国債インデック ス(除く日本、ヘッジなし・ 円ベース。)	MSCI ACWI(除く日 本、円ベース、配当 込み、管理運用法 人の配当課税要因 考慮後)				
			⑥対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析 運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収 益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産 配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の3つの要因に分解すると、 次のとおりである。 【平成27年度】									

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③
国内債券	0.11%	-0.07%	-0.01%	0.03%
国内株式	0.05%	0.01%	-0.00%	0.05%
外国債券	-0.04%	-0.09%	0.01%	-0.12%
外国株式	0.02%	0.01%	-0.00%	0.03%
短期資産	0.07%	0.00%	0.00%	0.07%
合 計	0.21%	-0.15%	-0.06%	0.00%

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率を比較すると、ほとんど乖離がなかった。これは、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券等が基本ポートフォリオに対して平均的にオーバーウェイトとなったことがプラスに寄与した一方で、個別資産要因において、国内債券及び外国債券の超過収益率がマイナスであったことがマイナスに寄与したことによるものである。

【平成28年度】

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③
国内債券	-0.15%	0.02%	0.00%	-0.13%
国内株式	-0.20%	0.05%	-0.00%	-0.16%
外国債券	0.16%	0.36%	-0.04%	0.49%
外国株式	-0.21%	-0.10%	0.01%	-0.30%
短期資産	-0.25%	0.00%	0.00%	-0.25%
合 計	-0.66%	0.33%	-0.04%	-0.37%

運用資産全体に係る収益率（5.86％）と複合ベンチマーク収益率（6.22％）を比較すると、個別資産要因は+0.33％となったものの、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりもベンチマーク収益率の高かった国内株式及び外国株式が基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウェイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産配分要因が-0.66％となった結果、全体では-0.37％となった。

【平成29年度】

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③
国内債券	0.16%	0.02%	-0.00%	0.18%
国内株式	-0.03%	-0.05%	0.00%	-0.08%
外国債券	0.02%	-0.08%	0.00%	-0.06%
外国株式	-0.06%	0.11%	-0.00%	0.05%
短期資産	-0.45%	0.00%	0.00%	-0.45%
合 計	-0.36%	0.00%	-0.01%	-0.37%

運用資産全体に係る収益率（6.90％）と複合ベンチマーク収益率（7.26％）を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.36％となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響

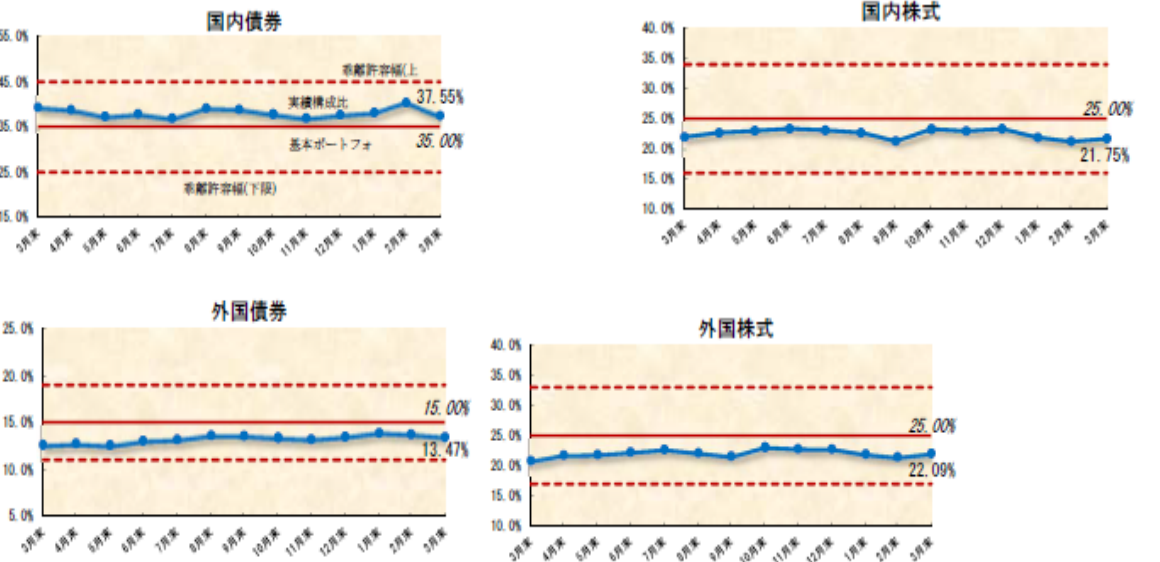
			により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で＋０．００％となった。 【平成３０年度】 <table><tr><th></th><th>資産配分要因 ①</th><th>個別資産要因 ②</th><th>その他要因 (誤差含む) ③</th><th>①＋②＋③</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>－０．１４％</td><td>０．０２％</td><td>－０．００％</td><td>－０．１３％</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>－０．０９％</td><td>－０．０２％</td><td>０．００％</td><td>－０．１１％</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>－０．０１％</td><td>０．０３％</td><td>０．００％</td><td>０．０２％</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>－０．０６％</td><td>－０．０２％</td><td>－０．００％</td><td>－０．０８％</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>－０．０８％</td><td>０．００％</td><td>０．００％</td><td>－０．０８％</td></tr><tr><td>合 計</td><td>－０．３８％</td><td>０．０２％</td><td>－０．０４％</td><td>－０．４０％</td></tr></table> 運用資産全体に係る収益率（１．５２％）と複合ベンチマーク収益率（１．９２％）を比較すると、資産配分要因において、特に第３四半期に複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券を基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウェイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産全体で－０．３８％となった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で＋０．０２％となった。 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析（平成２７年４月～平成３１年３月）】 <table><tr><th></th><th>資産配分要因 ①</th><th>個別資産要因 ②</th><th>その他要因 (誤差含む) ③</th><th>①＋②＋③</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>０．０１％</td><td>－０．０１％</td><td>－０．００％</td><td>－０．００％</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>－０．０５％</td><td>－０．００％</td><td>－０．００％</td><td>－０．０５％</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>０．０２％</td><td>０．０５％</td><td>－０．００％</td><td>０．０７％</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>－０．０８％</td><td>０．００％</td><td>０．００％</td><td>－０．０８％</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>－０．２４％</td><td>０．００％</td><td>０．００％</td><td>－０．２４％</td></tr><tr><td>合 計</td><td>－０．３４％</td><td>０．０４％</td><td>０．０２％</td><td>－０．２８％</td></tr></table> 運用資産全体に係る収益率（２．５２％）と複合ベンチマーク収益率（２．８０％）を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で－０．３４％となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で＋０．０４％となった。		資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①＋②＋③	国内債券	－０．１４％	０．０２％	－０．００％	－０．１３％	国内株式	－０．０９％	－０．０２％	０．００％	－０．１１％	外国債券	－０．０１％	０．０３％	０．００％	０．０２％	外国株式	－０．０６％	－０．０２％	－０．００％	－０．０８％	短期資産	－０．０８％	０．００％	０．００％	－０．０８％	合 計	－０．３８％	０．０２％	－０．０４％	－０．４０％		資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①＋②＋③	国内債券	０．０１％	－０．０１％	－０．００％	－０．００％	国内株式	－０．０５％	－０．００％	－０．００％	－０．０５％	外国債券	０．０２％	０．０５％	－０．００％	０．０７％	外国株式	－０．０８％	０．００％	０．００％	－０．０８％	短期資産	－０．２４％	０．００％	０．００％	－０．２４％	合 計	－０．３４％	０．０４％	０．０２％	－０．２８％	
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①＋②＋③																																																																						
国内債券	－０．１４％	０．０２％	－０．００％	－０．１３％																																																																						
国内株式	－０．０９％	－０．０２％	０．００％	－０．１１％																																																																						
外国債券	－０．０１％	０．０３％	０．００％	０．０２％																																																																						
外国株式	－０．０６％	－０．０２％	－０．００％	－０．０８％																																																																						
短期資産	－０．０８％	０．００％	０．００％	－０．０８％																																																																						
合 計	－０．３８％	０．０２％	－０．０４％	－０．４０％																																																																						
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①＋②＋③																																																																						
国内債券	０．０１％	－０．０１％	－０．００％	－０．００％																																																																						
国内株式	－０．０５％	－０．００％	－０．００％	－０．０５％																																																																						
外国債券	０．０２％	０．０５％	－０．００％	０．０７％																																																																						
外国株式	－０．０８％	０．００％	０．００％	－０．０８％																																																																						
短期資産	－０．２４％	０．００％	０．００％	－０．２４％																																																																						
合 計	－０．３４％	０．０４％	０．０２％	－０．２８％																																																																						

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－2	リスク管理

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度		
資産全体の資産 構成割合とポー トフォリオとの 乖離状況を把握 し、市場動向等 を分析し、リバ ランスを検討し た回数。	適切なリスク 管理	月 1 回以上	年間 51 回	年間 52 回	年間 44 回	年間 44 回			
リバランスによ るリスク変化量 について分析し た回数	適切なリスク 管理	－	－	5 回	8 回	8 回			
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度				
予算額（千円）								《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	
決算額（千円）									
経常費用（千円）	－	－	－	－	－				
経常利益（千円）	－	－	－	－	－				
行政サービス実 施コスト（千円）	－	－	－	－	－				
従事人員数	－	－	－	－	－				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	（３）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るととも	（２）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金につ		<主な業務実績> （２）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 国内株式及び外国債券については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式全体及び外国債券全体のリスクに与える影響について注視した。 また、平成３０年度には、運用リスク管理に関する基本方針を策定し、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行ったとともに、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが各資産全体のリスクに与える影響について注視した。 リバランスについては、基本ポートフォリオに近づけるよう、市場の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を	<自己評価> 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、毎月運用リスク管理委員会を開催し、資産全体については、資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を各資産及びトラッキングエラーについて、少なくとも毎月１回把握し、バリュアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法で、様々な観測期間（２年や５年）や信頼水準（１σ、95%、99%）の下で複数の手法でモニタリングを行っている。また、フォワードルッキングなリスク分析としては、地政学リスクの把握やリスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析した。各資産については、市場リスク管理については推定トラッキングエラーの要因分解、信用リスク管理ではリスクベースでのモニタリングの強化、カントリーリスクでは他のリスクとの棲み分けを重視した管理に変更した。各運用受託機関及び各資産管理機関等については、ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリ

	に、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	いて、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加	<評価の視点> （１）資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 （２）適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。 （３）資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。 （４）資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益	行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。 なお、平成２９年度においては、各資産の資産管理機関については、資産管理業務における資産管理能力の低下や不祥事等の問題が発生した際の資産管理業務継続の観点から、従来の１資産１資産管理機関体制から１資産複数資産管理機関体制に移行することを決定し、平成３０年度には、国内株式、外国債券において移行を行った。 また、トランジション・マネジャーについては、業務継続が困難となった場合等に代替となるマネジャーに委託できる体制とするため、国内株式、外国株式及び外国債券において新たにトランジション・マネジャーと契約を締結した。 【乖離状況の把握等】 各年度において、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認した。 また、平成２８年度においては推定相対リスク（年金積立金全体の推定トラッキングエラー）のモニタリングを強化した。 さらに、平成３０年度において、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅を弾力的に適用したことを踏まえ、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合が国内債券の乖離許容幅の範囲内に収まっていることを確認した。 ●基本ポートフォリオとの乖離状況 【平成２７年度】  【平成２８年度】	スク管理を実施した。 また、資産配分についてリスク管理ツールを用いて事前に各種リスク管理指標への影響を分析した上で、問題発生の有無や対応措置の必要を確認するなどを行っていることを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。 【評価の視点】 （１）資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測及びモニタリングすることにより乖離状況の把握について高度化を図っており、各年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移したことを確認したことから、所期の目標を達成していると考ええる。 （２）運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる分析及び投資戦略情報に基づく分析など経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （３）資産全体のリスクの確認、分析及び評価については、毎月運用リスク管理委員会を開催し、適切に行われており、所期の目標を達成していると考ええる。 （４）各年度ごとで適切に各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の乖離要因を分析した。また、リバランスに係る配分・回収について、より詳細なリスク分析
--	---	--	---	--	--

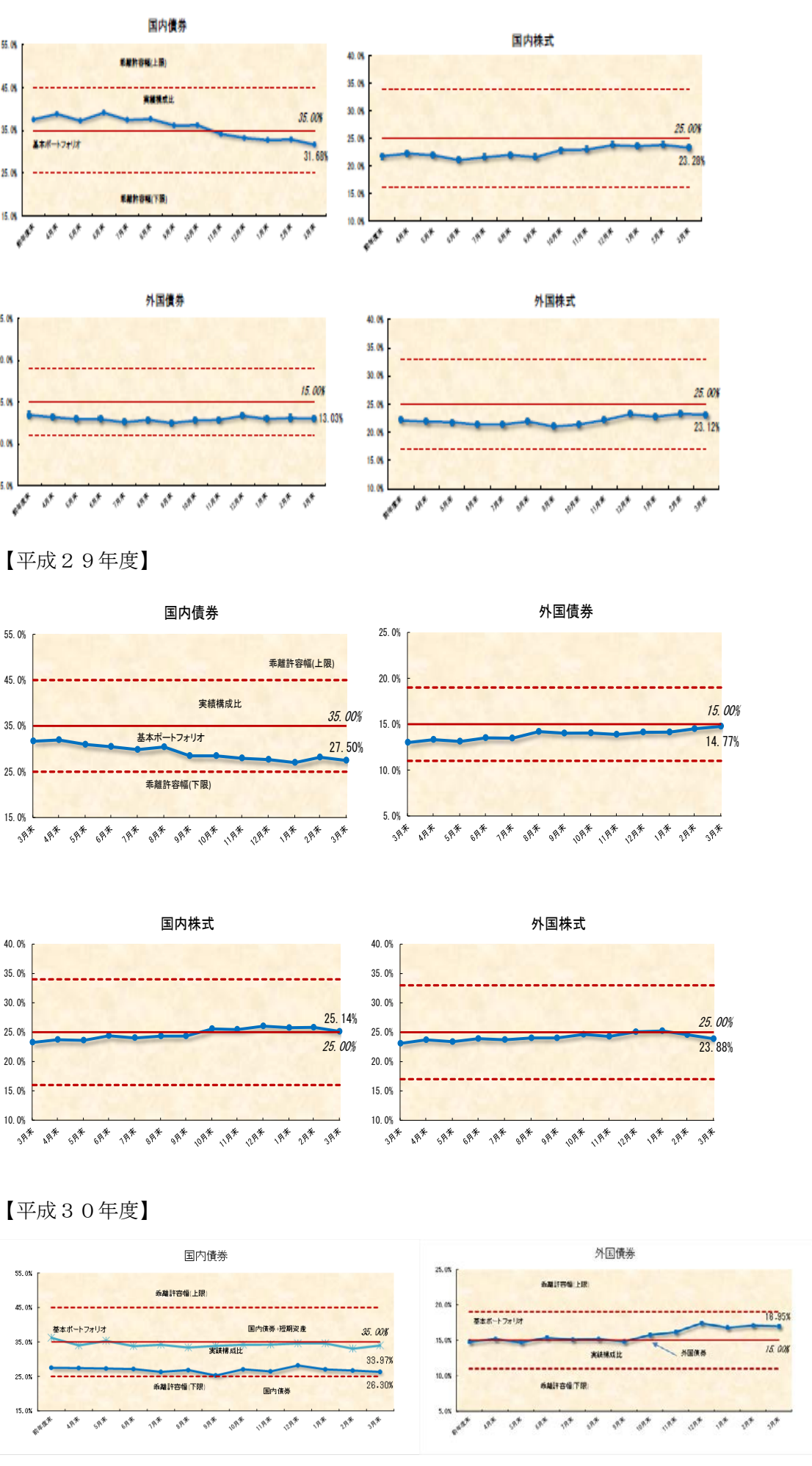
重したもの）との乖離要因の分析等を行う。

率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。

（５）各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。

（６）各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。

（７）運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、

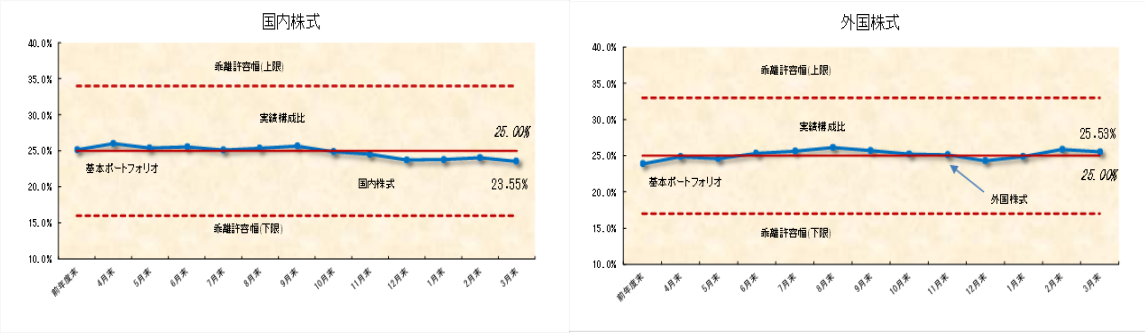


及びパフォーマンス分析を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

（５）適切に各資産ごとに管理すべきリスクを運用リスク管理基本方針で定め、経営委員会や運用リスク管理委員会で定期的に確認している。なお、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和に伴い、信用リスク分析による当該緩和の影響の検証も実施した。上記を踏まえ、所期の目標を達成していると考えている。

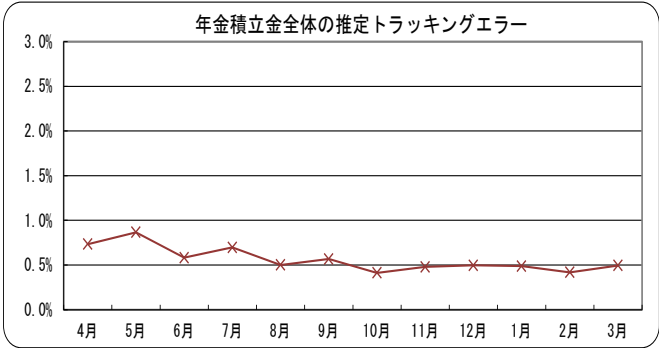
（６）各年度において、国内株式と外国債券において、評価ベンチマークとは異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式、外国債券及び資産全体のリスクに与える影響について定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考える。

（７）運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。伝統的資産においては、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項の見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。オルタナティブ資産においては、リスク及びパフォーマンス管理の為、運用受託機関から定期的にレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理

			各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。 (8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。 (9) 資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。 (10) 自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。	 【市場動向の把握・分析等】 【平成27年度】 資金配分・回収及びリバランス検討時に必要な市場動向の把握のため、月次のタイミングで当月及び翌月の詳細な経済・市場動向分析を実施したほか、週次での分析を継続し、投資委員会を通じて法人内で共有した。 また、経済コンサルタントの活用に加えて、委託運用先を通じた情報収集を行った。さらに平成28年2月より、運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めている。リバランスについては、基本ポートフォリオに近づけるよう、市場の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。 【平成28年度】 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 【平成29年度】 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 【平成30年度】 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 【フォワード・ルッキングなリスク分析】 【平成28年度】 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、平成28年度は、情報提供依頼「フォワード・ルッキングなリスク管理のベストプラクティスについて」の公募（1月20日から2月20日、22日間）を実施し、情報収集を行った。また、リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状況について分析及びシミュレーションを行った。 【平成29年度】 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離（注）に基づくシナリオの蓋然性について報告した。 （注）統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場合に使用される。	を行っている。以上より、所期の目標を達成していると考える。 (8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示すなど、適切にリスク管理を実施し、大きな課題が生じている資産管理機関に対しては、警告を行ったうえで改善を求めており、所期の目標を達成していると考える。 (9) 各年度において、適切に資産管理機関の信用リスクを管理しており、所期の目標を達成していると考える。 (10) 各年度において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理行っており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし
--	--	--	---	---	--

			ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているかを距離として把握するために用いられる。 【平成30年度】 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、外部コンサルタントを採用し、マクロ経済・地政学等の不均衡およびトリガーについて報告した。また、リスク管理分析ツールの仮想シナリオ等によりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離に基づくシナリオの蓋然性について報告した。 【資産全体のリスク管理】 リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 【平成27年度】 平成27年度は、バリュアットリスクのモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。 年金積立金全体の推定トラッキングエラー <table><tr><th>月</th><th>推定トラッキングエラー (%)</th></tr><tr><td>4月</td><td>1.3</td></tr><tr><td>5月</td><td>1.1</td></tr><tr><td>6月</td><td>1.2</td></tr><tr><td>7月</td><td>1.1</td></tr><tr><td>8月</td><td>1.3</td></tr><tr><td>9月</td><td>1.7</td></tr><tr><td>10月</td><td>1.0</td></tr><tr><td>11月</td><td>1.1</td></tr><tr><td>12月</td><td>1.0</td></tr><tr><td>1月</td><td>1.5</td></tr><tr><td>2月</td><td>1.8</td></tr><tr><td>3月</td><td>1.5</td></tr></table> 【平成28年度】 平成28年度は、バリュアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法等複数の手法でモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。年金積立金全体の推定トラッキングエラーは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。 年金積立金全体の推定トラッキングエラー <table><tr><th>月</th><th>推定トラッキングエラー (%)</th></tr><tr><td>4月</td><td>1.5</td></tr><tr><td>5月</td><td>1.6</td></tr><tr><td>6月</td><td>1.9</td></tr><tr><td>7月</td><td>1.8</td></tr><tr><td>8月</td><td>1.6</td></tr><tr><td>9月</td><td>1.9</td></tr><tr><td>10月</td><td>1.5</td></tr><tr><td>11月</td><td>1.3</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.9</td></tr><tr><td>1月</td><td>1.0</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.8</td></tr><tr><td>3月</td><td>1.0</td></tr></table> 【平成29年度】	月	推定トラッキングエラー (%)	4月	1.3	5月	1.1	6月	1.2	7月	1.1	8月	1.3	9月	1.7	10月	1.0	11月	1.1	12月	1.0	1月	1.5	2月	1.8	3月	1.5	月	推定トラッキングエラー (%)	4月	1.5	5月	1.6	6月	1.9	7月	1.8	8月	1.6	9月	1.9	10月	1.5	11月	1.3	12月	0.9	1月	1.0	2月	0.8	3月	1.0	
月	推定トラッキングエラー (%)																																																							
4月	1.3																																																							
5月	1.1																																																							
6月	1.2																																																							
7月	1.1																																																							
8月	1.3																																																							
9月	1.7																																																							
10月	1.0																																																							
11月	1.1																																																							
12月	1.0																																																							
1月	1.5																																																							
2月	1.8																																																							
3月	1.5																																																							
月	推定トラッキングエラー (%)																																																							
4月	1.5																																																							
5月	1.6																																																							
6月	1.9																																																							
7月	1.8																																																							
8月	1.6																																																							
9月	1.9																																																							
10月	1.5																																																							
11月	1.3																																																							
12月	0.9																																																							
1月	1.0																																																							
2月	0.8																																																							
3月	1.0																																																							

平成29年度は、バリュアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法等複数の手法でモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。年金積立金全体の推定トラッキングエラーは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。

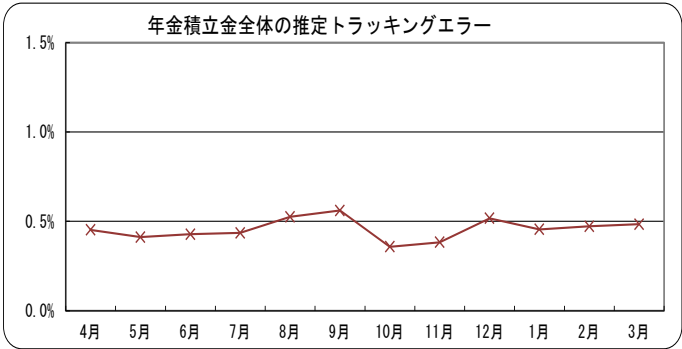


【平成30年度】

資産全体のリスク管理については、乖離許容幅、推計トラッキングエラー、バリュアットリスク、条件付バリュアットリスク等複数のリスク管理指標で計測している。資産配分に係るリスクの変化については、リスク管理ツールを用いて事前にバリュアットリスク及びトラッキングエラー等の値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるか判断している。

バリュアットリスクについては、手法（分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法）、観測期間、信頼水準を複数設定し、様々な前提条件の下、リスク量の計測を行っている。

推定トラッキングエラーやバリュアットリスクは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。



〈年金積立金全体のリスク〉

基本ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量
実績ポートフォリオの推定総リスク	年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量
推定相対リスク	基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量

【各資産の対ベンチマークの超過収益率の要因分析】

P. 12 業務実績第 1.3 (1)参照

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

P. 17 業務実績第 1.3 (1)参照

【各資産のリスク管理】

各年度において、毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。

【平成 2 7 年度】

平成 2 7 年度においては、問題のないことを確認した。

●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差）

（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.18	0.12	0.15	0.17
5月	0.22	0.12	0.13	0.16
6月	0.22	0.12	0.12	0.17
7月	0.27	0.12	0.17	0.17
8月	0.27	0.13	0.35	0.17
9月	0.26	0.14	0.37	0.17
10月	0.26	0.14	0.66	0.17
11月	0.34	0.15	0.72	0.17
12月	0.34	0.14	0.77	0.17
1月	0.39	0.16	0.83	0.19
2月	0.36	0.17	0.83	0.19
3月	0.37	0.19	0.81	0.20

●実績トラッキングエラー（過去 6 0 ヶ月の超過収益率の標準偏差）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4 月	0.08	0.30	0.18	0.14
5 月	0.08	0.30	0.18	0.14
6 月	0.08	0.30	0.18	0.15
7 月	0.08	0.30	0.18	0.14
8 月	0.08	0.30	0.19	0.14
9 月	0.08	0.29	0.20	0.14
10 月	0.08	0.28	0.23	0.14
11 月	0.08	0.28	0.27	0.14
12 月	0.08	0.28	0.30	0.14

1 月	0.09	0.28	0.34	0.14
2 月	0.11	0.28	0.35	0.14
3 月	0.10	0.28	0.36	0.14

●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4	0.99	0.99
5	0.99	1.00
6	0.98	0.99
7	0.99	1.00
8	0.99	0.99
9	0.99	0.99
10	0.99	0.99
11	0.99	0.99
12	0.99	0.99
1	0.99	0.98
2	0.99	0.99
3	0.99	0.98

●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）

	国内債券修正デュレーション		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖 離
4 月	6.84	6.91	-0.07
5 月	6.80	6.77	0.03
6 月	6.89	6.85	0.03
7 月	6.90	6.86	0.04
8 月	6.89	6.81	0.08
9 月	6.95	6.91	0.04
10 月	6.90	6.88	0.02
11 月	6.86	6.83	0.04
12 月	6.99	6.99	0.00
1 月	7.03	7.03	0.00
2 月	7.15	7.08	0.07
3 月	7.35	7.35	0.00

	外国債券実効デュレーション		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖 離
4 月	6.62	6.56	0.05
5 月	6.58	6.53	0.06
6 月	6.40	6.44	-0.04
7 月	6.25	6.50	-0.25
8 月	6.37	6.52	-0.15
9 月	6.41	6.55	-0.14

10 月	6. 53	6. 80	-0. 27
11 月	6. 53	6. 81	-0. 28
12 月	6. 55	6. 77	-0. 23
1 月	6. 66	6. 90	-0. 25
2 月	6. 70	6. 98	-0. 28
3 月	6. 76	7. 05	-0. 29

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、カントリーリスクについても国別等の債券スプレッドの推移等クレジットリスクのモニタリングを行い、問題ないことを確認した。

【平成28年度】

平成28年度においては、問題のないことを確認した。

また、格付け分布（債券ポートフォリオ）、ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）等を月次でモニタリングしている。

●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4 月	0. 06	0. 19	0. 82	0. 20
5 月	0. 06	0. 18	0. 78	0. 22
6 月	0. 05	0. 19	0. 80	0. 22
7 月	0. 05	0. 21	0. 76	0. 23
8 月	0. 05	0. 22	0. 75	0. 22
9 月	0. 05	0. 20	0. 74	0. 21
10 月	0. 05	0. 19	0. 87	0. 21
11 月	0. 05	0. 20	0. 88	0. 20
12 月	0. 05	0. 20	0. 87	0. 19
1 月	0. 05	0. 19	0. 85	0. 19
2 月	0. 06	0. 20	0. 86	0. 18
3 月	0. 05	0. 20	0. 83	0. 18

●実績トラッキングエラー（過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4	0. 10	0. 28	0. 39	0. 14
5	0. 09	0. 27	0. 39	0. 14
6	0. 09	0. 27	0. 40	0. 14
7	0. 09	0. 27	0. 40	0. 14
8	0. 09	0. 27	0. 42	0. 14
9	0. 09	0. 27	0. 41	0. 14
10	0. 09	0. 27	0. 51	0. 14
11	0. 09	0. 27	0. 52	0. 16
12	0. 09	0. 27	0. 53	0. 17
1	0. 09	0. 27	0. 54	0. 18
2	0. 09	0. 27	0. 54	0. 18
3	0. 09	0. 27	0. 55	0. 19

●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度）

			流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、カントリーリスクについても国別等の債券スプレッドの推移等クレジットリスクのモニタリングを行い、問題ないことを確認した。 【平成２９年度】 平成２９年度においては、問題のないことを確認した。 また、格付け分布（債券ポートフォリオ）、ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）等を月次でモニタリングしている。 ●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差） （単位：％） <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr><tr><td>４月</td><td>0.02</td><td>0.21</td><td>1.14</td><td>0.20</td></tr><tr><td>５月</td><td>0.04</td><td>0.22</td><td>1.08</td><td>0.21</td></tr><tr><td>６月</td><td>0.02</td><td>0.22</td><td>0.98</td><td>0.21</td></tr><tr><td>７月</td><td>0.02</td><td>0.21</td><td>0.91</td><td>0.19</td></tr><tr><td>８月</td><td>0.03</td><td>0.19</td><td>0.88</td><td>0.21</td></tr><tr><td>９月</td><td>0.03</td><td>0.18</td><td>0.75</td><td>0.20</td></tr><tr><td>１０月</td><td>0.02</td><td>0.20</td><td>0.69</td><td>0.20</td></tr><tr><td>１１月</td><td>0.03</td><td>0.20</td><td>0.72</td><td>0.18</td></tr><tr><td>１２月</td><td>0.02</td><td>0.19</td><td>0.71</td><td>0.18</td></tr><tr><td>１月</td><td>0.02</td><td>0.19</td><td>0.70</td><td>0.17</td></tr><tr><td>２月</td><td>0.03</td><td>0.20</td><td>0.70</td><td>0.17</td></tr><tr><td>３月</td><td>0.03</td><td>0.20</td><td>0.72</td><td>0.20</td></tr></table> ●実績トラッキングエラー（過去６０ヶ月の超過収益率の標準偏差） （単位：％） <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr><tr><td>４月</td><td>0.09</td><td>0.27</td><td>0.55</td><td>0.19</td></tr><tr><td>５月</td><td>0.09</td><td>0.27</td><td>0.56</td><td>0.20</td></tr><tr><td>６月</td><td>0.09</td><td>0.27</td><td>0.56</td><td>0.20</td></tr><tr><td>７月</td><td>0.09</td><td>0.27</td><td>0.57</td><td>0.20</td></tr><tr><td>８月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.57</td><td>0.20</td></tr><tr><td>９月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.58</td><td>0.20</td></tr><tr><td>１０月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.58</td><td>0.21</td></tr><tr><td>１１月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.58</td><td>0.21</td></tr><tr><td>１２月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.58</td><td>0.21</td></tr><tr><td>１月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.58</td><td>0.21</td></tr><tr><td>２月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.58</td><td>0.22</td></tr><tr><td>３月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.60</td><td>0.22</td></tr></table> ●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度）		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	４月	0.02	0.21	1.14	0.20	５月	0.04	0.22	1.08	0.21	６月	0.02	0.22	0.98	0.21	７月	0.02	0.21	0.91	0.19	８月	0.03	0.19	0.88	0.21	９月	0.03	0.18	0.75	0.20	１０月	0.02	0.20	0.69	0.20	１１月	0.03	0.20	0.72	0.18	１２月	0.02	0.19	0.71	0.18	１月	0.02	0.19	0.70	0.17	２月	0.03	0.20	0.70	0.17	３月	0.03	0.20	0.72	0.20		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	４月	0.09	0.27	0.55	0.19	５月	0.09	0.27	0.56	0.20	６月	0.09	0.27	0.56	0.20	７月	0.09	0.27	0.57	0.20	８月	0.09	0.25	0.57	0.20	９月	0.09	0.25	0.58	0.20	１０月	0.09	0.25	0.58	0.21	１１月	0.09	0.25	0.58	0.21	１２月	0.09	0.25	0.58	0.21	１月	0.09	0.24	0.58	0.21	２月	0.09	0.24	0.58	0.22	３月	0.09	0.24	0.60	0.22	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																																																		
４月	0.02	0.21	1.14	0.20																																																																																																																																		
５月	0.04	0.22	1.08	0.21																																																																																																																																		
６月	0.02	0.22	0.98	0.21																																																																																																																																		
７月	0.02	0.21	0.91	0.19																																																																																																																																		
８月	0.03	0.19	0.88	0.21																																																																																																																																		
９月	0.03	0.18	0.75	0.20																																																																																																																																		
１０月	0.02	0.20	0.69	0.20																																																																																																																																		
１１月	0.03	0.20	0.72	0.18																																																																																																																																		
１２月	0.02	0.19	0.71	0.18																																																																																																																																		
１月	0.02	0.19	0.70	0.17																																																																																																																																		
２月	0.03	0.20	0.70	0.17																																																																																																																																		
３月	0.03	0.20	0.72	0.20																																																																																																																																		
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																																																		
４月	0.09	0.27	0.55	0.19																																																																																																																																		
５月	0.09	0.27	0.56	0.20																																																																																																																																		
６月	0.09	0.27	0.56	0.20																																																																																																																																		
７月	0.09	0.27	0.57	0.20																																																																																																																																		
８月	0.09	0.25	0.57	0.20																																																																																																																																		
９月	0.09	0.25	0.58	0.20																																																																																																																																		
１０月	0.09	0.25	0.58	0.21																																																																																																																																		
１１月	0.09	0.25	0.58	0.21																																																																																																																																		
１２月	0.09	0.25	0.58	0.21																																																																																																																																		
１月	0.09	0.24	0.58	0.21																																																																																																																																		
２月	0.09	0.24	0.58	0.22																																																																																																																																		
３月	0.09	0.24	0.60	0.22																																																																																																																																		

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4月	1. 02	1. 00
5月	1. 02	1. 00
6月	1. 03	1. 00
7月	1. 02	1. 00
8月	1. 02	1. 00
9月	1. 02	1. 00
10月	1. 03	1. 00
11月	1. 02	1. 00
12月	1. 02	1. 00
1月	1. 03	1. 00
2月	1. 04	1. 00
3月	1. 03	1. 00

●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）

	国内債券修正デュレーション		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離
4月	7. 38	7. 37	0. 01
5月	7. 38	7. 31	0. 08
6月	7. 44	7. 43	0. 01
7月	7. 39	7. 38	0. 01
8月	7. 42	7. 35	0. 07
9月	7. 49	7. 42	0. 07
10月	7. 45	7. 43	0. 02
11月	7. 48	7. 40	0. 08
12月	7. 57	7. 56	0. 01
1月	7. 50	7. 49	0. 01
2月	7. 56	7. 47	0. 09
3月	7. 69	7. 59	0. 09

	外国債券実効デュレーション		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベンチマーク	乖離
4月	6. 19	6. 99	-0. 81
5月	6. 21	7. 04	-0. 83
6月	6. 24	7. 02	-0. 77
7月	6. 20	7. 02	-0. 82
8月	6. 22	7. 09	-0. 88
9月	6. 16	7. 03	-0. 87
10月	6. 17	7. 05	-0. 87
11月	6. 22	7. 11	-0. 89
12月	6. 23	7. 11	-0. 88
1月	6. 20	7. 06	-0. 85
2月	6. 16	7. 06	-0. 90
3月	6. 29	7. 21	-0. 92

市場リスクについては、運用受託機関におけるデリバティブ取引の利用状況についてエ

			クスボージャ及びリスク量のモニタリングを新たに開始した。また、リバランスに係る配分・回収について、リスク分析及びパフォーマンス分析を実施した。 流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を毎月把握した。 信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握した。また、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和に際して、信用リスク分析により当該緩和に伴う影響について検証した。 カントリーリスクについては、国別の制約撤廃に際して当該リスク管理のフレームワークについて見直しを実施した。具体的には、各国のカントリー格付を付与し、格付のプール毎にエクスポージャの目安となるリスク配賦を定めるとともに、運用受託機関に対するヒアリング等を通じて低格付け国への監視を強化した。 【平成30年度】 平成30年度においては問題のないことを確認した。 また、格付け分布（債券ポートフォリオ）、ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）等を月次でモニタリングしている。 ●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差） （単位：％） <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr><tr><td>4月</td><td>0.03</td><td>0.20</td><td>0.60</td><td>0.16</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.04</td><td>0.20</td><td>0.70</td><td>0.15</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.03</td><td>0.18</td><td>0.63</td><td>0.16</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.03</td><td>0.20</td><td>0.60</td><td>0.16</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.03</td><td>0.18</td><td>0.60</td><td>0.17</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.03</td><td>0.18</td><td>0.55</td><td>0.15</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.03</td><td>0.19</td><td>0.66</td><td>0.17</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.03</td><td>0.19</td><td>0.67</td><td>0.16</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.04</td><td>0.19</td><td>0.67</td><td>0.17</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.04</td><td>0.19</td><td>0.66</td><td>0.17</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.04</td><td>0.20</td><td>0.68</td><td>0.20</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.04</td><td>0.22</td><td>0.65</td><td>0.18</td></tr></table> ●実績トラッキングエラー（過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差） （単位：％） <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr><tr><td>4月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.60</td><td>0.22</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.62</td><td>0.22</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.62</td><td>0.22</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.64</td><td>0.22</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.65</td><td>0.22</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.66</td><td>0.22</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.09</td><td>0.24</td><td>0.66</td><td>0.23</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.67</td><td>0.23</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.67</td><td>0.23</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.68</td><td>0.23</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.09</td><td>0.25</td><td>0.68</td><td>0.23</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.09</td><td>0.21</td><td>0.69</td><td>0.23</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	4月	0.03	0.20	0.60	0.16	5月	0.04	0.20	0.70	0.15	6月	0.03	0.18	0.63	0.16	7月	0.03	0.20	0.60	0.16	8月	0.03	0.18	0.60	0.17	9月	0.03	0.18	0.55	0.15	10月	0.03	0.19	0.66	0.17	11月	0.03	0.19	0.67	0.16	12月	0.04	0.19	0.67	0.17	1月	0.04	0.19	0.66	0.17	2月	0.04	0.20	0.68	0.20	3月	0.04	0.22	0.65	0.18		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	4月	0.09	0.24	0.60	0.22	5月	0.09	0.24	0.62	0.22	6月	0.09	0.24	0.62	0.22	7月	0.09	0.24	0.64	0.22	8月	0.09	0.24	0.65	0.22	9月	0.09	0.24	0.66	0.22	10月	0.09	0.24	0.66	0.23	11月	0.09	0.25	0.67	0.23	12月	0.09	0.25	0.67	0.23	1月	0.09	0.25	0.68	0.23	2月	0.09	0.25	0.68	0.23	3月	0.09	0.21	0.69	0.23	③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドラ
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																																																		
4月	0.03	0.20	0.60	0.16																																																																																																																																		
5月	0.04	0.20	0.70	0.15																																																																																																																																		
6月	0.03	0.18	0.63	0.16																																																																																																																																		
7月	0.03	0.20	0.60	0.16																																																																																																																																		
8月	0.03	0.18	0.60	0.17																																																																																																																																		
9月	0.03	0.18	0.55	0.15																																																																																																																																		
10月	0.03	0.19	0.66	0.17																																																																																																																																		
11月	0.03	0.19	0.67	0.16																																																																																																																																		
12月	0.04	0.19	0.67	0.17																																																																																																																																		
1月	0.04	0.19	0.66	0.17																																																																																																																																		
2月	0.04	0.20	0.68	0.20																																																																																																																																		
3月	0.04	0.22	0.65	0.18																																																																																																																																		
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																																																		
4月	0.09	0.24	0.60	0.22																																																																																																																																		
5月	0.09	0.24	0.62	0.22																																																																																																																																		
6月	0.09	0.24	0.62	0.22																																																																																																																																		
7月	0.09	0.24	0.64	0.22																																																																																																																																		
8月	0.09	0.24	0.65	0.22																																																																																																																																		
9月	0.09	0.24	0.66	0.22																																																																																																																																		
10月	0.09	0.24	0.66	0.23																																																																																																																																		
11月	0.09	0.25	0.67	0.23																																																																																																																																		
12月	0.09	0.25	0.67	0.23																																																																																																																																		
1月	0.09	0.25	0.68	0.23																																																																																																																																		
2月	0.09	0.25	0.68	0.23																																																																																																																																		
3月	0.09	0.21	0.69	0.23																																																																																																																																		

	イン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用体制の変更等に注意する。		●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度） <table><tr><th></th><th>国内株式アクティブ</th><th>外国株式アクティブ</th></tr><tr><td>4月</td><td>1.03</td><td>1.00</td></tr><tr><td>5月</td><td>1.03</td><td>0.99</td></tr><tr><td>6月</td><td>1.04</td><td>1.01</td></tr><tr><td>7月</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>8月</td><td>1.04</td><td>1.01</td></tr><tr><td>9月</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>10月</td><td>1.03</td><td>1.03</td></tr><tr><td>11月</td><td>1.03</td><td>1.03</td></tr><tr><td>12月</td><td>1.04</td><td>1.01</td></tr><tr><td>1月</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>2月</td><td>1.03</td><td>0.99</td></tr><tr><td>3月</td><td>1.02</td><td>0.99</td></tr></table> ●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">国内債券修正デュレーション</th></tr><tr><th>ポートフォリオ</th><th>ベンチマーク</th><th>乖離</th></tr><tr><td>4月</td><td>7.57</td><td>7.62</td><td>-0.05</td></tr><tr><td>5月</td><td>7.56</td><td>7.57</td><td>-0.01</td></tr><tr><td>6月</td><td>7.68</td><td>7.76</td><td>-0.08</td></tr><tr><td>7月</td><td>7.55</td><td>7.69</td><td>-0.14</td></tr><tr><td>8月</td><td>7.47</td><td>7.59</td><td>-0.12</td></tr><tr><td>9月</td><td>7.60</td><td>7.73</td><td>-0.13</td></tr><tr><td>10月</td><td>7.52</td><td>7.67</td><td>-0.15</td></tr><tr><td>11月</td><td>7.53</td><td>7.65</td><td>-0.12</td></tr><tr><td>12月</td><td>7.75</td><td>7.87</td><td>-0.12</td></tr><tr><td>1月</td><td>7.72</td><td>7.84</td><td>-0.12</td></tr><tr><td>2月</td><td>7.71</td><td>7.81</td><td>-0.09</td></tr><tr><td>3月</td><td>7.88</td><td>8.00</td><td>-0.12</td></tr></table>		国内株式アクティブ	外国株式アクティブ	4月	1.03	1.00	5月	1.03	0.99	6月	1.04	1.01	7月	1.03	1.01	8月	1.04	1.01	9月	1.02	1.00	10月	1.03	1.03	11月	1.03	1.03	12月	1.04	1.01	1月	1.03	1.01	2月	1.03	0.99	3月	1.02	0.99		国内債券修正デュレーション			ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離	4月	7.57	7.62	-0.05	5月	7.56	7.57	-0.01	6月	7.68	7.76	-0.08	7月	7.55	7.69	-0.14	8月	7.47	7.59	-0.12	9月	7.60	7.73	-0.13	10月	7.52	7.67	-0.15	11月	7.53	7.65	-0.12	12月	7.75	7.87	-0.12	1月	7.72	7.84	-0.12	2月	7.71	7.81	-0.09	3月	7.88	8.00	-0.12	
	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ																																																																																																
4月	1.03	1.00																																																																																																
5月	1.03	0.99																																																																																																
6月	1.04	1.01																																																																																																
7月	1.03	1.01																																																																																																
8月	1.04	1.01																																																																																																
9月	1.02	1.00																																																																																																
10月	1.03	1.03																																																																																																
11月	1.03	1.03																																																																																																
12月	1.04	1.01																																																																																																
1月	1.03	1.01																																																																																																
2月	1.03	0.99																																																																																																
3月	1.02	0.99																																																																																																
	国内債券修正デュレーション																																																																																																	
	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離																																																																																															
4月	7.57	7.62	-0.05																																																																																															
5月	7.56	7.57	-0.01																																																																																															
6月	7.68	7.76	-0.08																																																																																															
7月	7.55	7.69	-0.14																																																																																															
8月	7.47	7.59	-0.12																																																																																															
9月	7.60	7.73	-0.13																																																																																															
10月	7.52	7.67	-0.15																																																																																															
11月	7.53	7.65	-0.12																																																																																															
12月	7.75	7.87	-0.12																																																																																															
1月	7.72	7.84	-0.12																																																																																															
2月	7.71	7.81	-0.09																																																																																															
3月	7.88	8.00	-0.12																																																																																															
	④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理																																																																																																	

	機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。		<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">外国債券実効デュレーション</th></tr><tr><th>ポ ートフォリオ</th><th>ベンチマーク</th><th>乖離</th></tr><tr><td>4月</td><td>5.92</td><td>7.07</td><td>-1.15</td></tr><tr><td>5月</td><td>6.21</td><td>7.17</td><td>-0.95</td></tr><tr><td>6月</td><td>6.24</td><td>7.16</td><td>-0.92</td></tr><tr><td>7月</td><td>6.16</td><td>7.13</td><td>-0.96</td></tr><tr><td>8月</td><td>6.20</td><td>7.12</td><td>-0.92</td></tr><tr><td>9月</td><td>6.22</td><td>7.06</td><td>-0.83</td></tr><tr><td>10月</td><td>6.15</td><td>7.00</td><td>-0.85</td></tr><tr><td>11月</td><td>6.17</td><td>7.01</td><td>-0.85</td></tr><tr><td>12月</td><td>6.24</td><td>7.05</td><td>-0.81</td></tr><tr><td>1月</td><td>6.27</td><td>7.14</td><td>-0.88</td></tr><tr><td>2月</td><td>6.47</td><td>7.14</td><td>-0.67</td></tr><tr><td>3月</td><td>6.64</td><td>7.27</td><td>-0.64</td></tr></table>		外国債券実効デュレーション			ポ ートフォリオ	ベンチマーク	乖離	4月	5.92	7.07	-1.15	5月	6.21	7.17	-0.95	6月	6.24	7.16	-0.92	7月	6.16	7.13	-0.96	8月	6.20	7.12	-0.92	9月	6.22	7.06	-0.83	10月	6.15	7.00	-0.85	11月	6.17	7.01	-0.85	12月	6.24	7.05	-0.81	1月	6.27	7.14	-0.88	2月	6.47	7.14	-0.67	3月	6.64	7.27	-0.64	
					外国債券実効デュレーション																																																						
ポ ートフォリオ	ベンチマーク	乖離																																																									
4月	5.92	7.07	-1.15																																																								
5月	6.21	7.17	-0.95																																																								
6月	6.24	7.16	-0.92																																																								
7月	6.16	7.13	-0.96																																																								
8月	6.20	7.12	-0.92																																																								
9月	6.22	7.06	-0.83																																																								
10月	6.15	7.00	-0.85																																																								
11月	6.17	7.01	-0.85																																																								
12月	6.24	7.05	-0.81																																																								
1月	6.27	7.14	-0.88																																																								
2月	6.47	7.14	-0.67																																																								
3月	6.64	7.27	-0.64																																																								
⑤ 自家運用	運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。		市場リスクについては、リスク管理ツールを用いてオルタナティブ投資を含めた資産全体の市場リスクの計測を実施し、リスクファクタ別の寄与率をモニタリングした。推定トラッキングエラーについては、債券については年限、セクター、格付別に、株式についてはスタイルファクター、セクター別にアクティブエクスポージャーやマージナルリスク寄与度でのモニタリングを開始した。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を毎月把握した。 信用リスクについては、クレジット投資の保有状況について、リスクベースでモニタリングを強化したほか、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和の状況をモニタリングし、1年経過した所で検証を実施した。 カントリーリスクについては、運用リスク管理に関する基本方針で定めたカントリーリスクの定義に基づき、他のリスクとの棲み分けを重視したカントリーエクスポージャー管理に変更した。具体的には、市場リスクベースの配賦量からカントリーリスクにフォーカスした配賦量へ変更した。 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 平成29、30年度においては、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項の見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。 そのうち、平成27年度及び平成28年度に各3ファンド（3案件）についてガイドライン違反の事象が発生したことから、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で嚴重注意を行った。																																																								

			株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用において、同一銘柄等に対する投資制限については、５％上限を超える銘柄の報告を求めた。また、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。 【平成２７年度】 ○総合評価を目的とした定期ミーティング <table><tr><td>外国株式アクティブ運用受託機関</td><td>15 ファンド</td><td>11 月 24 日～12 月 14 日</td></tr><tr><td>国内債券・国内株式・外国株式パッシブ運用受託機関</td><td>22 ファンド</td><td>12 月 16 日～12 月 18 日</td></tr><tr><td>国内株式アクティブ運用受託機関</td><td>17 ファンド</td><td>1 月 12 日～1 月 22 日</td></tr><tr><td>国内債券アクティブ運用受託機関</td><td>9 ファンド</td><td>1 月 25 日～2 月 3 日</td></tr></table> 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。 ・解約 <table><tr><td>国内株式アクティブ運用受託機関</td><td>1 ファンド</td></tr><tr><td>外国株式アクティブ運用受託機関</td><td>2 ファンド</td></tr></table> ・資金の一部回収及び資金配分停止 <table><tr><td>外国株式アクティブ運用受託機関</td><td>3 ファンド</td></tr></table> 【平成２８年度】 ○総合評価を目的とした定期ミーティング <table><tr><td>外国債券運用受託機関</td><td>26 ファンド</td><td>5 月 9 日～5 月 31 日</td></tr><tr><td>国内債券運用受託機関</td><td>14 ファンド</td><td>7 月 21 日～7 月 28 日</td></tr><tr><td>国内株式運用受託機関</td><td>26 ファンド</td><td>9 月 26 日～10 月 11 日</td></tr><tr><td>外国株式運用受託機関</td><td>18 ファンド</td><td>9 月 26 日～10 月 7 日</td></tr></table> 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに 資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。 ・解約 <table><tr><td>外国株式アクティブ運用受託機関</td><td>1 ファンド</td></tr></table> ・資金の一部回収及び資金配分停止 <table><tr><td rowspan="2">国内債券</td><td>パッシブ</td><td>1 ファンド</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>1 ファンド</td></tr><tr><td rowspan="2">国内株式</td><td>パッシブ</td><td>4 ファンド</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>1 ファンド</td></tr><tr><td rowspan="2">外国債券</td><td>パッシブ</td><td>3 ファンド</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>1 ファンド</td></tr></table>	外国株式アクティブ運用受託機関	15 ファンド	11 月 24 日～12 月 14 日	国内債券・国内株式・外国株式パッシブ運用受託機関	22 ファンド	12 月 16 日～12 月 18 日	国内株式アクティブ運用受託機関	17 ファンド	1 月 12 日～1 月 22 日	国内債券アクティブ運用受託機関	9 ファンド	1 月 25 日～2 月 3 日	国内株式アクティブ運用受託機関	1 ファンド	外国株式アクティブ運用受託機関	2 ファンド	外国株式アクティブ運用受託機関	3 ファンド	外国債券運用受託機関	26 ファンド	5 月 9 日～5 月 31 日	国内債券運用受託機関	14 ファンド	7 月 21 日～7 月 28 日	国内株式運用受託機関	26 ファンド	9 月 26 日～10 月 11 日	外国株式運用受託機関	18 ファンド	9 月 26 日～10 月 7 日	外国株式アクティブ運用受託機関	1 ファンド	国内債券	パッシブ	1 ファンド	アクティブ	1 ファンド	国内株式	パッシブ	4 ファンド	アクティブ	1 ファンド	外国債券	パッシブ	3 ファンド	アクティブ	1 ファンド	
外国株式アクティブ運用受託機関	15 ファンド	11 月 24 日～12 月 14 日																																																	
国内債券・国内株式・外国株式パッシブ運用受託機関	22 ファンド	12 月 16 日～12 月 18 日																																																	
国内株式アクティブ運用受託機関	17 ファンド	1 月 12 日～1 月 22 日																																																	
国内債券アクティブ運用受託機関	9 ファンド	1 月 25 日～2 月 3 日																																																	
国内株式アクティブ運用受託機関	1 ファンド																																																		
外国株式アクティブ運用受託機関	2 ファンド																																																		
外国株式アクティブ運用受託機関	3 ファンド																																																		
外国債券運用受託機関	26 ファンド	5 月 9 日～5 月 31 日																																																	
国内債券運用受託機関	14 ファンド	7 月 21 日～7 月 28 日																																																	
国内株式運用受託機関	26 ファンド	9 月 26 日～10 月 11 日																																																	
外国株式運用受託機関	18 ファンド	9 月 26 日～10 月 7 日																																																	
外国株式アクティブ運用受託機関	1 ファンド																																																		
国内債券	パッシブ	1 ファンド																																																	
	アクティブ	1 ファンド																																																	
国内株式	パッシブ	4 ファンド																																																	
	アクティブ	1 ファンド																																																	
外国債券	パッシブ	3 ファンド																																																	
	アクティブ	1 ファンド																																																	

			<table><tr><td rowspan="2">外国株式</td><td>パッシブ</td><td>2 ファンド</td></tr><tr><td>アクティブ</td><td>—</td></tr></table> 【平成 2 9 年度】 ○総合評価を目的とした定期ミーティング <table><tr><td>外国債券運用受託機関</td><td>27 ファンド</td><td>5 月 10 日～6 月 2 日</td></tr><tr><td>国内債券運用受託機関</td><td>14 ファンド</td><td>7 月 18 日～7 月 31 日</td></tr><tr><td>国内株式アクティブ運用受託機関</td><td>14 ファンド</td><td>12 月 7 日～1 月 29 日</td></tr><tr><td>外国株式アクティブ運用受託機関</td><td>9 ファンド</td><td>12 月 5 日～12 月 22 日</td></tr></table> ※内外株式パッシブ運用受託機関の定期ミーティング（総合評価）については、評価方法の見直しに伴い、平成 2 9 年度以降も継続実施し、平成 3 0 年 7 月に完了予定。 総合評価結果により、以下の運用受託機関について資金の一部回収又は資金配分停止を行うこととした。この他、以下の運用受託機関について、運用担当者の退職により解約を行うこととした。 ・資金の一部回収又は資金配分停止 <table><tr><td>国内株式アクティブ</td><td>2 ファンド</td></tr><tr><td>外国債券アクティブ</td><td>4 ファンド</td></tr><tr><td>外国株式アクティブ</td><td>4 ファンド</td></tr></table> ・解約 <table><tr><td>外国債券アクティブ</td><td>1 ファンド</td></tr></table> 【平成 3 0 年度】 ○総合評価を目的とした定期ミーティング <table><tr><td>外国債券運用受託機関</td><td>4 ファンド</td><td>7 月 24 日～8 月 2 日</td></tr><tr><td>国内債券運用受託機関</td><td>11 ファンド</td><td>2 月 14 日～3 月 12 日</td></tr><tr><td>国内株式アクティブ運用受託機関</td><td>11 ファンド</td><td>2 月 5 日～2 月 28 日</td></tr><tr><td>外国株式アクティブ運用受託機関</td><td>9 ファンド</td><td>11 月 5 日～12 月 6 日</td></tr></table> このほか、リスク分析ツール等を用いて運用状況やリスク負担状況を把握し、運用ガイドラインの遵守状況を把握し、運用受託機関に対する、適切な管理・評価を行った。 総合評価の緊急性が高かった、外国株式アクティブ 1 ファンドについては個別に総合評価を実施し、解約を決定し、速やかに資産の移管を行った。 平成 3 0 年度の総合評価については、平成 2 9 年度に総合評価方法の変更（従来の定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価）に伴い、運用機関にとって適切なマネジャー・ベンチマークであるか検証中である。検証結果を踏まえて、総合評価を平成 3 1 年度に行うこととしている。 エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。	外国株式	パッシブ	2 ファンド	アクティブ	—	外国債券運用受託機関	27 ファンド	5 月 10 日～6 月 2 日	国内債券運用受託機関	14 ファンド	7 月 18 日～7 月 31 日	国内株式アクティブ運用受託機関	14 ファンド	12 月 7 日～1 月 29 日	外国株式アクティブ運用受託機関	9 ファンド	12 月 5 日～12 月 22 日	国内株式アクティブ	2 ファンド	外国債券アクティブ	4 ファンド	外国株式アクティブ	4 ファンド	外国債券アクティブ	1 ファンド	外国債券運用受託機関	4 ファンド	7 月 24 日～8 月 2 日	国内債券運用受託機関	11 ファンド	2 月 14 日～3 月 12 日	国内株式アクティブ運用受託機関	11 ファンド	2 月 5 日～2 月 28 日	外国株式アクティブ運用受託機関	9 ファンド	11 月 5 日～12 月 6 日
外国株式	パッシブ	2 ファンド																																						
	アクティブ	—																																						
外国債券運用受託機関	27 ファンド	5 月 10 日～6 月 2 日																																						
国内債券運用受託機関	14 ファンド	7 月 18 日～7 月 31 日																																						
国内株式アクティブ運用受託機関	14 ファンド	12 月 7 日～1 月 29 日																																						
外国株式アクティブ運用受託機関	9 ファンド	12 月 5 日～12 月 22 日																																						
国内株式アクティブ	2 ファンド																																							
外国債券アクティブ	4 ファンド																																							
外国株式アクティブ	4 ファンド																																							
外国債券アクティブ	1 ファンド																																							
外国債券運用受託機関	4 ファンド	7 月 24 日～8 月 2 日																																						
国内債券運用受託機関	11 ファンド	2 月 14 日～3 月 12 日																																						
国内株式アクティブ運用受託機関	11 ファンド	2 月 5 日～2 月 28 日																																						
外国株式アクティブ運用受託機関	9 ファンド	11 月 5 日～12 月 6 日																																						

			オ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成３０年度は、外部の運用コンサルタントとのミーティングやレポートを参考にした。 なお、平成２７年度においては、外国債券の運用受託機関構成の見直し中に発生した中国の景気減速懸念等による市場の急変の影響を受けた。運用体制の変更内容等を踏まえて平成２７年度に１ファンドを解約した。																			
			<table><tr><td></td><td>運用体制の変更等</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>うち、運用統括責任者の変更等による重要な変更</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>11 ファンド（11 件）</td><td>6 ファンド（6 件）</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>18 ファンド（18 件）</td><td>8 ファンド（8 件）</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>4 ファンド（4 件）</td><td>4 ファンド（4 件）</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>9 ファンド（9 件）</td><td>2 ファンド（2 件）</td></tr></table>		運用体制の変更等				うち、運用統括責任者の変更等による重要な変更	平成 27 年度	11 ファンド（11 件）	6 ファンド（6 件）	平成 28 年度	18 ファンド（18 件）	8 ファンド（8 件）	平成 29 年度	4 ファンド（4 件）	4 ファンド（4 件）	平成 30 年度	9 ファンド（9 件）	2 ファンド（2 件）	
	運用体制の変更等																					
		うち、運用統括責任者の変更等による重要な変更																				
平成 27 年度	11 ファンド（11 件）	6 ファンド（6 件）																				
平成 28 年度	18 ファンド（18 件）	8 ファンド（8 件）																				
平成 29 年度	4 ファンド（4 件）	4 ファンド（4 件）																				
平成 30 年度	9 ファンド（9 件）	2 ファンド（2 件）																				
			【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】 平成２９及び３０年度において、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 また、採用後、運用受託機関と定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。 加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。																			
			【各資産管理機関】 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ 総合評価のためのミーティングを全資産管理機関に対しにおいて実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握するとともに、平成２７年度においては問題がないことを確認した。 平成２８年度は、資産管理機関３社については問題がないことを確認したが、１社については、資産管理業務実施にあたって改善すべき大きな課題があると評価し、業務方針に規定する警告を実施し、改善を求めた。 平成２９年度は、資産管理機関３社については問題がないことを確認したが、１社については、資産管理業務実施にあたって改善すべき大きな課題が あると評価し、業務方針に規定する警告を継続した。 平成３０年度は、資産管理機関４社については問題がないことを確認した。なお、																			

			昨年度警告を継続した 1 社については、資産管理業務実施にあたって改善が確認できたことから警告を解除した。 〈ミーティング実績〉 ・平成 2 7 年度 平成 2 7 年 1 2 月 ・平成 2 8 年度 平成 2 8 年 1 2 月、平成 2 9 年 1 月 ・平成 2 9 年度 平成 2 9 年 1 2 月、平成 3 0 年 1 月 ・平成 3 0 年度 平成 3 0 年 1 2 月、平成 3 1 年 1 月 エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。 平成 2 7 年度は 4 社 9 件、平成 2 8 年度は 4 社 4 件、平成 2 9 年度は 4 社 1 2 件、平成 3 0 年度は 4 社 2 1 件の人事異動等により資産管理体制の変更があった。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月 1 回確認し、問題のないことを確認した。 カ 運用資産の管理を資産クラスごとに一つの資産管理機関に集約してから約 10 年が経過し、運用多様化の障害になる場合や BCP(事業継続計画)における懸念があることから、資産管理の在り方を見直し、会計用データとは別に投資判断用データを収集し活用すること、および、資産クラス内で複数の資産管理機関を利用することができるよう取り組んだ。 投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図った。 資産管理機関の複数化については、必要なシステム開発が終わった資産クラスから順次実施しており、平成 3 0 年度においては、外国債券および国内株式で複数化を実現した。 【自家運用】 各年度において、市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、運用状況の報告を受け、平成 2 7 年 1 2 月、平成 2 8 年 7 月、平成 2 9 年 7 月、平成 3 0 年 7 月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・各年度において、債券の売買の取引先としての証券会社は、既存 1 9 社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者 <table><tr><td></td><td>継続</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>16 社中全社</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>17 社(新規 1 社、既存 16 社)中全社</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>17 社中全社</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>17 社中全社</td></tr></table>		継続	平成 27 年度	16 社中全社	平成 28 年度	17 社(新規 1 社、既存 16 社)中全社	平成 29 年度	17 社中全社	平成 30 年度	17 社中全社	
	継続													
平成 27 年度	16 社中全社													
平成 28 年度	17 社(新規 1 社、既存 16 社)中全社													
平成 29 年度	17 社中全社													
平成 30 年度	17 社中全社													

				なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。	
--	--	--	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報	
I－3	運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファンド数	運用受託機関等の選定・管理	83 ファンド	95 ファンド	93 ファンド	106 ファンド	110 ファンド			予算額（千円）	—				
ESG 指数応募先	E S Gを含めた非財務的要素の考慮	—	—	14 社 27 指数	11 社 15 指数	—			決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
									経常費用（千円）					
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	（４）運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行うこと。 キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則として	（３）運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。 キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則として		＜主な業務実績＞ （３）運用手法 ① 平成27年度は、外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用について、第3次審査を実施し、運用委員会の審議を経た上で、運用機関を選定した。 平成28年度は、外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実施した。 平成29年度は、以下の取組について経営委員会において議決された。 ア アクティブ運用について、運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、運用制約を緩和。（永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）を新規に認めるとともに、フルインベストメントと集中投資制限を緩和。） イ 国内債券の評価ベンチマークについて、NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIFCustomized、NOMURA J-TIPS Index（フロアあり）及び	＜自己評価＞ 評価：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、運用手法については、アクティブ運用において超過収益の獲得を目指すこととされているのに対し、超過収益獲得の確信を持ってストラクチャーの維持に努めた結果、中期目標期間（平成27年4月～平成31年3月）において、4資産中1資産（国内債券）については超過収益を獲得できなかったものの、他の3資産（内外株式、外国債券）については超過収益を獲得していることに加えて、対複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率の個別資産要因（4資産合計）はプラスを確保している。 アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、運用制約の緩和を実施。 収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組として本格的な実績連動報酬体系を平成30年4月から導入。また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募を平成29年4月に開始し、インフラストラクチャー分野、不動産分野においてファンドを選定したとともに、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。運用機関の選定を機動的に実施できるように、伝統的4

	パッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。	パッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。		NOMURA-BPI 物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更。		資産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。
	ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。	ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。		平成30年度においては、以下の取組等について経営委員会に報告した。 ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成29年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果を報告した。 イ 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告した。		運用対象の多様化については、資金運用の観点から幅広に検討を行うこととされているのに対し、グローバル不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンドートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について経営委員会に報告した。また、LPS への直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での審議・議決を経た上で決定し、関連規定を業務方法書に新たに追記するとともに、インハウスでのデリバティブ取引について、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物を入れること、及び必要な人員体制の整備並びに業務方法書への反映の準備を実施した。
	収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。	運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。		② 各年度のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり。 ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（単位：％）		株式運用における考慮事項については、ESGを考慮することを検討することとされているのに対し、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進し、国内株式を対象としたESG指数の公募により3指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始するとともに、環境（E）に関するグローバル株式指数の公募では2指数を選定し、同指数に基づくパッシブ運用を開始した。
						以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられることから、A評価とする。
				＜評価の視点＞ （1）運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理が行われているか。		【評価の視点】 （1）運用手法について、 ・ 外国債券の運用受託機関の選定にあたり運用委員会による審議を経て実施（27年度） ・ 外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実施（28年度） ・ 以下の取組について経営委員会において審議を経て議決（29年度） ア アクティブ運用について、運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、運用制約を緩和（永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）を新規に認めるとともに、フルインベストメントと集中投資制限を緩和） イ 国内債券の評価ベンチマークについて、NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIFCustomized、NOMURA J-TIPS Index（フロアあり）及びNOMURA-BPI 物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更 ・ 以下の取組について経営委員会に報告（30年度） ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成29年度に総合
				●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成28年4月～平成29年3月）		

	直し等の必要な措置を採ること。	を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直す。さらに、マネジャー・エントリ一制の導入を検討する。		アクティブ運用	-2.49
	外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用も検討すること。	外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討する。			
		(2)アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに中期目標期間において超過収益が獲得されているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか		●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成29年4月～平成30年3月）	
				●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成30年4月～平成31年3月）	
		(3)ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークによ		●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成27年4月～平成31年3月）	

			り難い非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。	(単位：％) <table><tr><th></th><th>超過収益率 (A)－(B)</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>-0.02</td></tr><tr><td> パッシブ運用</td><td>+0.02</td></tr><tr><td> アクティブ運用</td><td>-0.24</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.01</td></tr><tr><td> パッシブ運用</td><td>-0.11</td></tr><tr><td> アクティブ運用</td><td>+0.85</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>+0.35</td></tr><tr><td> パッシブ運用</td><td>+0.04</td></tr><tr><td> アクティブ運用</td><td>+1.10</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>+0.00</td></tr><tr><td> パッシブ運用</td><td>-0.00</td></tr><tr><td> アクティブ運用</td><td>+0.40</td></tr></table> ③ 運用収益向上の観点から、ベンチマークについては各事業年度において以下のとおり実施した。 【平成27年度】 外国債券の運用受託機関構成の見直しに際し、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、外国債券の評価ベンチマークを従来の複合ベンチマークからシティ世界国債インデックスに一本化した。 非伝統的資産の評価については、運用委員会で審議し、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に則り、リターンについては内部収益率(IRR)で計測し、伝統的資産のベンチマークに対する超過リターンはパブリック・マーケット・エクイバレント(PME)の方法で計測することとした。 【平成28年度】 外国株式の評価ベンチマークについて、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、平成29年度から従来の複合ベンチマークからMSCI-ACWI（除く日本）に一本化する決定をした。 オルタナティブ資産に係る運用機関の定量評価方法を業務方針に追加し、また、定性評価等を含めた総合評価基準を内部規程に新たに追加することにより、オルタナティブ資産に係る運用機関の評価方法の整備を行った。加えて、コンサルタントを活用し、オルタナティブ資産に係る運用機関を選定する際の調査項目を確定した。 【平成29年度】 国内債券アクティブ運用のマネジャー・ベンチマークについて、物価連動国債の取組を強化することを目的に、NOMURA-BPI「除くABS」にNOMURA-JTIPS Index（フロアあり）を市場時価ウェイトで組み入れたNOMURA-BPI 物価連動国債プラスに変更した。 また、国内債券の評価ベンチマークについても、NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIF Customized、NOMURA J-TIPS Index（フロアあり）		超過収益率 (A)－(B)	国内債券	-0.02	パッシブ運用	+0.02	アクティブ運用	-0.24	国内株式	-0.01	パッシブ運用	-0.11	アクティブ運用	+0.85	外国債券	+0.35	パッシブ運用	+0.04	アクティブ運用	+1.10	外国株式	+0.00	パッシブ運用	-0.00	アクティブ運用	+0.40	ることとし、超過リターンの公表の際には評価方法についても明らかにすることとしている。（27年度） 外国株式の評価ベンチマークについて、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、平成29年度から従来の複合ベンチマークからMSCI-ACWI（除く日本）に一本化する決定をした。また、コンサルタントの意見を求めつつ、非伝統的資産に関するベンチマークの考え方を整理の上、非伝統的資産の運用機関の定量評価方法を業務方針に追加し、定性評価等を含めた総合評価基準を内部規程に新たに追加した。加えて、コンサルタントを活用し、オルタナティブ資産の運用機関を選定する際の調査項目を新規に作成した。（28年度） 国内債券アクティブ運用における物価連動国債の取組を強化することを目的に、NOMURA-BPI「除くABS」にNOMURA-JTIPS Index（フロアあり）を市場時価ウェイトで組み入れたNOMURA-BPI 物価連動国債プラスに変更した。また、国内債券の評価ベンチマークについても、NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIF Customized、NOMURA J-TIPS Index（フロアあり）及びNOMURA-BPI 物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更した。また、平成28年度に新設したオルタナティブ資産の評価基準を踏まえ、定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程等を新たに定め、オルタナティブ資産に関する評価基準の改善を実施した。（29年度） 国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定している。また、平成29年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定および年間の運用状況・活動状況のモニタリングを実施。その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社2社からの評価レポートも活用した。（30年度） 以上のことから、所期の目標を達成していると考えられる。
	超過収益率 (A)－(B)																														
国内債券	-0.02																														
パッシブ運用	+0.02																														
アクティブ運用	-0.24																														
国内株式	-0.01																														
パッシブ運用	-0.11																														
アクティブ運用	+0.85																														
外国債券	+0.35																														
パッシブ運用	+0.04																														
アクティブ運用	+1.10																														
外国株式	+0.00																														
パッシブ運用	-0.00																														
アクティブ運用	+0.40																														
			（4）収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。		（4）収益確保や運用の効率化のため、運用手法の見直しを適時に行い、その結果、 - 国内株式アクティブ運用において、国内株式アクティブ全体の安定的な超過収益の確保のため、スマートβ型アクティブ運用の割合を増やした結果、+0.92%の超過収益率を確保した。（27年度） - 国内債券パッシブ運用において、柔軟な運用が行えるように運用ガイドラインを改正した。（27年度） - 超過収益の確保のためのマネジャー・ストラクチャーの見直し（外																										

			及びNOMURA-BPI 物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更した。 平成28年度に新設したオルタナティブ資産の評価基準を踏まえ、定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程等を新たに定め、オルタナティブ資産に関する評価基準の改善を実施した。 また、コンサルタントの知見も活用し、採用する運用戦略に応じ、業務方針及び内部規程に定められた評価基準に基づいた運用機関の評価ポイントを定めた上で、オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定を行った。 【平成30年度】 外国債券パッシブの地域別ファンドのマネジャー・ベンチマークについて、新たに為替ヘッジ付のマネジャー・ベンチマークを設定した。 ④ 収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組については、以下のとおり各事業年度において実施した。 【平成27年度】 ア 国内株式運用における分散投資効果の向上を目的として、伝統的アクティブ運用と相関の低いスマートβ型運用を伝統的アクティブ運用と同程度に増加させることとし、国内株式アクティブ運用におけるスマートβ型運用の比率を年度初の36%程度から年度末には52%程度まで拡大させた。スマートβ型運用における低ボラティリティ特性を有するファンドが、市場の下落局面で大きな超過収益を獲得するなど、平成27年度はスマートβ型運用が+2.57%（伝統的アクティブ運用は▲0.46%）とTOPIXを大きく上回るとともに、アクティブ全体の安定的な超過収益の確保に寄与した。（再掲） イ 国内債券パッシブ運用において、日銀のマイナス金利導入を受け、運用ガイドラインを改正し、各ファンドが想定する推定TEの範囲を活用して柔軟な運用が行えることとした。 ウ 外国債券アクティブ運用の選定において、多様な運用プロダクトについて幅広く選定。具体的には、総合型運用プロダクト以外に、エマージング債券、ハイイールド債券及びインフレ連動国債をそれぞれ運用対象とする運用プロダクトを選定した。これにより外国債券に対する資金配分等において柔軟性が増した。 エ 外国債券運用において、為替リスクを機動的にヘッジすることを可能とした。 【平成28年度】 ア 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し（外国株式：平成28年4月28日公募開始（エントリー：319ファンド、情報提供：82ファ	国債券） - 外国債券運用において、為替リスクを機動的にヘッジすることを可能とした。（27年度） - 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し（外国株式：平成28年4月28日公募開始（登録数319、情報提供数82の計401ファンド（平成29年3月末））、国内株式パッシブ：平成29年3月27日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。（28年度） - 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）のサブインデックスによるパッシブファンド（通貨別パッシブファンド）の運用を開始した。（28年度） - スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を策定し、国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の運用受託機関から資金回収を行った。（28年度） - 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に支払いを受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）を開始した（平成28年9月運用開始、収益額34億円）。（28年度） - アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約の緩和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を行った。（再掲） - 永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）への投資 - フルインベストメントと集中投資制限の緩和 - 外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からMSCI-ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）のサブインデックスによるパッシブファンド（地域別パッシブファンド）の運用を開始した。（29年度） - オルタナティブ資産に係る運用機関の公募を平成29年4月に開始し、インフラストラクチャー分野において2ファンド、国内不動産分野において1ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント2社の知見も活用した。契約においては、当法人与運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。（29年度） - 国内債券パッシブ、国内株式及び外国株式パッシブについて、従来はファンドの時価総額の5%を超える場合は管理運用法人へ報告を求めていたが、これを廃止した。また、外国債券パッシブ運用について、
--	--	--	---	---

				ンド（平成２９年３月末）、国内株式パッシブ：平成２９年３月２７日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。 イ 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）のサブインデックスによるパッシブファンド（通貨別パッシブファンド）の運用を開始した。 ウ スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を策定し、国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の運用受託機関から資金回収を行った。 エ 平成２５年度税制改正により、平成２８年１月１日以降に支払いを受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）を開始した（平成２８年９月 運用開始、収益額３４億円）。 【平成２９年度】 ア 外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の２次審査を実施した。 イ 運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的４資産全てにマネジャー・エントリーを拡大し（公募：平成３０年２月１９日開始（締切期限なし））、競争を促すこととした。 ウ 外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からMSCI－ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）のサブインデックスによるパッシブファンド（地域別パッシブファンド）の運用を開始した。 エ アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約の緩和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を行った。 ー永久債、無格付債（発行体格付があるものに限る）、バンクローン（投資信託を通じて運用するものに限る）への投資 ーフルインベストメントと集中投資制限の緩和 オ 新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG（環境、社会、ガバナンス）	アルファ獲得策の一環として国際機関債（Supranational 債）の投資を認めることとし、所与のリスク指標の範囲内で、超過収益の確保のための取り組みや運用の効率化のための見直しを行った。（３０年度） ・ オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定について平成３０年度においては、インフラストラクチャー分野で１社、グローバル不動産分野で１社を新たに採用し、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。選定にあたっては、外部コンサルタント２社の知見も活用した。（３０年度） 以上より、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 （５）外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用に係る運用受託機関の見直しを適切に実施し、多様なプロダクトを選定して資金配分等における柔軟性を高めた。また、国内株式の総合評価において、スチュワードシップ活動を評価に組み入れた。さらに、国連責任投資原則（UNPRI）に署名したことに加え、スチュワードシップ推進グループを新たに立ち上げ、国内株式及び外国株式の運用において運用委託先を含めたESG（環境、社会、ガバナンス）の要素を顧慮した取り組みの分析・評価などを行うこととしている。（２７年度） 外国株式運用の公募にあたり、マネジャー・エントリー制を活用して適切に実施し、多様なプロダクトの応募を受け、運用受託機関の選定における柔軟性を高めた。また、国内株式パッシブ運用においては、スチュワードシップ活動を強化するため、マネジャー・エントリー制を活用して公募を開始した。さらに、スチュワードシップ推進グループをスチュワードシップ推進課とし、体制強化を図り、国内株式及び外国株式の運用において運用委託先を含めたESG（環境、社会、ガバナンス）の要素を考慮した取り組みの分析・評価などを行うこととしている。（２８年度） 外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の２次審査を実施した。また、運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的４資産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。（公募：平成３０年２月１９日開始（締切期限なし））さらに、国内株式パッシブにとどまらず、内外株式（パッシブ及びアクティブ）の運用機関の選定等に際しては、新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則でエンゲージメントに関する要請事項も明示し、ESG（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動の実施状況について評価を行っている。（２９年度） 外国債券アクティブにおいて、マネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第２次審査を実施した。また、外国債券における物価連動債投資の意義を議論し、当該マンドートを廃止した。地域別のマネジャー・ベンチマークを採用しているファンドについて、新たに為替ヘッ
--	--	--	--	---	---

			ス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価を実施。評価の対象も前年の国内株式パッシブ運用のみから内外株式（パッシブ及びアクティブ）に拡大。 また、オルタナティブ資産については平成２９年度に以下の取組みを実施した。 カ．オルタナティブ資産に係る運用機関（ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ＜G K / F o F ＞）の公募開始 マネジャー・エントリー制を活用し、オルタナティブ資産に係運用機関の公募及び情報提供の受付を平成２９年４月に開始した。オルタナティブ資産に係る運用機関の公募は当法人にとって初めての取組みであることから、説明会を複数回開催すると共に、当該説明会資料（日・英）をＨＰに掲載する等、運用機関が当法人のオルタナティブ資産関する考え方を充分理解した上で公募プロセスに参加できるような工夫を行った。運用機関の公募及び情報提供の受付を開始した分野は、以下の通りである。 ・インフラストラクチャー分野 ・プライベート・エクイティ分野 ・不動産分野 公募及び情報提供を開始して以降、平成３０年３月末までにエントリー及び情報提供があったファンド数は、以下の通りである。 （エントリー） ・インフラストラクチャー分野：１０ファンド ・プライベート・エクイティ分野：２９ファンド ・不動産分野：１１ファンド （情報提供） ・インフラストラクチャー分野：１０ファンド ・プライベート・エクイティ分野：２ファンド ・不動産分野：２ファンド キ．オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定 インフラストラクチャー分野において２ファンドを新規に選定し、国内不動産分野においても１ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント２社の知見も活用した。 当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。 ク．オルタナティブ資産への投資 インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成２９年度に採用した運用受託機関を活用した投資を実施し、平成	ジ付のマネジャー・ベンチマークを設定した。国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ１ファンド及び外国株式パッシブ１ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。特に外国株式パッシブについては、環境指数ファンドの設定とともに、一部回収・解約となった運用受託機関からの回収及び配分先へ移受管を実施した。また、外国債券アクティブ（ハイ・イールド）において、マネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第２審査を実施した。さらに、国内株式において、管理運用上不要と判断したマネジャー・ベンチマークにかかる資産等を回収し、ＥＳＧの運用機関へ配分するなど、適切な運用機関構成とするための施策を実施した。なお、国内株式パッシブ運用受託機関の選定にあたっては、多様なインデックスへの対応力強化とスチュワードシップ活動強化を目的として選定を実施し、特に、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ活動の方針と運用プロセス、これらを実施するための組織体制及び報酬水準を一体としたビジネスモデルを評価し選定した。（３０年度） 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられる。 （６）国内債券ＢＰＩ国債型パッシブ運用において、運用委託手数料の削減、インハウスの固定経費の有効活用、リバランス等における機動性の向上を目的として、外部の運用受託機関からインハウスのファンドに資金配分（インハウス比率平成２６年度 30.7%から平成２７年度 65.8%）するなど、インハウス運用の活用を進めた。（２７年度） 調査研究結果を踏まえて、当法人でも、法令で認められる範囲でインハウス運用を進めるほか、外部委託運用先からの情報収集を円滑化するために、インハウス部門と委託運用先選定部門の連携体制を強化。（２８、２９年度） また、アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化（目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る）とセルフガバナンス向上（運用キャパシティ管理）を目的として、本格的な実績連動報酬体系を平成３０年４月から導入することを決定。（２９年度） 新実績連動報酬体系の概要は以下のとおり。 ー 超過収益をシェアし、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの運用報酬（＝基本報酬率） ー 目標超過収益率を達成した時に、既存契約の固定報酬率と同じ報酬水準になることを前提 ー 一部の運用受託機関に対して、長期的なパフォーマンスに応じた支払いとする代わりに、マーケットサイクルを踏まえた複数年契約を導入。 新たに法令で認められたインハウス運用でのデリバティブ取引について検討するほか、国内債券市場を中心にインハウス運用から得られた情
--	--	--	--	---

			（７）新たな運用対象について、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行ったか。また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討したか。その際、非伝統的資産は、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をしたか。 （８）株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮することを検討したか。	３０年３月末現在の残高は１，９６８億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた共同投資を実施した結果、平成３０年３月末現在の残高は８２億円となった。 不動産分野については、平成２９年度に採用した運用受託機関を通じ、国内の私募リートへの投資を実施した結果、平成３０年３月末現在の残高は８１億円となった。 ケ．各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築 オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。平成２９年度においては、米国における主権免税及び QFPF(Qualified Foreign Pension Fund)適用による税制上の優遇措置に関する調査を税務コンサルタントと実施し、調査結果を踏まえた投資スキームの構築を実施した。 【平成３０年度】 運用受託機関の役員クラスとの意見交換会を行い、活発に意見交換を行ったほか、運用受託機関を組織として理解するため、運用受託機関の役員報酬の調査を行い、アラインメントの強化を図ったほか、 アクティブ運用については、マネジャー・ベンチマークが適切であるか検証するため、適切なマネジャー・ベンチマークを設定したうえで、新実績連動報酬の導入と合わせ運用受託機関とのアラインメントの強化を図るための取り組みを実施した。 パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ１ファンド及び外国株式パッシブ１ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。 また、オルタナティブ資産については以下の取り組みを実施した。 ア．オルタナティブ資産に係る運用機関（ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ＜GK/FoF＞）の公募 マネジャー・エントリー制を活用した公募及び情報提供を平成２９年４月に開始して以降、平成３１年３月末までにエントリー及び情報提供があったファンド数は、以下の通り。※括弧内は平成３０年度中の新規エントリー及び情報提供の実績（エントリー） ・インフラストラクチャー分野：１０（０）ファンド ・プライベート・エクイティ分野：３３（４）ファンド ・不動産分野：１３（２）ファンド（情報提供） ・インフラストラクチャー分野：１１（１）ファンド ・プライベート・エクイティ分野：３（１）ファンド ・不動産分野：２（０）ファンド イ．オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定 インフラストラクチャー分野において１ファンドを新規に選定し、グロ	報を活用し、資産配分に活用した。（３０年度） 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 （７）投資戦略に係るコンサルタントを採用し、それぞれの投資分野における市場規模や市場特性等の検討を行うとともに、運用委員会において、基本ポートフォリオ上における非伝統的資産の位置付け、基本ポートフォリオにオルタナティブ資産を組み入れることによるリスク・リターンの改善効果等について審議した。（２７年度） オルタナティブ資産の投資戦略策定のために採用したコンサルタントと、年金資金の運用としての特性や市場動向、当法人の体制（人的リソース）を踏まえた今後の投資戦略について協議し、投資戦略の概要（ブループリント）を策定、運用委員会に報告した。また、オルタナティブ資産のファンド投資等を実施するために、新たに外部コンサルタント２社を採用し、公募開始に向けた検討を行うとともに、運用委員会において、オルタナティブ資産の投資プログラムの全体像、ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ（マルチ・マネジャー戦略）を通じた投資プログラムを、マネジャー・エントリー制を活用し実施する旨、および想定される投資前後のリスク管理フレームワーク等について報告を行った。（２８年度） 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 （８）株式運用の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で自主的な取組を評価している。（２７、２８年度） また、環境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポートフォリオのリターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象としたＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）指数の公募を実施し、１４社から２７指数の応募があった。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒアリング、追加審査・現地実査など複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量評価と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性評価を行うとともに、計５回に亘り、運用委員会で審議・報告を行った。（２８年度） 平成２８年度に開始した国内株式を対象としたＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）指数の公募では１４社２７指数の応募があり、ポジティブスクリーニング、企業の情報開示促進、ＥＳＧ評価会社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成２９年度に２社３指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。さらに、ＥＳＧのうち新たに環境（Ｅ）に関する指数の公募を実施し、１１社から１５指数の応募があった。運用を開始したＥＳＧ指数は国内株式を対象としていたが、公募を実施した環境指数がフォーカスしている気候変動などの環境問題は国境を越えたグローバルな課題であると考えており、グローバル
--	--	--	--	--	--

			ーバル不動産分野においても1ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント2社の知見も活用した。 当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。 なお、プライベート・エクイティ分野及びグローバル不動産分野（既存とは異なる新規マンドート）についても上記と並行して選定を進めており、平成31年度に選定できる見込みである。 ウ．オルタナティブ資産への投資 インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成29年度以降に採用した運用受託機関を活用した投資を実施し、平成31年3月末現在の残高は2,936億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた投資を実施した結果、平成31年3月末現在の残高は143億円となった。 不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資を実施した結果、平成31年3月末現在の残高は1,249億円となった。 エ．各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築 オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。平成30年度においては、米国における主権免税及びQFPF(Qualified Foreign Pension Fund)適用による税制上の優遇措置に関する調査を税務コンサルタントと実施し、調査結果を踏まえた投資スキームの構築をインフラストラクチャー及びグローバル不動産分野において実施した。また、米国以外の主権免税ステータス取得のための事前調査、各国税務当局からのルーリング取得に向けたプロジェクトを税務コンサルタントのアドバイスの元で進めている。 ⑤ 以下のとおり運用受託機関を適時に見直すとともに、マネジャー・エントリー制を導入した。 【平成27年度】 外国債券パッシブ・アクティブ運用受託機関に係る運用受託機関構成の見直しを行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、事務処理体制について精査した。 ●外国株債券パッシブ・アクティブ運用 <table><tr><td>第3次審査</td><td>第2次審査通過とした32ファンドについて、平成26年度に実施した現地調査を踏まえ、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制をの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価(運用委託手数料の評価を含む。)を行</td></tr></table>	第3次審査	第2次審査通過とした32ファンドについて、平成26年度に実施した現地調査を踏まえ、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制をの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価(運用委託手数料の評価を含む。)を行	株式を対象としている。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒアリングなど複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進めている。 また、新たに制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウェイトも以下の通り変更。 国内株式パッシブ運用：定性評価の30%から評価全体の30% 外国株式パッシブ運用：定性評価の10%から評価全体の30% 内外株アクティブ運用：定性評価の10%から評価全体の10%。(29年度) 平成29年度に開始した環境（E）に関するグローバル株式指数の公募では、11社15指数の応募があり、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進め、審査の結果、2指数を採用し、同指数に基づくパッシブ運用を開始した。 国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。 また、管理運用上不要と判断したマネジャー・ベンチマークにかかる資産等を回収し、ESGの運用機関へ配分した。 平成29年6月に制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価した。評価のウェイトは以下の通り。 株式パッシブ運用：評価全体の30% 株式アクティブ運用：評価全体の10% また、新たなビジネスモデルのパッシブ運用受託機関として選定した機関のうち、1社は19のESGテーマを設定し、重点企業を対象に各テーマに基づいたエンゲージメントを行うといったこれまで以上にESGに関するエンゲージメントを強化した機関も選定。(30年度) 平成29年度より開始したFoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定及び運用開始後のモニタリングにおいて、ESG要素を評価対象項目として組み入れた総合評価によりマネジャー評価を実施している。 過年度までに実施したインフラストラクチャー分野、不動産分野、プ
第3次審査	第2次審査通過とした32ファンドについて、平成26年度に実施した現地調査を踏まえ、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制をの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価(運用委託手数料の評価を含む。)を行					

				った。この結果、新規応募の21ファンド(うちリザーブファンド3ファンド)と既存の運用受託機関の9ファンドを選定した。(パッシブ6ファンド、アクティブ24ファンド(うちリザーブファンド3ファンド)) マネジャー・エントリーの導入について、運用委員会で2回審議を行い、平成28年度の運用機関の公募からマネジャー・エントリー制度を活用することを決定した。導入決定を踏まえ、マネジャー・エントリー制の業務支援業者を選定するとともに、運用機関の選定及び評価に係る規定の改正を実施した。 【平成28、29年度】 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始した。(再掲) ⑦ インハウス運用の活用については以下のとおり実施した。 【平成27年度】 国内債券BPI国債型パッシブ運用において、運用委託手数料の削減、インハウスの固定経費の有効活用、リバランス等における機動性の向上を目的として、運用受託機関1ファンドを解約、1ファンドから資金回収し、インハウスの国内債券パッシブファンドへ資金配分(インハウス比率 平成26年度30.7%から平成27年度65.8%)を行った。 【平成28年度】 インハウス運用に関して、海外年金の事例調査(平成27年度)を実施したところ、組織体制の拡充を前提として、費用の節減、リスク管理の強化、長期的な運用目標達成、運用能力の涵養などの観点からインハウス運用を推進している機関が多く見られた。これらを受けて、当法人でも、法令で認められる範囲でインハウス運用を進めるほか、外部委託運用先からの情報収集を円滑化するために、インハウス部門と委託運用先選定部門の連携体制を強化した。 ⑧ 平成29年度において、アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化(目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る)とセルフガバナンス向上(運用キャパシティ管理)を目的として、本格的な実績連動報酬体系を平成30年4月から導入することを決定した。新実績連動報酬体系の概要は以下のとおり。 － 超過収益をシェアし、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの運用報酬(＝基本報酬率) － 目標超過収益率を達成した時に、既存契約の固定報酬率と同じ報酬水準になることを前提 － 一部の運用受託機関に対して、長期的なパフォーマンスに応じた支払いとする代わりに、マーケットサイクルを踏まえた複数年契約を導入。 ⑨ 運用受託機関とのミーティングは、総合評価に加え、スチュワードシッ	ライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定において、ESGに対する取り組み姿勢・能力等を考慮した上で審査を実施している。 また、平成30年度中に投資初年度を経過した運用受託機関4社(インフラストラクチャー3社、不動産1社)の年間のESG活動状況については、当法人から質問票を送付し、詳細を把握した。 なお、採用した運用受託機関(FoF/ゲートキーパー)によるESG取り組み状況の定期的な報告を義務付けており、各マンドートの年度決算報告と併せて年次でのESG取り組み状況を記載したESGレポートを受領予定であり、オルタナティブ資産運用においても、ESGを含めた非財務的要素は十分に考慮されていると考えられる。(30年度) 以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を得られたと考える。 (9) 財投債の管理及び運用は適切に行っており、また、適切に時価による評価・公表を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 ・インフラ投資については、リスクの記載や最終的にどのような形でキャッシュにして回収するのかといった出口対策の情報開示の仕方を工夫すべきとの課題について、平成30年度の業務概況書にて、インフラ投資に係るリスクの内容、出口対策に係る記載を行うことで対応する。
--	--	--	--	---	---

				プに特化したミーティング（*）をはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしている。 （*）平成２９年６月制定のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のためのミーティング。 また、国内株式パッシブ及び外国株式パッシブ運用機関の選定に当たっては、マネジャー・エントリー制を活用し、新規の外国株式パッシブ１社１ファンド、新規の国内株式パッシブ２社２ファンド選定した。その際、効率的に移管するため現物移管等により、資産を移管した。	
	（５）運用対象の多様化 新たな運用対象についても、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、物価連動国債やＲＥＩＴ（不動産投資信託）等を始め、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこと。 また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる	（４）運用対象の多様化 運用対象については、第１の１の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行う。 理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会は、その報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。その		（４）運用対象の多様化 ① オルタナティブ投資について、以下の取組を実施した。 【平成２７年度】 インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ及び不動産の各投資分野において、法務助言等業務に係る法律事務所を公募により採用し、ＬＰＳ（リミテッド・パートナーシップ）等への直接投資に係る法令上の検討を行った。 また、インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ及び不動産の各投資分野において、投資戦略に係るコンサルタントを公募により採用し、それぞれの投資分野における市場規模や市場特性等の検討を行うとともに、基本ポートフォリオに係るコンサルタントと協働し、基本ポートフォリオ上における非伝統的資産の位置付け、基本ポートフォリオにオルタナティブ資産を組み入れることによるリスク・リターンの改善効果等について運用委員会において審議した。 【平成２８年度】 ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ（マルチ・マネジャー戦略）を通じたオルタナティブ資産への投資や機関投資家との共同投資等を実施するために、新たに外部コンサルタント２社を採用し、オルタナティブ資産に係るブルー・プリントの検証、マネジャー・エントリー制を活用した公募準備及び共同投資家候補の調査等を実施した。 オルタナティブ資産の投資プログラムの全体像、リスク管理プロセス及びゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ（マルチ・マネジャー戦略）を通じた投資プログラム、マネジャー・エントリー制を活用し実施する旨を運用委員会に報告した。 外部コンサルタントの採用やオルタナティブ資産に係る人材の採用等運用体制の整備を行い、初めて平成２９年４月に実施した、インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ及び不動産の各分野において、投資一任契約形態で投資を行う運用機関の公募の準備を円滑に進めた。 【平成２９年度】 オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料水準に関して運用委員会での審議を行った。また、インフラストラクチャー分野及	

	る点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討を行うこと。	際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。	び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンドートの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会に報告した。 【平成３０年度】 グローバル不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンドートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について経営委員会に報告した。 ② 【平成２７年度】 以下のとおり、オルタナティブ投資の資産管理機関の公募及び選定を行った。 <table><tr><td>公募</td><td>平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である4月24日までに4信託銀行の応募があった。</td></tr><tr><td>第１次審査</td><td>応募のあった4信託銀行について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4信託銀行を第1次審査通過とした。</td></tr><tr><td>第２次審査</td><td>第1次審査通過とした4信託銀行について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカस्टディの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、2信託銀行を第2次審査通過とした。</td></tr><tr><td>第３次審査</td><td>第2次審査通過とした2信託銀行について、現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカस्टディを確認し、評価項目（資産管理手数料を含む。）について審査基準に基づき審査し、総合評価を行ったうえで、最終的に1信託銀行を選定した。</td></tr></table> 【平成２８年度】 個別の投資判断を行わず、有限責任の枠組みで行う方法について、法令上の整理を継続的に検討すると同時に、ＬＰＳを活用した投資に向け、外部コンサルタントや機関投資家等とのディスカッションを行う等、情報収集活動を積極的に実施した。 【平成２９年度】 平成２９年９月に年金積立金の運用の対象となる有価証券について、ＬＰＳを追加する政令の改正が行われた。政令の改正を受け、ＬＰＳへの直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での審議・	公募	平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である4月24日までに4信託銀行の応募があった。	第１次審査	応募のあった4信託銀行について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4信託銀行を第1次審査通過とした。	第２次審査	第1次審査通過とした4信託銀行について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカस्टディの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、2信託銀行を第2次審査通過とした。	第３次審査	第2次審査通過とした2信託銀行について、現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカस्टディを確認し、評価項目（資産管理手数料を含む。）について審査基準に基づき審査し、総合評価を行ったうえで、最終的に1信託銀行を選定した。
公募	平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である4月24日までに4信託銀行の応募があった。										
第１次審査	応募のあった4信託銀行について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4信託銀行を第1次審査通過とした。										
第２次審査	第1次審査通過とした4信託銀行について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカस्टディの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を行った。この結果、2信託銀行を第2次審査通過とした。										
第３次審査	第2次審査通過とした2信託銀行について、現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカस्टディを確認し、評価項目（資産管理手数料を含む。）について審査基準に基づき審査し、総合評価を行ったうえで、最終的に1信託銀行を選定した。										

			議決を経た上で決定した。また、L P Sに関連した規定を業務方法書に新たに追記する準備を行った。 投資一任を通じた運用については、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野で運用受託機関を採用し、運用を開始した。また、プライベート・エクイティ分野及び海外不動産分野についても、運用受託機関の採用活動を継続した。 【平成30年度】 L P S投資に関連した規定を業務方法書に新たに追記した。 投資一任を通じた運用については、マネジャー・エントリー制を活用した公募により、運用受託機関を新たにインフラストラクチャー分野で1社、グローバル不動産分野において1社を採用した。また、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。 ③ 平成29年10月改正の管理運用法人法において、直接利用可能なデリバティブ取引は、全て運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限定するとともに、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物が新たに追加された（後者は政令で規定）。必要な人員体制の整備並びに業務方法書への反映の準備を行った。 （5）株式運用における考慮事項 【平成27年度】 株式運用受託機関の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で自主的な取組を評価することとし、所要の規定改正を行った。 【平成28年度】 株式運用の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で自主的な取組を評価している。 また、環境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポートフォリオのリターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象としたESG（環境・社会・ガバナンス）指数の公募を実施した。 <table><tr><td>公募</td><td>平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、 期限である9月30日までに14社27指数の応募があった。</td></tr><tr><td>第1次審査</td><td>応募のあった14社27指数について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績 を中心に第1次審査を行った。その結果、8社19指数を第1次審査通過とした。</td></tr><tr><td>中間審査</td><td>第1次審査通過とした8社19指数についてヒアリングを実施し、リスク・リターン特性、 流動性、回転率などの定量評価とともに、指数 構築プロセス、指数のコンセプトESG評価、メソドロジー、などの定性評価に基づき審査し、総合評価を行った。</td></tr><tr><td>追加審査・ 現地実査</td><td>中間審査において、総合評価が高い指数を提案した社について、追加審査・現地調査を実施し、 組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反について確認を行った。</td></tr></table>	公募	平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、 期限である9月30日までに14社27指数の応募があった。	第1次審査	応募のあった14社27指数について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績 を中心に第1次審査を行った。その結果、8社19指数を第1次審査通過とした。	中間審査	第1次審査通過とした8社19指数についてヒアリングを実施し、リスク・リターン特性、 流動性、回転率などの定量評価とともに、指数 構築プロセス、指数のコンセプトESG評価、メソドロジー、などの定性評価に基づき審査し、総合評価を行った。	追加審査・ 現地実査	中間審査において、総合評価が高い指数を提案した社について、追加審査・現地調査を実施し、 組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反について確認を行った。	
公募	平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、 期限である9月30日までに14社27指数の応募があった。											
第1次審査	応募のあった14社27指数について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績 を中心に第1次審査を行った。その結果、8社19指数を第1次審査通過とした。											
中間審査	第1次審査通過とした8社19指数についてヒアリングを実施し、リスク・リターン特性、 流動性、回転率などの定量評価とともに、指数 構築プロセス、指数のコンセプトESG評価、メソドロジー、などの定性評価に基づき審査し、総合評価を行った。											
追加審査・ 現地実査	中間審査において、総合評価が高い指数を提案した社について、追加審査・現地調査を実施し、 組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反について確認を行った。											
（6）株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮することについて、検討すること。	（5）株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮することについても、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、検討する。											

			<table><tr><td rowspan="8">運用委員会(計5回)</td><td>平成28年6月30日第107回運用委員会</td></tr><tr><td>投資におけるESGの考慮を報告</td></tr><tr><td>平成28年7月14日108回運用委員会</td></tr><tr><td>ESG指数のアイデア募集を報告</td></tr><tr><td>平成28年11月9日第111回運用委員会</td></tr><tr><td>ESG指数について(第3回)を報告</td></tr><tr><td>平成28年12月16日第112回運用委員会</td></tr><tr><td>ESG指数について(第4回)を審議</td></tr><tr><td>平成29年1月20日第113回運用委員会</td></tr><tr><td>ESG指数について(第5回)を審議</td></tr></table> 【平成29年度】 新たに制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウェイトも以下の通り変更。 国内株式パッシブ運用：定性評価の30%から評価全体の30% 外国株式パッシブ運用：定性評価の10%から評価全体の30% 内外株アクティブ運用：定性評価の10%から評価全体の10% ポジティブスクリーニング、企業の情報開示促進、ESG評価会社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成29年度に2社3指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。 <table><tr><td>種別</td><td>指数名</td></tr><tr><td>総合型</td><td>FTSE Blossom Japan Index</td></tr><tr><td>総合型</td><td>MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数</td></tr><tr><td>テーマ型・社会(S)</td><td>MSCI 日本株女性活躍指数(愛称はWIN)</td></tr></table> さらに、ESGのうち新たに環境(E)に関する指数の公募を実施した。運用を開始したESG指数は国内株式を対象としていたが、公募を実施した環境指数がフォーカスしている気候変動などの環境問題は国境を越えたグローバルな課題であると考えており、グローバル株式を対象としている。 <table><tr><td>公募</td><td>平成29年11月1日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である平成30年1月31日までに11社15指数の応募があった。</td></tr><tr><td>第1次審査</td><td>応募のあった11社15指数について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4社8指数を第1次審査通過とした。</td></tr><tr><td>中間審査</td><td>第1次審査通過とした4社8指数について、ヒアリングを実施するとともに、リスク・リターン特性、流動性、回転率などの定量、指数構築プロセス、指数のコンセプトESG評価、メソドロジー、などの定性の両</td></tr></table>	運用委員会(計5回)	平成28年6月30日第107回運用委員会	投資におけるESGの考慮を報告	平成28年7月14日108回運用委員会	ESG指数のアイデア募集を報告	平成28年11月9日第111回運用委員会	ESG指数について(第3回)を報告	平成28年12月16日第112回運用委員会	ESG指数について(第4回)を審議	平成29年1月20日第113回運用委員会	ESG指数について(第5回)を審議	種別	指数名	総合型	FTSE Blossom Japan Index	総合型	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数	テーマ型・社会(S)	MSCI 日本株女性活躍指数(愛称はWIN)	公募	平成29年11月1日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である平成30年1月31日までに11社15指数の応募があった。	第1次審査	応募のあった11社15指数について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4社8指数を第1次審査通過とした。	中間審査	第1次審査通過とした4社8指数について、ヒアリングを実施するとともに、リスク・リターン特性、流動性、回転率などの定量、指数構築プロセス、指数のコンセプトESG評価、メソドロジー、などの定性の両	
運用委員会(計5回)	平成28年6月30日第107回運用委員会																												
	投資におけるESGの考慮を報告																												
	平成28年7月14日108回運用委員会																												
	ESG指数のアイデア募集を報告																												
	平成28年11月9日第111回運用委員会																												
	ESG指数について(第3回)を報告																												
	平成28年12月16日第112回運用委員会																												
	ESG指数について(第4回)を審議																												
平成29年1月20日第113回運用委員会																													
ESG指数について(第5回)を審議																													
種別	指数名																												
総合型	FTSE Blossom Japan Index																												
総合型	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数																												
テーマ型・社会(S)	MSCI 日本株女性活躍指数(愛称はWIN)																												
公募	平成29年11月1日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である平成30年1月31日までに11社15指数の応募があった。																												
第1次審査	応募のあった11社15指数について、応募書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、4社8指数を第1次審査通過とした。																												
中間審査	第1次審査通過とした4社8指数について、ヒアリングを実施するとともに、リスク・リターン特性、流動性、回転率などの定量、指数構築プロセス、指数のコンセプトESG評価、メソドロジー、などの定性の両																												

			<table><tr><td></td><td>面から審査し、総合評価を進めている。</td></tr></table>		面から審査し、総合評価を進めている。				
	面から審査し、総合評価を進めている。								
		【平成30年度】 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮した投資を推進している。平成29年6月に制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリングを実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価した。評価のウェイトは以下の通り。 株式パッシブ運用：評価全体の30% 株式アクティブ運用：評価全体の10% 平成29年度に開始した環境（E）に関するグローバル株式指数の公募では11社15指数の応募があり、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性両面から審査を進め、審査の結果、以下の2指数を採用し、同指数に基づくパッシブ運用を開始した。 <選定指数> <table><tr><td>対象</td><td>指数名</td></tr><tr><td>国内株</td><td>S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数</td></tr><tr><td>外国株</td><td>S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)</td></tr></table> <指数の主な特徴> ① 同業種内で炭素効率性が高い企業と二酸化炭素排出量など温室効果ガス排出に関する情報開示を行っている企業の投資ウエイト（比重）を高めている ② 業種毎の環境負荷の大きさに応じて、①による投資ウエイトの格差を調整（環境負荷の大きい業種ほど、炭素効率性の改善や情報開示のインセンティブが大きくなる仕組み） ③ S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の採用対象は、東証1部企業全社（一部の低流動性銘柄等を除く）であり、一般的なESG指数に比べて、幅広い企業が対象となっている 国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。	対象	指数名	国内株	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数	外国株	S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)	
対象	指数名								
国内株	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数								
外国株	S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)								

		(6) 財投債の管理及び運用 平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、当該財投債については、第1の3の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	また、世界銀行グループと共同で調査研究を行っていた「債券投資におけるESGの考慮に関する共同研究の報告書」を公表し、ESG要素を株式から債券に応用するための取り組みを進めた。 オルタナティブ資産運用においては、海外不動産分野、及びプライベート・エクイティ分野のマルチ・マネジャー戦略を行う運用機関の審査において、運用受託機関自身のESGの評価体制や投資先ファンドに対するESGに関するエンゲージメント活動等を評価した。海外不動産分野では1件運用受託機関の選定を完了し、投資活動を開始した。また、平成29年度に投資を開始した国内不動産分野やインフラストラクチャー分野の運用受託機関によるESGへの取り組みのモニタリングを通じて蓄積されたESG評価の知見、及び最新のPRIのガイドライン等を踏まえて、オルタナティブ資産におけるスチュワードシップ責任の取組み基準の見直しを実施した。 さらに、管理運用法人として、ESGインテグレーションの定義はPRIの署名機関としてPRIの定義に基づくこととし、運用評価の一環として評価すること、ESGに関するエンゲージメントや議決権行使についてはこれまで通り、スチュワードシップ責任に係る取組で評価することを明確にした。 (6) 財投債の管理及び運用 ① 財投債の残高については、償却原価法による評価に併せ、時価法による評価額を公表した。 ② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。	
--	--	---	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－4	透明性の向上

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度
Twitter 情報発信	情報公開・広報活動の充実	－	30 回 （フォロワー数 5,442、閲覧回数 577,759）	157 回 （フォロワー数 8,755、閲覧回数 3,030,877）	199 回 （フォロワー数 22,653、閲覧回数 3,931,449）	302 回 （フォロワー数 24,940、閲覧回数 3,223,477）			予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
Youtube 動画掲載	情報公開・広報活動の充実	－	5 本 （登録者数 252、視聴回数 4687）	12 本 （登録者数 407、視聴回数 8,645）	16 本 （登録者数 569、視聴回数 13,381）	11 本 （登録者数 798、視聴回数 14,115）								
ホームページ訪問数（セッション数）	情報公開・広報活動の充実	562,914	570,950	662,818	560,300	630,891			経常費用（千円）	－	－	－	－	－
									経常利益（千円）	－	－	－	－	－
									行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
									従事人員数	－	－	－	－	－

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	4. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果、新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料を	4. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手		＜主要な業務実績＞ 4. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 平成２７年度は、その適切な管理等に加え、新たに Twitter に GPIF 公式アカウント及び Youtube に GPIF 公式チャンネルを開設することにより一層の情報公開・広報の促進に努めた。Twitter の GPIF 公式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでなく、法人職員の専門性の状況や株主優待物の処理状況など 管理運用法人 に対して国民が疑問に思っている情報の発信に努めた。また、四半期の運用状況の記者発表においては、資料以外に説明用のボードを使用してわかりやすさを工夫するとともに、当	＜自己評価＞ 評定：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、業務概況書などの公表資料の迅速な情報公開に加え、より一層の情報公開・広報の促進に努める観点から、ホームページによる情報発信以外にも、Twitter GPIF 公式アカウント及び Youtube GPIF 公式チャンネルを開設し、運用状況を国民に分かりやすく説明する動画を掲載するなど国民が疑問に思っている情報や関心の高い情報発信を行った。 国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、長期分散投資の意義等を具体例を用いながら分かりやすく説明するコンテンツをホームページ上に充実させるとともに、年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用を中心に、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けにわかりやすく解説したパンフレットを制作し、ホームページ上にも掲載する等の取組みを行った。 さらに、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、市場への影響を検証する

	より一層分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること。 また、運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保すること。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表すること。 加えて、法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表すること。 上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いも	法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。 また、運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。	<評価の視点> （1）基本ポートフォリオの考え方を含む年金積立金の管理及び運用の方針、運用結果、具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。 （2）年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実・強化の	日中に記者会見の模様を Youtube の GPIF 公式チャンネルに掲載した。さらに、理事長が対談形式で基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載した。 また、運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、引き続き一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた所要の手続きを行った。 平成28年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその適切な管理等に加え、Twitter 公式アカウントでは、運用手数料の状況や委託先運用 機関が選んだ優れたコーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書 など 管理運用法人 に対して国民が疑問に思っている情報の発信に努めた。 また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様に加え、運用状況を国民に分かりやすく説明する動画を新たに掲載した。管理運用法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報については英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から25回（昨年度は11回）、Twitter から46回（昨年度は5回）の英語による情報発信を行った。 平成28年度に業務概況書においては、管理運用法人が設立されてから10年間となったことから、一つの区切りとして、複合ベンチマーク対比のパフォーマンス、インカムゲイン、リスク指標など10年間の歩みを振り返り分析し公表した。 平成29年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその適切な管理等に加え、国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、SNSを活用するとともに、平成29年6月にホームページ（トップページ）の改修を実施した。 平成30年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその適切な管理等に加え、国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、SNSを活用するとともに、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させた。 年金積立金の管理及び運用に関して、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示にあたっては、経済団体、労働団体及び市場関係団体の計8団体に意見照会を行い、各団体の意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示するとともに、各段階において実証的な検証（イベントスタディ）等を行い、市場への影響等の懸念がないことを確認しながら進めることとした。第1回～第3回の検証については、一般的に認められた専門的知見である Fama-French 3 ファクターモデルを活用し、市場に対する影響度合の検証を行った。検証にあたっては、各時点の影響度合の検証に留まらず、平成28年3月末との平成29年3月末の保有比率の差に着目した分析や、各運用受託機関が保有しているポートフォリオに対する影響をヒアリングするなど、多角的な検証を行った。 加えて、第1～3回の検証を総括した内容を著名な証券アナリストジャーナル（2018年2月号）に寄稿し、ホームページ以外の媒体を通じて、広く公表を行った。	こととした上で、平成 27 年 ～31 年 3 月末時点の全保有銘柄を開示した。 その他、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関する説明を行ったほか、理事長による新年メディア懇談会を開催するなど積極的な情報発信に努めた。 加えて、E S Gの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年8月に第一回目の報告書となる「平成29年度 ESG 活動報告」を刊行するとともに、同10月に同報告書の英語版を刊行した。 以上を踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられることから、Aと評価する。 【評価の視点】 （1） 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させるとともに、年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用を中心に、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けにわかりやすく解説したパンフレットを制作し、ホームページ上に掲載する等の取り組みを行っており、所期の目標を達成していると考える。 （2）年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等については、業務概況書等で適切に公表した。これに加え、平成27年度に開設した Twitter 公式アカウントでは、運用手数料の状況や委託先運用機関が選んだ優れたコーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書など 管理運用法人に対して国民が疑問に思っている情報を発信するとともに、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様に加え、運用状況を国民に分かりやすく説明する動画を掲載した。 さらに、業務概況書において、複合ベンチマーク対比のパフォーマンス、インカムゲイン、リスク指標など10年間の歩みを振り返り分析したほか、年金積立金の管理及び運用に関して、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、市場への影響を検証することとした上で、平成 27 年 3 月末時点及び平成 28 年 3 月末時点の全保有銘柄を開示した。 平成29年度は、広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上で、国民の信頼を高めるため、ターゲット別にアプローチを実施した。効果的なコミ
--	---	---	--	---	--

	のとする。 加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。 これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。	ための取組を行ったか。	<table><tr><td>保有銘柄開示</td><td>平成２８年７月２９日に、平成２７年３月末時点（債券 1092 発行体、株式 4702 銘柄）の保有銘柄を開示 平成２８年１１月２５日に、平成２８年３月末時点（債券 2752 発行体、株式 4828 銘柄）の保有銘柄を開示 平成２９年７月７日に、平成２９年３月末時点（債券 2752 発行体、株式 4828 銘柄）の保有銘柄を開示</td></tr><tr><td>運用委員会</td><td>平成２８年１０月２０日第１１０回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について」報告 平成２９年２月２０日第１１４回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について（その２）」報告 平成２９年９月１１日第１２２回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について（その３）」報告</td></tr><tr><td>公表</td><td>平成２８年１１月２５日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表 平成２９年３月３日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（２）」公表 平成２９年９月１１日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（３）」公表 第１～３回「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表 平成３０年２月１日 「GPIFの保有銘柄開示による国内株式市場への影響について」証券アナリストジャーナル 2018 年２月号 （開示にあたっては、ホームページ上で全保有銘柄をエクセル形式でダウンロードできる機能とし、使用者が分析・加工しやすいように、各資産毎にシートを作成するとともに、日本語、英語で表示するなどわかりやすさを確保した。）</td></tr></table>	保有銘柄開示	平成２８年７月２９日に、平成２７年３月末時点（債券 1092 発行体、株式 4702 銘柄）の保有銘柄を開示 平成２８年１１月２５日に、平成２８年３月末時点（債券 2752 発行体、株式 4828 銘柄）の保有銘柄を開示 平成２９年７月７日に、平成２９年３月末時点（債券 2752 発行体、株式 4828 銘柄）の保有銘柄を開示	運用委員会	平成２８年１０月２０日第１１０回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について」報告 平成２９年２月２０日第１１４回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について（その２）」報告 平成２９年９月１１日第１２２回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について（その３）」報告	公表	平成２８年１１月２５日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表 平成２９年３月３日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（２）」公表 平成２９年９月１１日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（３）」公表 第１～３回「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表 平成３０年２月１日 「GPIFの保有銘柄開示による国内株式市場への影響について」証券アナリストジャーナル 2018 年２月号 （開示にあたっては、ホームページ上で全保有銘柄をエクセル形式でダウンロードできる機能とし、使用者が分析・加工しやすいように、各資産毎にシートを作成するとともに、日本語、英語で表示するなどわかりやすさを確保した。）	（１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載するなど説明に努めている。なお、平成２７年度は、理事長が対談形式で基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載し、平成２８年度は新たに理事長による新年メディア懇談会を開催するなど理解しやすい情報公開に努めた。このほか、国内外のセミナー等における講演等で管理運用法人に関する説明を行う等、積極的な情報発信に努めた。 平成２９年度は、広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上で、国民の信頼を高めるため、ターゲット別にアプローチを実施した。効果的なコミュニケーションツールとして SNS を活用し、Twitter 公式アカウ	ユニケーションツールとして SNS を活用し、Twitter 公式アカウントでは、管理運用法人による長期分散投資の成果をインパクトのある数字で分かりやすく示す情報の発信に努め、フォロワー数が昨年比約 2.7 倍の 22,653 となった。また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様や運用状況を国民に分かりやすく説明する動画に加え、長期投資家としての管理運用法人を紹介する映像及び採用 PR 映像を掲載した。管理運用法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報については日本語とタイムラグのない英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から 35 回（昨年度は 25 回）、Twitter から 46 回（昨年度も 46 回）の英語による情報発信を行った。マスメディアやホームページ・SNS 以外で管理運用法人の運用について国民に理解を求める新たな取組みとして、投資初心者などにも訴求力のある個人投資家向けイベントに広報責任者が登壇し、長期分散投資家としての管理運用法人の知名度を高めた。 また、管理運用法人が長期的な投資収益向上の観点から近年強化している ESG 投資について、国民や投資先企業、運用業界など幅広いステークホルダーに理解を求める観点から、ESG 投資を中心とする講演・シンポジウムへの役職員の登壇を国内外で 58 回行った。さらに国民や運用受託機関など取引先、投資先企業など幅広いステークホルダーに管理運用法人の認知度・信頼性の向上をはかるため、長期投資家としての管理運用法人を紹介する約 2 分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTube チャンネルで放映した。 また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。広報に関する幅広い取組みの結果、同調査で 管理運用法人について「信頼できる」と回答した人の割合は、平成２８年７月の 17.7%から、平成３０年２月は 27.7%まで上昇した。 平成３０年度は、Twitter 公式アカウントでは、「３つのメッセージ」（積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG 投資の意義）を特に意識した情報発信をすることにより、積立金の役割／長期分散投資に関するツイートへの反応が大きく示される結果となり、第三者のツイッターで国民に誤解を与えかねない情報が拡散された場合には、事実に基づく公式ツイートで情報発信を実施した。その結果、Twitter による情報発信の回数は 302 回（昨年度比プラス 103 回）となり、フォロワー数は 24,940（昨年度末比プラス 2,287）となった。 これらにより、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。	（３）適切に各年度・各四半期の運用状況を公表しており、所期の目標を達成していると考える。
保有銘柄開示	平成２８年７月２９日に、平成２７年３月末時点（債券 1092 発行体、株式 4702 銘柄）の保有銘柄を開示 平成２８年１１月２５日に、平成２８年３月末時点（債券 2752 発行体、株式 4828 銘柄）の保有銘柄を開示 平成２９年７月７日に、平成２９年３月末時点（債券 2752 発行体、株式 4828 銘柄）の保有銘柄を開示											
運用委員会	平成２８年１０月２０日第１１０回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について」報告 平成２９年２月２０日第１１４回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について（その２）」報告 平成２９年９月１１日第１２２回運用委員会 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について（その３）」報告											
公表	平成２８年１１月２５日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表 平成２９年３月３日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（２）」公表 平成２９年９月１１日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（３）」公表 第１～３回「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表 平成３０年２月１日 「GPIFの保有銘柄開示による国内株式市場への影響について」証券アナリストジャーナル 2018 年２月号 （開示にあたっては、ホームページ上で全保有銘柄をエクセル形式でダウンロードできる機能とし、使用者が分析・加工しやすいように、各資産毎にシートを作成するとともに、日本語、英語で表示するなどわかりやすさを確保した。）											

		（４）監査委員会及び監査法人の監査の結果等について、迅速な情報公開を行ったか。 （５）運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保が図られているか。 （６）経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表するよう所要の進めたか。 （７）保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表した	ントでは、ホームページの更新状況だけでなく、管理運用法人による長期分散投資の成果をインパクトのある数字で分かりやすく示す情報の発信に努め、フォロワー数が昨年度末比約 2.7 倍の 22,653 となった。また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の様態や運用状況を国民に分かりやすく説明する動画に加え、長期投資家としての管理運用法人を紹介する映像及び採用 PR 映像を掲載した。管理運用法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報については日本語とタイムラグのない英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から 35 回(昨年度は 25 回)、Twitter から 46 回（昨年度も 46 回）の英語による情報発信を行った。また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載するなど説明に努めている。 このほか、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関する説明を行い、平成 28 年度に引き続き理事長による新年メディア懇談会を開催するなど、積極的な情報発信に努めた。 また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募及び情報提供の受付について、ホームページに掲載した。 オルタナティブ資産に係る運用機関の公募は管理運用法人にとって初めての取り組みであることから、説明会を複数回開催すると共に、当該説明会資料（日・英）を HP に掲載する等、運用機関が当法人のオルタナティブ資産関する考え方を充分理解した上で公募プロセスに参加できるような工夫を行った。 平成 30 年度は、広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上で、効果的なコミュニケーションツールとして SNS を活用し、Twitter 公式アカウントでは、「3 つのメッセージ」（積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG 投資の意義）を訴求する発信をすることにより、積立金の役割／長期分散投資に関するツイートへの反応が大きく示された。また、第三者のツイッターで国民に誤解を与えかねない情報が拡散された場合には、事実に基づく公式ツイートで情報発信を実施した。昨年度比プラス 103 回となる 302 回の情報発信を行い、フォロワー数は昨年度末比プラス 2,287 の 24,940 となった。 このようなこれまでの取組が功を奏し、平成 31 年 2 月 1 日公表の第 3 四半期運用実績を受けて実施した広報効果測定では、「運用の仕方に不安を感じる」との見方は上昇したもの、期間損益が赤字にもかかわらず「累積収益」に対する認知度が上がった。基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、主要 4 資産の時系列データや身近な例を活用し、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させるとともに、年金制度における積立金の役割や長期分散投資の効用を中心に、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けにわ	（４）適切に監事（監査委員会）及び監査法人の監査の結果等を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 （５）以下の事項について運用委員会及び経営委員会の審議等を経て実施している。 - 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関及びオルタナティブ投資の資産管理機関の選定過程や手数料の水準については、運用委員会の審議を経て実施（27 年度） - 外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実施（28 年度） - オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料水準に関して運用委員会で審議し、また、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデートの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会に報告（29 年度） - 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成 29 年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果を報告（30 年度） - 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告（30 年度） - 不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について報告（30 年度） 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （６）適切に、経営委員会の議事概要及び運用委員会の議事録の公表をしており、所期の目標を達成していると考える。 （７）年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成 28 年 3 月末、平成 29 年 3 月末、平成 30 年 3 月末及び平成 31 年 3 月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表しており、所期の目標を達成していると考える。
--	--	---	---	--

		か。 このほか、国内外のセミナー等において 94 件の講演を行い、理事長による新年記者懇談会では、「3 つのメッセージ」（積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG 投資の意義）が伝わるように意識して説明を行った。 （2）業務方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から平成 2 7 年度は 7 度、平成 2 8 年度は 5 度、平成 2 9 年度は 7 度、平成 3 0 年度は 3 度の見直しを行い、ホームページにおいて公表した。 （3）公式ホームページを全面リニューアルし、CMS 機能を導入したことにより迅速かつ柔軟な資料掲載等が可能となった。また、年金制度における積立金の役割や、長期分散投資の効果をイラスト等を使ってわかりやすく解説した。さらに、海外メディアや海外取引先の利便性向上のため、英語ホームページでも業務方針の翻訳版を掲載するなどコンテンツを拡充した。 （4） 【平成 2 7 年度】 平成 2 6 年度の業務概況書については、平成 2 7 年 7 月末までに、各四半期の運用状況については、各四半期終了後 2 カ月後を目途にそれぞれ市場への影響に留意しつつ公表を行った。 <table><tr><td>業務概況書</td><td>第 1 四半期</td><td>第2四半期</td><td>第3四半期</td></tr><tr><td>H27. 7. 10</td><td>H27. 8. 27</td><td>H27. 11. 30</td><td>H28. 3. 1</td></tr></table> 【平成 2 8 年度】 平成 2 7 年度の業務概況書及び平成 2 8 年度の各四半期の運用状況については、透明性の向上を図るため、平成 2 8 年度計画において事前に公表日を明示して公表を行った。 <table><tr><td>業務概況書</td><td>第 1 四半期</td><td>第2四半期</td><td>第3四半期</td></tr><tr><td>H28. 7. 29</td><td>H28. 8. 26</td><td>H28. 11. 25</td><td>H29. 3. 3</td></tr></table> なお、平成 2 9 年 3 月に策定した平成 2 9 年度計画において、平成 2 8 年度の業務概況書は 7 月の第 1 金曜日、平成 2 9 年度の各四半期の運用状況は、翌々月の第一金曜日とすることとし、公表日を前倒しすることとした。 【平成 2 9 年度】 透明性の向上を図るため、平成 2 9 年度計画において、平成 2 8 年度の業務概況書は 7 月の第 1 金曜日、平成 2 9 年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日（金曜日が休日の場合はその前日）を公表日とすることとし、前倒しして公表を行った。 <table><tr><td>業務概況書 (平成 28 年度)</td><td>第 1 四半期 (平成 29 年度)</td><td>第 2 四半期 (平成 29 年度)</td><td>第 3 四半期 (平成 29 年度)</td></tr></table>	業務概況書	第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	H27. 7. 10	H27. 8. 27	H27. 11. 30	H28. 3. 1	業務概況書	第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	H28. 7. 29	H28. 8. 26	H28. 11. 25	H29. 3. 3	業務概況書 (平成 28 年度)	第 1 四半期 (平成 29 年度)	第 2 四半期 (平成 29 年度)	第 3 四半期 (平成 29 年度)	〈課題と対応〉 特になし
業務概況書	第 1 四半期	第2四半期	第3四半期																				
H27. 7. 10	H27. 8. 27	H27. 11. 30	H28. 3. 1																				
業務概況書	第 1 四半期	第2四半期	第3四半期																				
H28. 7. 29	H28. 8. 26	H28. 11. 25	H29. 3. 3																				
業務概況書 (平成 28 年度)	第 1 四半期 (平成 29 年度)	第 2 四半期 (平成 29 年度)	第 3 四半期 (平成 29 年度)																				

				<table><tr><td>H29. 7. 7</td><td>H29. 8. 4</td><td>H29. 11. 2</td><td>H30. 2. 3</td></tr><tr><td>業務概況書 (平成 27 年度)</td><td>第 1 四半期 (平成 28 年度)</td><td>第 2 四半期 (平成 28 年度)</td><td>第 3 四半期 (平成 28 年度)</td></tr><tr><td>H28. 7. 29</td><td>H28. 8. 26</td><td>H28. 11. 25</td><td>H29. 3. 3</td></tr></table> 【平成 3 0 年度】 透明性の向上を図るため、平成 3 0 年度計画において、平成 2 9 年度の業務概況書は 7 月の第 1 金曜日、平成 3 0 年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日（金曜日が休日の場合はその前日）を公表日とすることとし、公表を行った。 <table><tr><td>業務概況書 (平成 29 年度)</td><td>第 1 四半期 (平成 30 年度)</td><td>第 2 四半期 (平成 30 年度)</td><td>第 3 四半期 (平成 30 年度)</td></tr><tr><td>H30. 7. 6</td><td>H30. 8. 3</td><td>H30. 11. 2</td><td>H31. 2. 1</td></tr></table> (5) 監事（監査委員会）監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。 (6) 【平成 2 7 年度】 ① 外国債券における運用受託機関の選定結果及びマネジャー・ストラクチャーの見直しについて、ホームページに掲載した。 ② 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定過程について、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載した。 ③ マネジャー・エントリー制度の導入過程について、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載した。 ④ 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用受託機関の選定を行った。また、オルタナティブ投資の資産管理機関の選定に当たっては、資産管理手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、資産管理機関の選定を行った。 【平成 2 8 年度】 ① 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募について、ホームページに掲載した。 ② 企業アセットフォーラム及びグローバル・アセットオーナーフォーラムの議事概要についてホームページに掲載した。 ③ 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成 2 8 年スチュワードシップ活動報告」を公表（平成 2 9 年 1 月 2 5 日）し、平成 2 8 年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ④ 「平成 2 8 年スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載した。 ⑤ 外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株	H29. 7. 7	H29. 8. 4	H29. 11. 2	H30. 2. 3	業務概況書 (平成 27 年度)	第 1 四半期 (平成 28 年度)	第 2 四半期 (平成 28 年度)	第 3 四半期 (平成 28 年度)	H28. 7. 29	H28. 8. 26	H28. 11. 25	H29. 3. 3	業務概況書 (平成 29 年度)	第 1 四半期 (平成 30 年度)	第 2 四半期 (平成 30 年度)	第 3 四半期 (平成 30 年度)	H30. 7. 6	H30. 8. 3	H30. 11. 2	H31. 2. 1
H29. 7. 7	H29. 8. 4	H29. 11. 2	H30. 2. 3																					
業務概況書 (平成 27 年度)	第 1 四半期 (平成 28 年度)	第 2 四半期 (平成 28 年度)	第 3 四半期 (平成 28 年度)																					
H28. 7. 29	H28. 8. 26	H28. 11. 25	H29. 3. 3																					
業務概況書 (平成 29 年度)	第 1 四半期 (平成 30 年度)	第 2 四半期 (平成 30 年度)	第 3 四半期 (平成 30 年度)																					
H30. 7. 6	H30. 8. 3	H30. 11. 2	H31. 2. 1																					

				式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実施した。 【平成２９年度】 ① 平成 29 年 5 月に改訂された日本版スチュワードシップ・コード（改訂版コード）の趣旨に賛同し、平成 2 9 年 8 月 1 日に「コード改訂に伴う対応」を公表。併せて、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新し、ホームページで同日公表。 ② 平成 2 9 年 6 月 1 日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、同年 6 月 2 日にホームページで公表。 ③ 国内株式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請（ホームページにも掲載） ④ ③で要請した株式運用受託機関の議決権行使結果の公表状況について当法人のホームページで公表。 ⑤ 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成 2 9 年スチュワードシップ活動報告」を公表（平成 3 0 年 2 月 2 日）し、平成 2 9 年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載。 ⑥ 「平成 2 9 年 スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版サマリーを作成しホームページに掲載。別途、全訳も作成。 ⑦ 企業・アセットオーナーフォーラム及びグローバル・アセットオーナーフォーラムの議事概要についてホームページに掲載。 ⑧ オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料水準に関して運用委員会で審議し、また、インフラストラクチャー分野及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンドートの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会に報告を実施した。 【平成 3 0 年度】 ① 当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（平成 3 1 年 2 月 2 8 日）し、平成 3 0 年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載。 ② 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることを改めてスチュワードシップ活動報告において明示。 ③ 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表。 ④ 「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載。 ⑤以下の取組について経営委員会に報告を実施した。 ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成 2 9 年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果を報告、	
--	--	--	--	--	--

			イ 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告 ウ 不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンドートの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による共同投資等アラインメント確保策について報告 (7) 【平成27年度】 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表した。 また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。 【平成28年度】 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに公表した旨をTwitterで情報発信した。 【平成29年度】 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等並びに経営委員会に係る資料及び議事概要等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに公表した旨をTwitterで情報発信した。 運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。 また、運用委員会の議事録については、一定期間（7年）経過した第38回～第43回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。 なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。 【平成30年度】 開催された経営委員会に係る資料及び議事概要等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに公表した旨をTwitterで情報発信した。 また、運用委員会の議事録については、一定期間（7年）経過した第44回～第53回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。 なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。 (8) 年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成29年3月末時点及び平成30年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表した。 (9) 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みを積極的に推進している。このようなESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成
--	--	--	---

				30年8月に第一回目の報告書となる「平成29年度 ESG 活動報告」を刊行した。同10月に同報告書の英語版を刊行し、平成31年1月には日本語版を増刷した。当法人では、ESGへの取組みの効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていく。	
--	--	--	--	---	--

	酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。 経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たって、モデルポートフォリオを参酌して法人及び他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。 （２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。	考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討する。 （２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更する。ま	グなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。 （２）モデルポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を行っているか。また、定期的な検証の必要性について検討を行ったか。	を確認した。 【平成２８年度】 日銀のマイナス金利政策導入による国内金利の更なる低下など足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２８年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、基本ポートフォリオの検証を進めたところ、２回の運用委員会を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要があることを確認した。 【平成２９年度】 経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２９年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、４回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会における審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要があることを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要があることを確認した。 【平成３０年度】 経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成３０年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、４回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会における審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要があることを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要があることを確認した。	（２）（４） 平成２７年度においては、国内金利の更なる低下など足元の運用環境の変化を踏まえて、各資産クラスの期待収益率等の見直しを行うなど基本ポートフォリオの検証を行い、現行基本ポートフォリオ及びモデルポートフォリオを変更する必要があることを確認している。 平成２８年度においては、日銀のマイナス金利政策導入による国内金利の更なる低下など足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２８年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、基本ポートフォリオの検証を進めたところ、２回の運用委員会を経て、現行基本ポートフォリオ及びモデルポートフォリオを変更する必要があることを確認している。 平成２９年度においては、経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２９年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、４回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要があることを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要があることを確認している。 平成３０年度においては、経営委員会の下に設置された検討作業班は、国内金利が引き続き低水準で推移したことなど足元の運用環境の変化を踏まえて、平成３０年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、４回の審議を経て基本ポートフォリオの検証を進めたところ、経営委員会の審議、議決を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要があることを確認し、このことから、モデルポートフォリオを変更する必要があることを確認している。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （３）基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし
--	---	--	--	--	---

また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。 (3) 基本ポートフォリオの策定 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、	た、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証は、少なくとも基本ポートフォリオの定期的な検証において必要と判断されたときに実施する。 (3) 基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価す	るか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮したか。 (4) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、必要に応じて見直しの検討を行ったか。		
---	--	---	--	--

	リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。 （４）基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。	るとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。 （４）基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 国内債券３５％ 国内株式２５％ 外国債券１５％ 外国株式２５％ ・乖離許容幅 国内債券±１０％ 国内株式±９％ 外国債券±４％ 外国株式±８％ （注）運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その			
--	---	---	--	--	--

		他経営委員会の議を経て決定するもの) は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の 5 % を上限とする。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。 (5) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフ			
--	--	--	--	--	--

		オリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。			
--	--	---	--	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報	
I－6	管理及び運用に関し遵守すべき事項

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
スチュワードシップ活動に関する運用受託機関へのヒアリング社数	スチュワードシップ活動の把握	20社 （すべての国内株式運用受託機関）	20社 （すべての国内株式運用受託機関）	16社 （すべての国内株式運用受託機関）	34社 （すべての内外株式運用受託機関）	40社 （すべての内外株式運用受託機関）			
スチュワードシップ活動に関するアンケート回答数	スチュワードシップ活動の把握	—	260社 （対象400社、回答率65%）	272社 （対象400社、回答率68%）	619社 （対象2052社、回答率30%）	604社 （対象2129社、回答率28%）			
アンケート回答企業へのエンゲージメントに関するヒアリング数	スチュワードシップ活動の把握	—	31社	16社	20社	21社			
企業・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握	—		1回	2回	2回			
グローバル・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握	—		1回	2回	2回			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	6．年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （1）受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。	6．年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （1）受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。		＜主な業務実績＞ 6．年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （1）受託者責任の徹底 各年度において、行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行することとした。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライア	＜自己評価＞ 評価：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場及び民間の活動への影響については、適切に配慮した。また、株主議決権の行使についても適切な対応を行った。スチュワードシップ責任を果たすため、ESGへの取組みを強めることとし、国連責任投資原則に署名した。 平成29年6月1日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、管理運用法人として初めて原則という形で運用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示した。民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこ

				ンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。 <table><tr><th colspan="2">コンプライアンスハンドブックの改訂</th></tr><tr><td>27 年度</td><td>平成 27 年 5 月・11 月</td></tr><tr><td>28 年度</td><td>平成 28 年 11 月</td></tr><tr><td>29 年度</td><td>平成 29 年 5 月・10 月・12 月、 平成 30 年 3 月</td></tr><tr><td>30 年度</td><td>平成 30 年 9 月</td></tr></table> 加えて、平成 2 7 及び 2 8 年度は運用委員会の下に設置されたガバナンス会議、平成 2 9 年度は監査委員会において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 さらに、以下の取り組みにより役職員の意識の向上、遵守事項の周知徹底を図った。 <table><tr><th></th><th>強化月間</th><th>取組事項</th></tr><tr><td>27、28 年度</td><td>3 月</td><td>○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、 ○外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など</td></tr><tr><td>29 年度</td><td>1 月</td><td>○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など</td></tr><tr><td>30 年度</td><td>1 月</td><td>○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施など</td></tr></table> （2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア 各年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応した。 イ 各年度、運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。 ① 各年度において、民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の 5 % 以下となるよう引き続き求めている	コンプライアンスハンドブックの改訂		27 年度	平成 27 年 5 月・11 月	28 年度	平成 28 年 11 月	29 年度	平成 29 年 5 月・10 月・12 月、 平成 30 年 3 月	30 年度	平成 30 年 9 月		強化月間	取組事項	27、28 年度	3 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、 ○外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など	29 年度	1 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など	30 年度	1 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施など
コンプライアンスハンドブックの改訂																										
27 年度	平成 27 年 5 月・11 月																									
28 年度	平成 28 年 11 月																									
29 年度	平成 29 年 5 月・10 月・12 月、 平成 30 年 3 月																									
30 年度	平成 30 年 9 月																									
	強化月間	取組事項																								
27、28 年度	3 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、 ○外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など																								
29 年度	1 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など																								
30 年度	1 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施など																								
		＜評価の視点＞ （1）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底したか。 （2）市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを被ることがないよう努めるとともに、資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。 （3）民間企業																								
（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への																									

ととする一方、運用受託機関に対して、両原則と管理運用法人の考えを説明、対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求めた。

投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化した。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施し、加えて、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価とエンゲージメントの実態把握を目的として、上場会社向けにアンケートを実施し、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めた。

「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催し、企業から得られた要望事項を運用受託機関とのエンゲージメントで活用するとともに、「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を管理運用法人における E S G の取組み方のあるべき方向性に活用した。また、TCFD や Climate Action 100+ などグローバルなイニシアティブへの参加も行い、スチュワードシップ活動の向上に努めた。

これらを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を達成したと考えられることから、A と評価する。

【評価の視点】

（1）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考ええる。

（2）資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考ええる。

	集中を回避するよう努めること。 企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果	集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。 ② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ 企業経営に直接影響を与えたとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すと	の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。 （4）運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。 （5）運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。	る。平成27～29年度は、この基準を全ての運用受託機関が遵守していることを確認した。 平成30年度は、国内株式アクティブ1ファンドにおいて一時的に5%を超過したが、直ちに解消した。 ② 各年度において、民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ ア 各年度において、民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。 イ 各年度において、運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった運用受託機関については、変更後の方針の提出を受けた。なお、変更があった延べ数は、以下のとおりである。 <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td></tr><tr><td>延べ11ファンド</td><td>延べ18ファンド</td><td>延べ18ファンド</td><td>延べ12ファンド</td></tr></table> ウ 各年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。各事業年度における行使状況は次のとおりである。 (国内株式) a 運用受託機関の対応状況 <table><tr><td></td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td></tr><tr><td>株主議決権を行使した運用受託機関数</td><td>29</td><td>28</td><td>30</td><td>33</td></tr><tr><td>株主議決権を行使しなかった運用受託機関数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> b 行使内容 ●国内株式 <table><tr><td></td><td colspan="3">平成27年度（延べ議案数）</td><td colspan="3">平成28年度（延べ議案数）</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛成</td><td>186,920 91.70%</td><td>82 3.30%</td><td>—</td><td>185,776 92.00%</td><td>80 5.50%</td><td>—</td></tr><tr><td>反対</td><td>16,904 8.30%</td><td>2,405 96.70%</td><td>—</td><td>16,110 8.00%</td><td>1,369 94.50%</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 0.00%</td><td>0 0.00%</td><td>—</td><td>0 0.00%</td><td>0 0.00%</td><td>—</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	延べ11ファンド	延べ18ファンド	延べ18ファンド	延べ12ファンド		27年度	28年度	29年度	30年度	株主議決権を行使した運用受託機関数	29	28	30	33	株主議決権を行使しなかった運用受託機関数	0	0	0	0		平成27年度（延べ議案数）			平成28年度（延べ議案数）			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数	賛成	186,920 91.70%	82 3.30%	—	185,776 92.00%	80 5.50%	—	反対	16,904 8.30%	2,405 96.70%	—	16,110 8.00%	1,369 94.50%	—	白紙委任	0 0.00%	0 0.00%	—	0 0.00%	0 0.00%	—
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																											
延べ11ファンド	延べ18ファンド	延べ18ファンド	延べ12ファンド																																																											
	27年度	28年度	29年度	30年度																																																										
株主議決権を行使した運用受託機関数	29	28	30	33																																																										
株主議決権を行使しなかった運用受託機関数	0	0	0	0																																																										
	平成27年度（延べ議案数）			平成28年度（延べ議案数）																																																										
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数																																																								
賛成	186,920 91.70%	82 3.30%	—	185,776 92.00%	80 5.50%	—																																																								
反対	16,904 8.30%	2,405 96.70%	—	16,110 8.00%	1,369 94.50%	—																																																								
白紙委任	0 0.00%	0 0.00%	—	0 0.00%	0 0.00%	—																																																								

（3）民間企業の経営に対する影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考える。

（4）運用受託機関等における同一企業発行有価証券の保有については、適切に対応しており、所期の目標を達成していると考える。

（5）株主議決権の行使については適切に対応しており、所期の目標を達成していると考える。

たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。

ともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

(6) 日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行ったか。

乘 權	0 0.00%	2 0.00%	—	0 0.00%	0 0.00%	—
合 計	203,824 100.00%	2,486 100.00%	206,313	201,886 100.00%	1,449 100.00%	203,335

	平成 2 9 年度（延べ議案数）			平成 3 0 年度（延べ議案数）		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	165,471 91.70%	254 11.00%	—	169,708 89.60%	149 9.60%	—
反 対	15,023 8.30%	2,056 89.00%	—	19,620 10.40%	1,397 90.40%	—
白紙委任	0 0.00%	0 0.00%	—	0 0.00%	0 0.00%	—
棄 権	0 0.00%	0 0.00%	—	0 0.00%	0 0.00%	—
合 計	180,494 100.00%	2,310 100.00%	182,804	189,328 100.00%	1,546 100.00%	190,874

注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
株主議決権を行使した運用受託機関数	23	22	20	25
株主議決権を行使しなかった運用受託機関数	0	0	0	0

b 行使内容

●外国株式

	平成 2 7 年度（延べ議案数）			平成 2 8 年度（延べ議案数）		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	192,410 92.00%	3447 47.90%	—	195,076 92.10%	3327 40.80%	—
反 対	16,725 8.00%	3,703 51.50%	—	16,630 7.90%	4,770 58.50%	—
白紙委任	0 0.00%	0 0.00%	—	0 0.00%	0 0.00%	—
棄 権	47 0.00%	41 1.00%	—	67 0.00%	53 0.00%	—
合 計	209,182 100.00%	7,191 100.00%	216,373	211,773 100.00%	8,150 100.00%	219,923

	平成 29 年度 (延べ議案数)	平成 30 年度 (延べ議案数)
--	------------------	------------------

(6) スチュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組みを強めることとし、国連責任投資原則に署名した。さらに、運用受託機関に対しヒアリングを実施し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における課題の把握に努めた。

上場会社向けに初めてアンケートを実施し、運用受託機関のステュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めた。（２７年度）

ＪＰＸ日経４００採用企業向けアンケートの実施、「企業・アセットオーナーフォーラム」及び「グローバル・アセットオーナーフォーラム」の開催等を行い、運用受託機関のステュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めた。（２８年度）

投資原則において、スチュワードシップ責任を果たす活動の対象を株式投資から全資産に拡大し、その具体的な取組として ESG を明記。また、平成 29 年 5 月のスチュワードシップ・コード改訂を受け、同年 8 月に改訂版コードへの賛同を表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を変更。また、運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を策定し、運用受託機関に対する期待を明文化。運用受託機関とは従前のモニタリングモデルから双方向のコミュニケーションをベースにしたエンゲージメントを実施、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため、企業向けアンケートを実施。より幅広い企業の意見をヒアリングするため、アンケートの対象を前年までの JPX 日経インデックス 400 から東証一部上場企業に拡大。「企業・アセットオーナーフォーラム」及び「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催し、スチュワードシップ活動の向上に努めた。（29年度）

投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため東証一部上場企業を対象に企業向けアンケートを実施。「企業・アセットオーナーフォーラム」及び「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催しているほか、TCFD や Climate Action100+ などグローバルなイニシアティブへの参加も行い、スチュワードシップ活動の向上に努めた。

オルタナティブ資産の運用においてE S Gの取組み状況の把握のため、不動産分野、インフラストラクチャー分野それぞれにおいて運用受託機関との運用ガイドライン/L P契約等にてE S Gに関する報告を義務付け、インフラストラクチャー分野においては、運用受託機関（ゲートキーパーおよびファンド・

				<table><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td rowspan="2">賛 成</td><td>192, 525</td><td>4, 438</td><td rowspan="2">—</td><td>208, 097</td><td>4, 020</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>90. 90%</td><td>52. 40%</td><td>89. 70%</td><td>54. 60%</td></tr><tr><td rowspan="2">反 対</td><td>19, 017</td><td>3, 973</td><td rowspan="2">—</td><td>23, 068</td><td>3, 249</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>9. 00%</td><td>46. 90%</td><td>9. 00%</td><td>44. 20%</td></tr><tr><td rowspan="2">白紙委任</td><td>0</td><td>0</td><td rowspan="2">—</td><td>0</td><td>0</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>0. 00%</td><td>0. 00%</td><td>0. 00%</td><td>0. 00%</td></tr><tr><td rowspan="2">棄 権</td><td>190</td><td>62</td><td rowspan="2">—</td><td>857</td><td>89</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>0. 10%</td><td>0. 70%</td><td>0. 40%</td><td>1. 20%</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>211, 732</td><td>8, 473</td><td rowspan="2">220, 205</td><td>232, 022</td><td>7, 358</td><td rowspan="2">239, 380</td></tr><tr><td>100. 00%</td><td>100. 00%</td><td>100. 00%</td><td>100. 00%</td></tr></table>	行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	192, 525	4, 438	—	208, 097	4, 020	—	90. 90%	52. 40%	89. 70%	54. 60%	反 対	19, 017	3, 973	—	23, 068	3, 249	—	9. 00%	46. 90%	9. 00%	44. 20%	白紙委任	0	0	—	0	0	—	0. 00%	0. 00%	0. 00%	0. 00%	棄 権	190	62	—	857	89	—	0. 10%	0. 70%	0. 40%	1. 20%	合 計	211, 732	8, 473	220, 205	232, 022	7, 358	239, 380	100. 00%	100. 00%	100. 00%	100. 00%		オブ・ファンズ）自身の責任投資原則（P R I）への取組み体制、投資先である個別ファンドのP R Iへの署名を含むE S G活動へのエンゲージメントの状況について確認を実施した。国内不動産分野においては、会計年度末に年次のE S Gレポートを受領し、E S G課題の把握、および当該年度における具体的な活動状況、翌年度以降の方針等について報告を受けると共にディスカッションを実施した。（３０年度） 以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数																																																														
賛 成	192, 525	4, 438	—	208, 097	4, 020	—																																																														
	90. 90%	52. 40%		89. 70%	54. 60%																																																															
反 対	19, 017	3, 973	—	23, 068	3, 249	—																																																														
	9. 00%	46. 90%		9. 00%	44. 20%																																																															
白紙委任	0	0	—	0	0	—																																																														
	0. 00%	0. 00%		0. 00%	0. 00%																																																															
棄 権	190	62	—	857	89	—																																																														
	0. 10%	0. 70%		0. 40%	1. 20%																																																															
合 計	211, 732	8, 473	220, 205	232, 022	7, 358	239, 380																																																														
	100. 00%	100. 00%		100. 00%	100. 00%																																																															
		（７）年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。 （８）市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。 （９）他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めた	（注）割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 エ 各年度において、議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。 ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況 ・行使体制 ・行使状況 各年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。この評価結果は各次年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。 オ 平成２９年６月に株式運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を策定し、管理運用法人として初めて原則という形で運用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示。 運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方的な「モニタリング」モデルからスチュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルへ転換。これに伴い、運用受託機関とのミーティングも年に１回の総合評価ミーティングとは別にスチュワードシップミーティングをはじめ、その時々テーマや必要に応じてミーティングやアンケートを都度実施し、年間を通じて活動进行评估する体制に変更。この評価結果は各次年度の総合評価に反映させることとしている。 ④ ア 平成２７年９月に全ての運用受託機関に対しヒアリングを実施し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における課題の把握に努めた。 イ 平成２８年９月に全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。 ウ 平成２９年９月～１０月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用	（７）年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債の満期償還金・利金などでキャッシュアウトに対応できており、所期の目標を達成していると考ええる。 （８）市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 （９）他の管理運用主体と情報交換やフォーラム開催に向けて準備を進めるなど相互に連携を図り協力しており、所期の目標を達成していると考ええる。																																																																

			か。 エ 平成30年10月～12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のステュワードシップ活動の課題を確認した。 運用受託機関のエンゲージメント活動における課題については、次のようなものがあった。	受託機関のステュワードシップ活動の課題を確認した。なお、これに先立ち、国内株式パッシブ運用受託機関の利益相反防止体制を確認することを目的に各社の第三者委員会委員長等委員会メンバーとのミーティングも新たに実施。一部機関では開催実態が外部から見えないケースもあった。	〈課題と対応〉 特になし
		27年度	・運用受託機関のステュワードシップ活動の二極化。 ・長期的に持続可能な資本生産性の向上を目的としたエンゲージメントが多く実施されたことが確認された。 ・主に企業の短期的な業績について行う取材と長期的な企業価値向上のためのエンゲージメントの区別がされておらず、取材をエンゲージメントと捉えている事例も散見された。 ・厳選投資を行っているアクティブ運用については、ステュワードシップ・コードが導入される前から投資先企業とのエンゲージメントが実施されている傾向にある。 ・先行している運用受託機関においては、非保有企業に対しても、課題があると考え企業に対しては長期的な企業価値向上の観点からエンゲージメントを実施している事例が確認された。 ・長期保有し続けるパッシブ運用においては、エンゲージメント及び議決権行使に係るステュワードシップ活動は社内のアクティブ運用の取材の一環として取り組まれている。そのため、アクティブ運用の投資対象及び投資対象候補に含まれない企業について網羅しきれていない傾向にある。		
		28年度	・ステュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会を設置又は強化し、年に1回の議決権行使への対応だけではなく通年でのステュワードシップ活動への取組に進化させ、組織だった活動に深化しようとしている意識が見られた。 ・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見られた。 ・新たな取組として、社外取締役との面談を実施した機関もあった。 ・ESG課題への取組について、実際のエンゲージメント活動に取り入れられていることは少なく、全般的にG(ガバナンス)や議決権行使における考慮にとどまっており、運用受託機関のESG課題に対するエンゲージメント、特にE(環境)やS(社会)に対する取組については十分とは言えない状況であった。 ・議決権行使においては、外形基準や議決権行使助言機関等の推奨に依存した機械的な行使と疑われるケースがあった。		
		29年度	・ステュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会を設置又は強化し、年に1回の議決権行使への対応だけではなく通年でのステュワードシップ活動への取組に進化させ、組織だった活動に深化するための取組が見られる。 ・一部の運用受託機関において、管理運用法人のステュワードシップ活動原則の周知徹底がなされていない状況があった。 ・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見られ		

				た。 ・ESG課題への取組について、過去と比べてE(環境)やS(社会)に対する取組も進んでいるものの、全般的にG(ガバナンス)や議決権行使が中心であることは否めないが、一部外国株式運用受託機関ではアクティブ運用機関でもEやSに対する取組も進めており、運用受託機関によって対応に差がある状況であった。 ・議決権行使においては、外形基準や議決権行使助言機関等の推奨に依存した機械的な行使と疑われるケースがあった。 ・個別の議決権行使結果の公表において、利益相反が起こりうる先についてフラグを立てるなどの工夫を行った機関もあった。	
			30年度	・スチュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会の強化がなされ、年に1回の議決権行使への対応だけではなく通年でのスチュワードシップ活動への本格的な取組、組織だった活動に深化するための取組が見られる。 ・管理運用法人のスチュワードシップ活動原則への理解が不十分な外資系運用受託機関があった。 ・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容は差が見られた。 ・ESG課題への取組については内外株式運用受託機関全社が行っていると回答。過去と比べてE(環境)やS(社会)に対する取組も進んでいる機関もある。国内株式アクティブ運用においては、G(ガバナンス)に関する積極的なエンゲージメントに加えて、EやSに対する取組も進みつつある。 ・議決権行使においては、第三者委員会からの諮問により、議決権行使方針の厳格化を行った機関があったほか、議決権行使方針を集中総会後すぐに見直すなど企業とのエンゲージメントに備える機関が増えている。 ・個別の議決権行使結果の公表において、反対理由の記載や利益相反がありうる先についてフラグを立てるなどの工夫を行った機関もあった。	
			⑤	ア 平成27年度は、平成26年度の委託調査研究「年金積立金管理運用独立行政法人におけるスチュワードシップ責任及びESG投資のあり方についての調査研究」において、国連責任投資原則等のグローバルなネットワークが支持を集めており、今後は影響力が増すことも想定されるため、投資家等の中での意見交換や情報収集の場として活用することが考えられるとされたことなどを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組みを強めることとし、国連責任投資原則に署名を行い、運用受託機関が行っている投資先企業へのエンゲージメント活動の中で、これまで以上にESGを考慮した企業価値の向上や持続的成長のための自主的な取組みを促すこととした。 運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、上場会社向けに初めてアンケートを実施するとともに、アンケートの回答企業を訪問し、ヒアリングを行い、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めた。	

				イ 平成２８年度は、スチュワードシップ推進活動において、次の取組を実施。 こうした様々な活動により明らかになった 管理運用法人 のスチュワードシップ活動に資する新たな知見及び引き続き改善に向けた取組が必要な 運用受託機関の課題等を「平成２８年スチュワードシップ活動報告」にとりまとめ、１月２５日に ホームページ上にて公表した。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「ＪＰＸ日経４００採用企業向けアンケート」を実施 ・複数の企業から「アセットオーナーである GPIF と企業との間の 継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受け「企業・アセットオーナーフォーラム」を初めて開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた管理運用法人を含む運用業界全般に対する要望事項を、平成２９年６月公表の初の運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく活用 ・被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を初めて開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、管理運用法人における ESG の取組 方のあるべき方向性の議論に活用 ・企業には両報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、GPIFの運用受託機関が選ぶ優れた「コーポレート・ガバナンス報告書」、「統合報告書」の公表 ・運用会社の評価基準の改定（国内株式パッシブ運用受託機関におけるスチュワードシップ責任に係る取組のウエイト引き上げ等） ・海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報を収集するため英国の 30 % Club および米国の Thirty Percent Coalition にオブザーバーとして加盟したほか、外務省の持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議に高橋理事長が構成員として参加し、水野理事兼 CIO が責任投資原則協会（PRI Association）の理事に選任されるなど国連が提唱する責任投資原則（PRI）や国内外関係団体・機関との連携強化 ・国内株を投資対象にした ESG 指数の公募 ウ 平成２９年度は、投資原則において、スチュワードシップ責任を果たす活動の対象を株式投資から全資産に拡大し、その具体的な取組として ESG を明記。 エ 平成２９年５月に改訂された日本版スチュワードシップ・コード（改訂版コード）の趣旨に賛同し、平成２９年８月１日に「コード 改訂に伴う対応」を公表。併せて、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新し、ホームページで同日公表。 a 平成２９年６月１日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、同年６月２日にホームページで公表。 b 国内株式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請。	
--	--	--	--	--	--

	（３）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	（３）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入に活用等必要な機能の強化を図る。		c b で要請した株式運用受託機関の議決権行使結果の公表状況について当法人のホームページで公表。 d 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成２９年 スチュワードシップ活動報告」を公表（平成３０年２月２日）し、平成２９年の当法人のスチュワードシップ活動状況に加え、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告。 オ 平成３０年度は、平成３１年２月に「スチュワードシップ活動報告」を公表。 a 平成３０年度の管理運用法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告。 b 管理運用法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める（comply or explain）ことを改めてスチュワードシップ活動報告において明示。 c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表。 カ 平成３０年度は、国内株式パッシブ運用において、スチュワードシップを重視したビジネスモデルの運用受託機関を初めて採用。採用にあたっては、適切な KPI の設定、エンゲージメント体制・手法を評価し、今後、KPI の達成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っていく。 キ 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「東証一部上場企業向けアンケート」を実施（対象を平成２８年までの JPX から東証一部上場企業に拡大） ・複数の企業から「アセットオーナーである G P I F と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた管理運用法人を含む運用業界全般に対する要望事項を、平成２９年６月公表の初の運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく活用し、平成３０年度は運用受託機関とのエンゲージメントで活用 ・被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を継続的に開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、管理運用法人における E S G の取組み方のあるべき方向性の議論に活用 ・企業には統合報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、G P I F の運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、	
	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。			

				「改善度の高い統合報告書」を公表 ・運用会社の評価基準の改定（内外株式運用受託機関におけるスチュワードシップ責任に係る取組のウェイト引き上げ等） ・海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報を収集するため英国の 30%Club および米国の Thirty Percent Coalition にオブザーバーとして加盟しているほか、外務省の持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議に高橋理事長が構成員として参加し、水野理事兼 CIO が責任投資原則協会（PRI Association）の理事を務めるなど国連が提唱する責任投資原則（P R I）や国内外関係団体・機関との連携強化 ・国内株を投資対象にした ESG 指数の選定、運用開始 ・グローバル株式を対象とした環境指数の公募 ・平成 3 0 年 6 月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、改訂版コードに基づき、コーポレート・ガバナンス報告書の記述が従前と比べ充実したことから、GPIF の運用受託機関が選ぶ「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」を公表 ・TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に平成 3 0 年 1 2 月に賛同（管理運用法人自身の開示の検討、情報収集に加え、運用受託機関がどのように機構関連の情報を開示を進めていくのか TCFD のベストプラクティスの共有も受けながら確認していく） ・Climate Action100+（グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある企業と共同エンゲージメントを行う投資家主導のイニシアティブ）に平成 3 0 年 1 0 月にサポーターとして参加（サポーターはエンゲージメントへの参加を求められない。気候変動に関するエンゲージメントや共同エンゲージメントがどのように行われているかの知見を高め、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価に活用する） ク 運用受託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成 2 9 年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関の E S G 評価体制、及び投資判断時/モニタリング時における E S G 要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取り組み状況に関する定期的な報告を受けている。また、年次で E S G レポートの、提出を義務付け。 ・上記活動を通じて法人内に蓄積された知見や、投資原則（P R I）が公表した E S G 活動に関する質問票等に基づき、外部コンサルとも協議しながら運用受託機関のスチュワードシップ評価基準を実効性が高い内容に見直	
--	--	--	--	--	--

				しを実施。 ・「平成 30 年度 E S G 活動報告」にて、オルタナティブ資産の運用会社評価における E S G 要素の考慮に関して報告予定。 (3) 年金給付のための流動性の確保 各年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応し、寄託金償還等のために資産の売却を行うことはなかった。 平成 27 年度は、月次での詳細な経済・市場動向分析のほか、週次での分析を継続し、投資委員会を通じて法人内で共有した。また、経済コンサルタントの活用に加えて、委託運用先を通じた情報収集を行った。さらに平成 28 年 2 月より、運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めている。 平成 28～30 年度は、運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 ただし、各年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。平成 29 及び 30 年度においては、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。 (4) 他の管理運用主体との連携 【平成 27 年度】 E S G 及びリスク管理に関して意見交換するなど、相互に連携を図りながら協力するよう努めた。 【平成 28 年度】 GPIF Finance Awards の創設にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得たほか、年金財政モデルについての意見交換や他の 管理運用主体も参加する形式での企業・アセットオーナーフォーラム の開催(平成 29 年 4 月 15 日)に向けて準備を進めるなど、相互に連携を図りながら協力するよう努めた。 【平成 29 年度】 第 2 回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得たほか、過去に実施した委託調査研究の報告書を 3 共済に情報提供した。 また、モデルポートフォリオに関し国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会と意見交換を行った。 さらに、企業・アセットオーナーフォーラムの開催にあたっては、アセットオーナーとして国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興共済事業団と連携を図った。 加えて、世界銀行と行った「債券投資における環境・社会・ガバナンス (ESG) の考慮について」の共同研究に関し、地方公務員共済組合連合会と情報共有を図	
--	--	--	--	---	--

				るなど他の管理運用主体との連携を図ることに努めた。 【平成30年度】 第3回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得た。 また、基本ポートフォリオについて、国家公務員共済組合連合会と検証手法の共有を図った。	
--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－7	管理及び運用能力の向上

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度
高度で専門的 な人材数	管理及び運用 能力の向上	—	7 人	1 4 人 （うち 2 8 年度は 7 人 採用）	1 9 人 （うち 2 9 年度は 5 人 採用）	2 4 人 （うち 3 0 年度は 5 人 採用）			予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
								決算額（千円）						
								経常費用（千円）						
								経常利益（千円）						
								行政サービス実 施コスト（千円）	—					
									従事人員数	—	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	8. 管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図ること。 また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシ	7. 管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行う。 また、高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評		<主な業務実績> 7. 管理及び運用能力の向上 （1）高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務等を明確化した。 ア 当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材 イ 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材 なお、これらの必要な人材採用にあたっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した法人の審査により採用した。 各年度の採用状況、取組は以下のとおり。	<自己評価> 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシステムの導入について、必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を2 4 名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、4 6 名の正規職員を採用した。また、早出遅出勤務制度を導入し、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように環境整備や、高度で専門的な職員が法人への貢献を維持させるための目標管理型人事評価をより円滑に運用するための研修を実施した。 本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理システムを積極的に活用する取組みとして、平成2 8 年9 月から新たなリスク管理システムを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。 さらに、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施するとともに、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。 加えて、平成2 9 年1 0 月の管理運用法人法改正及び政令の改正を受け、イン

	システムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図ること。 さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。 なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明すること。 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進すること。 上記の事項は、長期的な経済、運用環境の変化に即した対応のための重要な手段であることから優先的に行うこと。	価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。 さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、管理運用法人の職員の業務遂行能力の向上を目指す。 なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行う。 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進する。	＜評価の視点＞ （１）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行ったか。 （２）高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行ったか。 （３）高度で専門的な人材を活用した研修等を実施す	<table><tr><td>27 年度</td><td>○専門的な人材と若手職員等を合わせて13名を採用。(うち専門的な人材7名) ○専門的な人材の受け入れに当たっては、事務所が手狭になることに加え、BCP環境、セキュリティ面及び情報システム整備等を考慮し、事務所移転により必要な環境整備を行った。</td></tr><tr><td>28 年度</td><td>○専門的な人材と若手職員等を合わせて13名を採用。(うち専門的な人材7名) ○専門的な人材の受け入れに当たっては、育児・介護中の専門的な人材についても柔軟な受け入れができるよう、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度(早出遅出勤務)を新たに導入し、より働きやすい環境を整備した。</td></tr><tr><td>29 年度</td><td>○専門的な人材とミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する正規職員を合わせて23名採用。(うち専門的な人材 5 名) ○専門的な人材等の受け入れに当たっては、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度)について、利用対象の拡大(未就学児を養育する職員を対象⇒小学生を養育する職員を対象)を行うことでより働きやすい環境を整備した。</td></tr><tr><td>30 年度</td><td>○専門的な人材とミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する正規職員を合わせて21名採用。(うち専門的な人材5名) ○専門的な人材等の受け入れに当たって、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度)については、育児・介護中の職員の柔軟な就労に寄与している。</td></tr></table>	27 年度	○専門的な人材と若手職員等を合わせて13名を採用。(うち専門的な人材7名) ○専門的な人材の受け入れに当たっては、事務所が手狭になることに加え、BCP環境、セキュリティ面及び情報システム整備等を考慮し、事務所移転により必要な環境整備を行った。	28 年度	○専門的な人材と若手職員等を合わせて13名を採用。(うち専門的な人材7名) ○専門的な人材の受け入れに当たっては、育児・介護中の専門的な人材についても柔軟な受け入れができるよう、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度(早出遅出勤務)を新たに導入し、より働きやすい環境を整備した。	29 年度	○専門的な人材とミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する正規職員を合わせて23名採用。(うち専門的な人材 5 名) ○専門的な人材等の受け入れに当たっては、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度)について、利用対象の拡大(未就学児を養育する職員を対象⇒小学生を養育する職員を対象)を行うことでより働きやすい環境を整備した。	30 年度	○専門的な人材とミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する正規職員を合わせて21名採用。(うち専門的な人材5名) ○専門的な人材等の受け入れに当たって、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度)については、育児・介護中の職員の柔軟な就労に寄与している。	ハウスで利用できるデリバティブ取引(先物外国為替(市場デリバティブ)、株価指数先物)及び LPS が追加されたため、必要となる人員体制を整備するとともにリスク管理の高度化を図った。デリバティブ取引については、リスク管理方針(利用機会の制限、利用額の制限、リスク量の測定・把握、経営委員会の関与及び常勤の監査委員による監視)を作成しリスク管理の高度化を図り、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ投資室にミドル部門を新たに設けた上で人員の配置を行い、LPS のリスク管理体制の整備を図った。 以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。 ＜評価の視点＞ （１）高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を 2 4 名採用した(平成 2 7 年度に 7 名、平成 2 8 年度に 7 名、平成 2 9 年度に 5 名、平成 3 0 年度に 5 名採用した(平成 2 7 年度は専門的な人材と若手職員等を合わせて 1 3 名採用、平成 2 8 年度は専門的な人材と若手職員等を合わせて 1 3 名採用、平成 2 9 年度は専門的な人材と正規職員を合わせて 2 3 名採用、平成 3 0 年度は専門的な人材と正規職員を合わせて 2 1 名採用))。 また、専門的な人材の受け入れに当たっては、平成 2 7 年度には、事務所が手狭になることに加え、B C P 環境、セキュリティ面及び情報システム整備等を考慮し、事務所移転により環境整備を行った。平成 2 8 年度には、早出遅出勤務制度を導入し、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように環境整備を行った。平成 2 9 年度には早出遅出勤務制度の見直しを行い、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように環境整備を行った。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 （２）平成 2 7 年度に高度で専門的な職員が法人への貢献を維持させるために目標管理型による実績の定期的な評価方法を導入し、平成 2 8 年度には、より円滑に運用するための研修を実施、平成 2 9 年度には、新たに評価者となった者に対し研修を実施した。平成 3 0 年度には、制度のより安定的な運用を図るべく評価者研修を実施した。また、高度で専門的な職員の契約更新に当たっては、目標管理型人事評価の結果を適切に用いた円滑な更新等を行っており、所期の目標を達成していると考える。 （３）職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考える。
27 年度	○専門的な人材と若手職員等を合わせて13名を採用。(うち専門的な人材7名) ○専門的な人材の受け入れに当たっては、事務所が手狭になることに加え、BCP環境、セキュリティ面及び情報システム整備等を考慮し、事務所移転により必要な環境整備を行った。												
28 年度	○専門的な人材と若手職員等を合わせて13名を採用。(うち専門的な人材7名) ○専門的な人材の受け入れに当たっては、育児・介護中の専門的な人材についても柔軟な受け入れができるよう、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度(早出遅出勤務)を新たに導入し、より働きやすい環境を整備した。												
29 年度	○専門的な人材とミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する正規職員を合わせて23名採用。(うち専門的な人材 5 名) ○専門的な人材等の受け入れに当たっては、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度)について、利用対象の拡大(未就学児を養育する職員を対象⇒小学生を養育する職員を対象)を行うことでより働きやすい環境を整備した。												
30 年度	○専門的な人材とミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する正規職員を合わせて21名採用。(うち専門的な人材5名) ○専門的な人材等の受け入れに当たって、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度)については、育児・介護中の職員の柔軟な就労に寄与している。												

	27年度	28年度	29年度	30年度
採用内訳	採用人数	採用人数	採用人数	採用人数
スチュワードシップ・コード 担当職員	1 名	1 名	4 名	—
オルタナティブ運用担当職員	3 名	2 名	—	1 名
運用リスク管理担当職員	1 名	1 名	—	—
市場分析・資産配分担当職員	2 名	—	—	—
投資戦略担当職員	—	1 名	—	2 名
委託資産管理・運用担当職員	—	2 名	1 名	1 名

	27年度	28年度	29年度	30年度
採用内訳	採用人数	採用人数	採用人数	採用人数
スチュワート・ショップ・コート 担当職員	1 名	1 名	4 名	—
オルタナティブ運用担当職員	3 名	2 名	—	1 名
運用リスク管理担当職員	1 名	1 名	—	—
市場分析・資産配分担当職員	2 名	—	—	—
投資戦略担当職員	—	1 名	—	2 名
委託資産管理・運用担当職員	—	2 名	1 名	1 名

	(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。 また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ること。	(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行う。 また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。	(7) リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ったか。	酬のデータベース等の調査結果による民間資産運用業界の市場水準等の資料を含めた「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。 【平成28～30年度】 「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。 ⑤ 【平成27年度】 専門的な人材の募集内容や採用状況を運用委員会で3回報告した。 【平成28年度】 専門的な人材の募集内容や採用状況を第113回運用委員会（平成29年1月20日）で報告した。 【平成29年度】 平成30年度より新たにデリバティブ投資業務及びLPS投資業務を開始するために必要となる専門的な人材等の増員（12名）について、第7回経営委員会（平成30年3月14日）に諮り議決された。 なお、採用した高度で専門的な人材は、配属部署において正規職員の指導を行い、正規職員の業務遂行能力の向上に寄与している。 【平成30年度】 平成30年度の職員採用については、平成29年度の経営委員会において議決された定員（職員147名）の範囲内において適切に進めた。 なお、採用した高度で専門的な人材は、配属部署において正規職員の指導を行い、正規職員の業務遂行能力の向上に寄与している。	実し牽制体制を多重化するなどリスク管理体制を強化した。なお、リスク管理システムについて、新たなツールの開発や導入は費用対効果も勘案した上で必要ないと判断している。上記のことを踏まえれば、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
				(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 【平成27年度】 フォワード・ルッキングなリスク管理分析機能の強化を図るため、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムの導入に向け、外部機関が提供する既存のシステムと法人主体で新規開発を行う場合について情報収集を行い、導入に要する期間や一時費用・ランニング費用等について比較、検討し、外部機関が提供する既存のシステムを平成28年9月から導入することとした。 なお、システム導入に向け、調達仕様書を作成し、情報システム委員会等での審議、了承を経て、ホームページに調達公告を掲載（8月17日～9月4日、19日間）し、企画競争を実施。4者から提出のあった企画書（ヒアリングを含む）に基づく評価を実施の上、契約候補者を選定し12月25日付で契約を締結した。 さらに、リスク管理に関する情報収集の一環として、勉強会を2回開催した。 【平成28年度】 平成28年9月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。	(7) 平成28年9月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。 新ツールによるトータルリスクの分析強化としては、バリュアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、リスク管理ツールのファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、平成28年度に情報提供依頼「フォワード・ルッキングなリスク管理のベストプラクティスについて」の公募（1月20日から2月20日、22日間）を実施し、情報収集を行った。また、リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状況について分析及びシミュレーションを行った。 平成29年度には、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離に基づくシナリオの蓋然性について報告した。また、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。 平成30年度には、コンサルタントを採用し地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するなど、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。 以上により、リスク管理の高度化が大きく進んだため、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
					〈課題と対応〉 特になし

			新ツールによるトータルリスクの分析強化としては、バリュアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにした ストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、リスク管理ツールのファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、情報提供依頼「フォワード・ルッキングなリスク管理のベストプラクティスについて」の公募（1月 20 日から 2 月 20 日、22 日間）を実施し、情報収集を行った。また、リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状況について分析及びシミュレーションを行った。 【平成 2 9 年度】 費用対効果を勘案し、平成 28 年 9 月に導入した新たなリスク管理システムにより、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。 具体的には、バリュアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、ファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。また、上記に加え、センシティビティ分析（注 1）を行い、資産構成割合への影響度分析を行うとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複線的なリスク管理を推進している。なお、オルタナティブ投資については、リスク管理フレームワークに従い、既存の資産に加え、グローバルインフラ、国内インフラ、グローバル不動産、国内不動産、グローバル・プライベートエクイティの運用受託機関に対してリスクレビューを実施した。 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離（注 2）に基づくシナリオの蓋然性について報告した。また、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対するシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。 平成 2 9 年 1 0 月の管理運用法人法改正及び政令の改正を受け、インハウスで利用できるデリバティブ取引（先物外国為替（市場デリバティブ）、株価指数先物）及び LPS が追加されたため、必要となる人員体制を整備するとともにリスク管理の高度化を図った。デリバティブ取引については、リスク管理方針（利用機会の制限、利用額の制限、リスク量の測定・把握、経営委員会の関与及び常勤の監査委員による監視）を作成しリスク管理の高度化を図り、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ投資室にミドル部門を新たに設けた上で人員の配置を行い、LPS のリスク管理体制の整備を図った。 （注 1）金利や株価等のパラメータが 1 単位変化したときの資産価値の変化からリスクの大きさを分析するもの。 （注 2）統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場合に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているかを距離として把握するために用いられる。	
--	--	--	---	--

			【平成30年度】 基本ポートフォリオの乖離許容幅内にアラームポイントを設定した乖離許容幅管理を引き続き行った。また、リスク管理ツールを用いて、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測したほか、バリュアットリスクを基本ポートフォリオと対比する形で詳細に分析するなど、複線的なリスク管理を一層進めた。 併せて、オルタナティブ投資において、投資一任（ファンド・オブ・ファンズ形式）でのインフラ及び不動産への投資が本格化したことに伴い、ミドル機能を充実し牽制体制を多重化するなどリスク管理体制を強化した。具体的には、リスクをより適切に管理する目的で、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの見直しを実施した。実施の際には、国内外機関投資家におけるオルタナティブ資産に関するリスク管理状況の調査結果も参考とした。オルタナティブ投資室の人員拡充に伴い、運用受託機関の選定、投資開始後のモニタリングの各段階における、運用リスク管理室・オルタナティブ投資室フロント・同室フロントミドル相互の牽制体制を見直し強化した。L P Sを通じたオルタナティブ投資については、平成29年の政令改正に伴い制度上は投資可能となったものの、FoF/ゲートキーパー経由の投資形態と異なるリスク管理が求められるが、そのための体制・リソースの整備は準備中であり、L P S投資に係るリスク管理体制の構築に努める。 運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討するに際し、必要なリスク管理体制を海外公的年金にヒアリングした上で整理した。 また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金と議論し、コンサルタントを採用して地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステスト等をより充実した。 ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けて海外公的年金へヒアリングを行った上で、公募を実施した。上記の取組みを通じて、全体のリスク管理フレームワークの高度化を図った。	
--	--	--	---	--

の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。	うな体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う。	な体制の整備を図ったか。	（２）大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討したか。	27 年度	28 年度
				「海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究業務」 ○海外の年金基金等では、オルタナティブ資産を含めた多様な資産の運用をインハウスで行っているところが多いことから、インハウス運用の目的や位置付け、運用体制、リスク管理体制等について調査を行い、当法人のインハウス運用のあり方についての提案を求めた。	①「各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究業務」 ○当法人のような巨額な資産を運用する機関投資家にとって、どの資産において超過収益機会があるのか、1 ファンド当たりの資産規模がどのくらいが適正な水準なのかについて提案を求めた。
				—	②「基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究業務」についての委託調査研究 ○実物資産など非伝統的資産の市場が拡大している中で、これらを予め考慮して基本ポートフォリオを策定する方法を、文献および海外年金等へのヒアリングを活用し調査した。
現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと。	また、調査研究業務については、大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた管理運用法人の職員が担うことを検討する。	（３）具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築	—	29 年度	30 年度
				①「運用会社のビジネスモデルについての調査研究業務」 ○運用資産の多くを外部に委託する管理運用法人にとって、運用会社のビジネスモデルの現状と方向性を理解することは不可欠であり、オルタナティブ投資の本格化やマネジャー・エントリー制の導入によって、管理運用法人の起用する運用会社も多様化している。このため、運用会社の事業戦略、収益・費用構造、経営者・従業員に対する金銭的インセンティブ等について調査を行った。	①「運用受託機関の役職員の報酬体系（インセンティブ構造）についての調査業務」 ○運用受託機関との利害の一致を重視している管理運用法人として、報酬体系は運用機関の投資哲学や企業文化等の根本的な考え方を反映していると考えており、利害の一致の確認手段として運用受託機関の役職員の報酬体系について調査を行った。具体的には、運用受託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかという観点から調査を実施した。
				（２）管理運用手法の高度化を進めるための調査研究を実施しており、実施に当たっては、担当部署の職員と委託先との間で意見交換等を行うことにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図っている。 さらに、平成２８年度から、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として GPIF Finance Awards を創設した。 平成２８年度においては、自薦・他薦による大学関係者 11 名、企業等に所属する実務家 10 名の計 21 名の候補者の中から、選考委員による審査を経て国際金融市場の変遷及び分散投資への含意について学術的評価の高い論文を発表した若手研究者を受賞者として選定した。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。また、同賞の受賞者および選考委員でもあるノーベル経済学賞受賞者の講演 会を同賞の表彰式とあわせ実施し 167 名が参加したほか、受賞について複数の記事で紹介された。 平成２９年度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は 23 名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。 平成３０年度においては、第２回 GPIF Finance Awards 受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府副大臣（金融担当）等に来賓としてご出席いただいた。 以上より、所期の目標を達成していると考える。	
				（３）各年度、委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所期の目標を達成していると考える。	
				〈課題と対応〉 特になし	

			すること等により、情報漏洩対策を徹底したか。		
				②「人工知能(AI)が運用に与える影響についての調査研究業務」 ○利用可能なデータ量の爆発的な増加とコンピューターの処理能力の飛躍的な向上により、多くの分野で人工知能(AI)が活用されており、運用においても、リサーチ。トレード、コンプライアンス等の業務でAIが活用され始めている。一方、公的年金基金等におけるAIの活用については、参考となる先行事例が極めて少ないため、年金積立金の長期運用や管理運用法人の業務全般におけるAIの活用可能性等について先駆的な分析を行うとともに、AIによる運用会社のビジネスモデルへの影響について調査を行った。	②「ESGに関する情報開示についての調査研究業務」 ○管理運用法人では、現在、ESG 指数や環境指数に基づく株式パッシブ運用や ESG 活動報告の作成など、ESG に関する取組を積極的に進めている。それらの取組において、企業や運用会社における ESG に関する情報開示は全ての土台となるものだが、足元では情報開示に積極的な企業と対応が進んでいない企業との二極化が進んでいる。その背景には、ESG に関する情報開示基準等が乱立している状況において、各開示基準の共通点や違い、定義などが明確でないことにより、経営リソースが限られる中、対応を躊躇している企業も多いと思われる。当調査研究では、金融安定理事会(FSB)気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)や、米国サステナビリティ会計基準審議会(SASB)等の ESG に関する情報開示の現状を調査するとともに、企業価値向上に資する ESG 情報開示の在り方や公的年金基金や運用機関による ESG 情報開示の在り方についても調査を実施した。
			③「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」 ○世代重複(OLG)モデルは、家計部門で勤労・引退の世代を共存・世代交代させることで、人口構造の動学的な変化も取り込み、これによりマクロパラメータの不確実性も考慮するものとなっている。このモデルを用いて、マクロ経済予測の枠組み・手法の研究を行った。	③「人工知能(AI)によるファンド行動学習についての委託研究業務」 ○29 年度に実施した「人工知能(AI)が運用に与える影響について」の委託研究において、当法人が委託している国内株式アクティブ運用会社の取引データを用い、機械学習によって分析することで、投資スタイルの類型化やスタイルドリフトの発見等が可能であることが示された。平成 30 年度より開始した当該委託研究では、国内株式において銘柄ユニバースの拡大や計測期間の延長を行い、より精緻な検証を行うとともに、外国株式においても同様の成果が確認できるか等について、引き続き研究を実施した。	
			—	④「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」 ○公的年金積立金の収益目標は、名目賃金上昇率対比で示されており、運用資産の収益性を適切に評価するにあたって、名目賃金上昇率を含むマクロ経済予測モデルを高度化することが重要である。昨年に引き続き、世代重複(OLG)モデルを用いて、人口構成の変化、特に家計部門での勤労世代と引退世代の共存、これらの世代交代等の変化を取り込むことにより、マクロ経済予測の枠組み・手法の拡充を	

				行うとともに、各種パラメータシナリオの変動が与えるマクロ経済への影響を定量的に検証した。 ⑤「債券投資とESGに関する共同研究」 ○管理運用法人は、平成29年9月に責任投資原則（PRI）に署名し、平成30年7月に国内株式におけるESG指数を選定した。投資におけるESGについては、株式では研究や実践が進んでいるが、債券では研究や実践が緒についたばかり。このため、管理運用法人と世界銀行グループは、持続的な投資の促進に向けた提携の最初の取り組みとして、債券投資におけるESGについて、ベンチマーク、ガイドライン、格付手法、公表の枠組み、報告のひな形、リスク分析など、実務的課題に関して共同で研究を実施した。	
各研究は、①マネジャー選定及び管理への活用、②年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用、③今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。 さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受けた。 平成28年度においては、自薦・他薦による大学関係者11名、企業等に所属する実務家10名の計21名の候補者の中から、選考委員による審査を経て国際金融市場の変遷及び分散投資への含意について学術的評価の高い論文を発表した若手研究者を受賞者として選定した。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。また、同賞の受賞者および選考委員でもあるノーベル経済学賞受賞者の講演会を同賞の表彰式とあわせ実施し167名が参加したほか、受賞について複数の記事で紹介された。 平成29年度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は23名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。 平成30年度においては、第2回 GPIF Finance Awards 受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府副大臣（金融担当）等に来賓としてご出席いただいた。					
		氏 名		役 職（選考時）	

	(2)調査研究業務に関する情報管理	(2)調査研究業務に関する情報管理		<table><tr><td>ロバート・マートン</td><td>MIT スローン・ビジネススクール教授、 ハーバード大学名誉教授、 ノーベル経済学賞受賞</td></tr><tr><td>ジョシュ・ラーナー</td><td>ハーバード・ビジネススクール教授</td></tr><tr><td>デビッド・チェンバース</td><td>ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授</td></tr><tr><td>植田 和男</td><td>共立女子大学国際学部教授 東京大学金融教育研究センター センター長 (元運用委員会委員長)</td></tr><tr><td>翁 百合</td><td>(株) 日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)</td></tr><tr><td>福田 慎一</td><td>東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)</td></tr><tr><td>米澤 康博</td><td>早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (元運用委員会委員長)</td></tr></table>	ロバート・マートン	MIT スローン・ビジネススクール教授、 ハーバード大学名誉教授、 ノーベル経済学賞受賞	ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授	デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授	植田 和男	共立女子大学国際学部教授 東京大学金融教育研究センター センター長 (元運用委員会委員長)	翁 百合	(株) 日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)	米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (元運用委員会委員長)	
				ロバート・マートン	MIT スローン・ビジネススクール教授、 ハーバード大学名誉教授、 ノーベル経済学賞受賞														
				ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授														
				デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授														
				植田 和男	共立女子大学国際学部教授 東京大学金融教育研究センター センター長 (元運用委員会委員長)														
				翁 百合	(株) 日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)														
				福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)														
				米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (元運用委員会委員長)														
				(第2回 GPIF Finance Awards 受賞者)															
				<table><tr><td>氏 名</td><td>役 職</td></tr><tr><td>野澤 良雄</td><td>シニアエコノミスト、連邦準備制度理事会 (現・香港科技大学ビジネススクール Asssistant Professor)</td></tr></table>	氏 名	役 職	野澤 良雄	シニアエコノミスト、連邦準備制度理事会 (現・香港科技大学ビジネススクール Asssistant Professor)											
氏 名	役 職																		
野澤 良雄	シニアエコノミスト、連邦準備制度理事会 (現・香港科技大学ビジネススクール Asssistant Professor)																		
② 月次での詳細な経済・市場動向分析のほか、週次での分析を継続し、投資委員会を通じて法人内で共有した。また、経済コンサルタントの活用に加えて、委託運用先を通じた情報収集を行った。さらに平成28年2月より、運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めている。																			
③ 平成27年5月に調査研究を担える体制整備として企画部に調査課を設置した。 平成28年度には、各部門において具体的な調査研究を行える体制にするため専門人材を市場運用部に配置した。なお、調査研究に当たっては、当該市場運用部の専門人材の外、投資戦略部に配置済みの専門人材を活用し実施した。 平成29年9月に企画部調査課を企画部調査数理課とした際に具体的な調査研究を行える体制にするため専門人材等を配置した。なお、調査研究に当たっては、当該調査数理課の専門人材のほか、投資戦略部に配置済みの専門人材を活用し実施した。 調査研究業務はこれまで企画部調査数理課が担っていたものの、実際には、各担当部署が個別に進捗管理を行っており、司令塔機能を十分に果たすことができていなかったため、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すための司令塔機能を果たす担当部室が必要であることから、平成30年7月に調査数理課を独立した「室」に昇格させ調査数理室とした上で、専任の室長(部長級)を充て業務を実施する体制とした。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。																			

研究テーマ	海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究（平成 27 年度より継続）	世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究（平成 28 年度より継続）	ESG に関する情報開示についての調査研究
	各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査	運用会社のビジネスモデルについての調査研究	運用受託機関の役職員の報酬体系（インセンティブ構造）についての調査
	基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究	人工知能（AI）が運用に与える影響についての調査研究	人工知能（AI）によるファンド行動学習についての調査研究（平成 29 年度より継続）
	世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究	—	債券投資と ESG に関する共同研究
	—	—	世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究（平成 28 年度より継続）

④ セミナー・研修等（情報収集・意見交換等）

平成 27、28 年度は、国内外で開催される運用機関等主催のセミナーや研修に積極的に参加するとともに、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施等、より先進的な事例等に関する情報収集・分析の強化に努めるとともに、年金運用の最新の動向に関する情報を役職員間で共有した。

平成 29 年度は、国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。

	内容	回数（回）	参加延べ人数（人）
平成 27 年度	国内外部セミナー	21	30
	国際機関等主催会議	9	11
平成 28 年度	国内外部セミナー	10	12
	国際機関等主催会議	21	48
平成 29 年度	国際機関等主催会議	28	41
平成 30 年度	専門機関等主催会議	125	208

⑤ 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。

			⑥ 平成30年4月の世界銀行グループ・国際通貨基金の春季会合において、債券投資におけるESGの考慮に関する共同研究報告書を発表し、同年11月に日本語の翻訳版を発表。 (2) 調査研究業務に関する情報管理 各年度において、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、当法人が業務委託先の情報セキュリティ対策を毎年度評価することとした。 また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究の選定先等候補者に対して、情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、いずれの社も情報管理に問題ない状況であることを確認した。	
--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ－1	効率的な業務運営体制の確立

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直す。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適	<評価の視点> （1）中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。 （2）能力・実績を反映した人事評価制度を実施しているか。	<主な業務実績> 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 （1）業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、以下のとおり人員配置及び組織編制等の体制整備を実施した。 【平成27年度】 平成27年5月に年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事を2名置くことができることとなり、5月に管理運用業務担当理事と総務・企画等担当理事の2名体制とした。これに伴い、理事の職務を明確化するために「理事の職務に関する規程」（平成27年5月9日制定）を制定した。また、法人内で契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーを平成28年1月に設置した。 組織編成については、機能の強化及び牽制を図る目的から委託運用部門における運用と管理を分離し、運用管理に特化する運用管理室を11月に設置した。また、オルタナティブ投資を行うオルタナティブ投資課を室に格上げし、オルタナティブ投資室として平成28年3月に設置した。 さらに、主たる事務所を東京に置くことも年金積立金管理運用独立行政法人法の改正で明確になったこと、及び、高度で専門的な人材の採用を進める上でオフィスが手狭になったこと等から平成27年12月に事務所移転を実施した。 【平成28年度】 当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取組みを進めてきたところであるが、今後更に、国民の理解を得ながら、	<自己評価> 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、法人に必要な人員配置及び組織編成等、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行い、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をした。また、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んでおり、これらを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。 【評価の視点】 （1）法人に必要な人員配置及び組織編成を行うとともに、業務の実情に即して継続的に見直しており、所期の目標を達成していると考える。 （2）能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考える。

	を確立すること。	切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。	（３）業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを発揮したか。 （４）高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んだか。	年金積立金の運用に ふさわしい取組を一層推進するため、平成２８年１０月に市場運用部内にスチュワードシップ推進課を新設した。 【平成２９年度】 当法人の情報管理については、文書管理業務を企画部（企画課）が、電子データ管理業務を情報システム部（情報セキュリティ対策課）が行ってきたが、平成２９年７月に情報システム部（情報セキュリティ対策課）を情報管理部（情報管理セキュリティ対策課）とし、企画部（企画課）の文書管理業務を移管させ、情報管理の一元化を図った。 また、基本ポートフォリオの見直しが本格化するに当たり、厚生労働省との調整等も頻繁に行われることが予想されることから、平成２９年９月に、基本ポートフォリオの策定及び検証等に関する業務を、投資戦略部から対外折衝の窓口である企画部（調査課を調査数理課へ変更）へ移管した。 平成２９年１０月には、経営委員会及び監査委員会発足に伴い、当該委員会の事務を支援する組織として経営委員会事務室及び監査委員会事務室を新たに設置した。 【平成３０年度】 基本ポートフォリオの策定や調査研究の業務については、企画部長の管轄下にある調査数理課が担っていたところであるが、基本ポートフォリオの策定手法に係る高度化や運用対象資産の多様化等を踏まえると、 ① 他国の年金基金等の状況について継続的に情報収集や調査研究等を行うこと等により基本ポートフォリオの策定・管理に関する専門的知見を集積していく必要があること、 ② 基本ポートフォリオは経営委員会の議決事項であり、経営委員会との密接な連携が必要となること、 ③ 調査研究に係る研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等の PDCA サイクルを適切に回すため司令塔機能を果たす担当部室が必要であること、 から、平成３０年７月に調査数理課を独立した「室」に昇格させ調査数理室とした上で、専任の室長（部長級）を充て業務を実施する体制とした。 （２）職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、次の通り人事評価を実施した。 <table><tr><td></td><td>人事評価の実績(正規職員)</td><td>人事評価の実績(運用専門職員)</td></tr><tr><td>27年度</td><td>○平成26年度下期実績評価(平成26年10月～平成27年3月) 実施時期等:平成27年4～5月(結果を平成27年6月期の賞与に反映) ○平成27年度上期実績評価(平成27年4月～9月) 実施時期等:平成27年10月～11月(結果を平成27年12月期の賞与に反映) ○能力評価(平成27年1月～12月) 実施時期等:平成27年12月(平成28年1月にフィードバック面談を行い被評価者の結果を通知、結果を平成28年4月の昇給等へ反映)</td><td>—</td></tr></table>		人事評価の実績(正規職員)	人事評価の実績(運用専門職員)	27年度	○平成26年度下期実績評価(平成26年10月～平成27年3月) 実施時期等:平成27年4～5月(結果を平成27年6月期の賞与に反映) ○平成27年度上期実績評価(平成27年4月～9月) 実施時期等:平成27年10月～11月(結果を平成27年12月期の賞与に反映) ○能力評価(平成27年1月～12月) 実施時期等:平成27年12月(平成28年1月にフィードバック面談を行い被評価者の結果を通知、結果を平成28年4月の昇給等へ反映)	—	（３）各職員がレベルを問わず担当になること等で業務改善等のイニシアティブを発揮しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （４）高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んでおり、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし
	人事評価の実績(正規職員)	人事評価の実績(運用専門職員)									
27年度	○平成26年度下期実績評価(平成26年10月～平成27年3月) 実施時期等:平成27年4～5月(結果を平成27年6月期の賞与に反映) ○平成27年度上期実績評価(平成27年4月～9月) 実施時期等:平成27年10月～11月(結果を平成27年12月期の賞与に反映) ○能力評価(平成27年1月～12月) 実施時期等:平成27年12月(平成28年1月にフィードバック面談を行い被評価者の結果を通知、結果を平成28年4月の昇給等へ反映)	—									

4. 業務の電	4. 業務の電			28 年 度	○平成27年度下期実績評価（平成27年10月～平成28年3月） 実施時期等：平成28年4～5月（結果を平成28年6月期の賞与に反映） ○平成28年度上期実績評価（平成28年4月～9月） 実施時期等：平成28年10月～11月（結果を平成28年12月期の賞与に反映） ○能力評価（平成28年1月～12月） 実施時期等：平成29年1月（平成29年3月にフィードバック面談を行い被評価者の結果を通知、結果を平成29年4月の昇給等へ反映）	○実績・能力評価（平成27年4月～平成28年3月） 実施時期等：平成28年4～5月（平成28年6月期の賞与に反映、平成28年度に 契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。）	
				29 年 度	○平成28年度下期実績評価（平成28年10月～平成29年3月） 実施時期等：平成29年4～5月（結果を平成29年6月期の賞与に反映） ○平成29年度上期実績評価（平成29年4月～9月） 実施時期等：平成29年10月～11月（結果を平成29年12月期の賞与に反映） ○能力評価（平成29年1月～12月） 実施時期等：平成30年1月（平成30年3月にフィードバック面談を行い被評価者の結果を通知、結果を平成30年4月の昇給等へ反映）	○実績・能力評価（平成28年4月～平成29年3月） 実施時期等：平成29年4～5月（平成29年6月期の賞与に反映、平成29年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。）	
				30 年 度	○平成29年度下期実績評価（平成29年10月～平成30年3月） 実施時期等：平成30年4～5月（結果を平成30年6月期の賞与に反映） ○平成30年度上期実績評価（平成30年4月～9月） 実施時期等：平成30年10月～11月に実施（平成30年12月期の賞与に反映） ○能力評価（平成30年1月～12月） 実施時期等：平成31年1月（平成31年3月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知、結果を平成31年4月の昇給等へ反映）	○実績・能力評価（平成29年4月～平成30年3月） 実施時期等：平成30年4～5月に実施し、平成30年6月期の賞与に反映、平成30年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。）	
				その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を新たに評価項目とする人事評価を実施した。 （目標管理型人事評価） 平成27年度に、実績評価においては新たな手法の目標管理型実績評価を検討し、平成28年度からの導入に備えて、平成27年度下期実績評価から課長クラス以上のみ試行を実施した。 平成28年度において、課長クラス以上の実績評価については、目標管理型人事評			

子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。	子化の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。		価を平成２８年度上期分より本格導入し、また、課長代理以下職員についても平成２８年度下期分より試行的導入を開始した。 平成２９年度において、目標管理型人事評価については課長代理以下の職員については試行的導入（課長以上については平成２８年度上期より本格導入済み）となっていたが、労働組合との合意により平成２９年度上期より本格導入となった。 (３) 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行っている。 投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、及び国民から信頼される組織であるべく行動するよう役職員に周知徹底を図った。業務体制における取組としては、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧をG P D Rの共有ファイルに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。この結果、どのレベルの職務の者であっても（課員、室員であっても）、主担当となること等により、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。 また、人事評価制度における取組としては、能力評価の評価科目（積極性）において、業務改善提案等の取組を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。 4. 業務の電子化の取組 (１) 法人全体の業務運営の効率化に向け、ネットワークシステム等の機能改善・強化について検討を行い、以下の対応を行った。					
			<table><tr><td>27 年度</td><td>・ネットワークシステムにおいて、情報セキュリティ対策としてURLフィルタリング機能を強化すると共に、メール保存方式改善による業務効率化を図ることとした。また、法人が貸与するモバイル端末による法人事務所外からの利用が可能となるよう、クライアント端末認証機能を追加した。 ・Webサイト閲覧において、ネットワークシステムとは分離した新たなインターネット接続環境を設け、ネットワークシステムのセキュリティレベルを低下させることなく、緊急時又は一時的な閲覧制限サイトへのアクセスが可能なオープンネットワークを構築した。 ・新事務所におけるペーパーレス化等による業務運営の効率化のために必要な対応について検討の上、回線、タブレット 40 台、WEB 会議システム、電子黒板、大型モニター等の機材設置、WiFi 環境の設営を行い、これらを利用可能な環境を構築した。 ・ネットワークシステム等の機能改善やセキュリティ強化のために必要となるネットワークの基盤等について、調査、検討の上、物理サーバを追加することとした。</td></tr><tr><td>28 年度</td><td>・プリンタに認証印刷機能を導入し、印刷物の残置リスクの低減及び不要なプリント出力の抑制を図った。 ・外部とのファイル送受信について、承認機能を有するセキュアファイル交換サービスを導入し、不正なファイル送信を抑止するとともに、暗号化による安全なファイル送受信環境を実装した。</td></tr></table>	27 年度	・ネットワークシステムにおいて、情報セキュリティ対策としてURLフィルタリング機能を強化すると共に、メール保存方式改善による業務効率化を図ることとした。また、法人が貸与するモバイル端末による法人事務所外からの利用が可能となるよう、クライアント端末認証機能を追加した。 ・Webサイト閲覧において、ネットワークシステムとは分離した新たなインターネット接続環境を設け、ネットワークシステムのセキュリティレベルを低下させることなく、緊急時又は一時的な閲覧制限サイトへのアクセスが可能なオープンネットワークを構築した。 ・新事務所におけるペーパーレス化等による業務運営の効率化のために必要な対応について検討の上、回線、タブレット 40 台、WEB 会議システム、電子黒板、大型モニター等の機材設置、WiFi 環境の設営を行い、これらを利用可能な環境を構築した。 ・ネットワークシステム等の機能改善やセキュリティ強化のために必要となるネットワークの基盤等について、調査、検討の上、物理サーバを追加することとした。	28 年度	・プリンタに認証印刷機能を導入し、印刷物の残置リスクの低減及び不要なプリント出力の抑制を図った。 ・外部とのファイル送受信について、承認機能を有するセキュアファイル交換サービスを導入し、不正なファイル送信を抑止するとともに、暗号化による安全なファイル送受信環境を実装した。	
27 年度	・ネットワークシステムにおいて、情報セキュリティ対策としてURLフィルタリング機能を強化すると共に、メール保存方式改善による業務効率化を図ることとした。また、法人が貸与するモバイル端末による法人事務所外からの利用が可能となるよう、クライアント端末認証機能を追加した。 ・Webサイト閲覧において、ネットワークシステムとは分離した新たなインターネット接続環境を設け、ネットワークシステムのセキュリティレベルを低下させることなく、緊急時又は一時的な閲覧制限サイトへのアクセスが可能なオープンネットワークを構築した。 ・新事務所におけるペーパーレス化等による業務運営の効率化のために必要な対応について検討の上、回線、タブレット 40 台、WEB 会議システム、電子黒板、大型モニター等の機材設置、WiFi 環境の設営を行い、これらを利用可能な環境を構築した。 ・ネットワークシステム等の機能改善やセキュリティ強化のために必要となるネットワークの基盤等について、調査、検討の上、物理サーバを追加することとした。							
28 年度	・プリンタに認証印刷機能を導入し、印刷物の残置リスクの低減及び不要なプリント出力の抑制を図った。 ・外部とのファイル送受信について、承認機能を有するセキュアファイル交換サービスを導入し、不正なファイル送信を抑止するとともに、暗号化による安全なファイル送受信環境を実装した。							

			<table><tr><td>29 年度</td><td>・主体認証、アクセス制御及び資料の暗号化等、セキュリティ対策機能を有する電子会議システムを導入し、一層の業務のペーパーレス化を図った。</td></tr><tr><td>30 年度</td><td>・システム更改の機会を捉え、インターネットを利用した通信環境と、データベースアクセス環境及び機密情報を格納するファイルサーバを有する環境を一体的に運用する、統合ネットワーク環境を構築することとし、一般競争による調達を実施した。 ・紙文書と電子文書の統合管理に向け、平成 30 年 12 月に外部調達した専門業者と共に、法人文書管理のシステム化に向けた要件定義及び基本設計等具体的な手続きを進めている。</td></tr></table>	29 年度	・主体認証、アクセス制御及び資料の暗号化等、セキュリティ対策機能を有する電子会議システムを導入し、一層の業務のペーパーレス化を図った。	30 年度	・システム更改の機会を捉え、インターネットを利用した通信環境と、データベースアクセス環境及び機密情報を格納するファイルサーバを有する環境を一体的に運用する、統合ネットワーク環境を構築することとし、一般競争による調達を実施した。 ・紙文書と電子文書の統合管理に向け、平成 30 年 12 月に外部調達した専門業者と共に、法人文書管理のシステム化に向けた要件定義及び基本設計等具体的な手続きを進めている。		
29 年度	・主体認証、アクセス制御及び資料の暗号化等、セキュリティ対策機能を有する電子会議システムを導入し、一層の業務のペーパーレス化を図った。								
30 年度	・システム更改の機会を捉え、インターネットを利用した通信環境と、データベースアクセス環境及び機密情報を格納するファイルサーバを有する環境を一体的に運用する、統合ネットワーク環境を構築することとし、一般競争による調達を実施した。 ・紙文書と電子文書の統合管理に向け、平成 30 年 12 月に外部調達した専門業者と共に、法人文書管理のシステム化に向けた要件定義及び基本設計等具体的な手続きを進めている。								
(2) 平成 2 7 年度において、伝統的資産の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理 (G P D R) システムの安定稼動に向け、以下の取り組みを行った。									
			<table><tr><td>27 年度</td><td> ○年金積立金データ標準化 (MRKサービス) 業務・品質を確保すべく管理を徹底し、インシデント管理の徹底に努めると共に、構築した継続的改善活動のPDCAサイクルの実施状況について確認した。 ・外債の運用スタイル多様化に向け、新たなSWAP取引等や外貨建 CB に係る GP データ仕様の追加整備を行い、併せて、これらに係る帳票の改修についても対応した。 ○年金積立金データ管理 (GPDR) システム ・安定稼動を実現するため、運用業務におけるインシデント管理を徹底した。 ・定例及び随時の会議における外部委託業者からの報告やステークホルダー間の連携を徹底させたことに加え、システム障害発生時には迅速な復旧を目的とするインシデント管理と、原因追及及び再発防止を目的とする問題管理を分離することにより、業務への影響を回避し、結果として稼働率 99.5%を確保した。 ・標準化された運用管理プロセスの継続的改善活動が定着していることを確認した。 ○年金積立金データ管理 (GPDR) システムの派生開発 ・運用手法の見直しや制度変更等に適宜対応するため、分析ツール接続データ変更対応、複合ベンチマークの日次対応、インフラ投資ファンドに係る帳票出力対応及びSWAP取引について、システム対応を実施した。 </td></tr></table>	27 年度	○年金積立金データ標準化 (MRKサービス) 業務・品質を確保すべく管理を徹底し、インシデント管理の徹底に努めると共に、構築した継続的改善活動のPDCAサイクルの実施状況について確認した。 ・外債の運用スタイル多様化に向け、新たなSWAP取引等や外貨建 CB に係る GP データ仕様の追加整備を行い、併せて、これらに係る帳票の改修についても対応した。 ○年金積立金データ管理 (GPDR) システム ・安定稼動を実現するため、運用業務におけるインシデント管理を徹底した。 ・定例及び随時の会議における外部委託業者からの報告やステークホルダー間の連携を徹底させたことに加え、システム障害発生時には迅速な復旧を目的とするインシデント管理と、原因追及及び再発防止を目的とする問題管理を分離することにより、業務への影響を回避し、結果として稼働率 99.5%を確保した。 ・標準化された運用管理プロセスの継続的改善活動が定着していることを確認した。 ○年金積立金データ管理 (GPDR) システムの派生開発 ・運用手法の見直しや制度変更等に適宜対応するため、分析ツール接続データ変更対応、複合ベンチマークの日次対応、インフラ投資ファンドに係る帳票出力対応及びSWAP取引について、システム対応を実施した。				
27 年度	○年金積立金データ標準化 (MRKサービス) 業務・品質を確保すべく管理を徹底し、インシデント管理の徹底に努めると共に、構築した継続的改善活動のPDCAサイクルの実施状況について確認した。 ・外債の運用スタイル多様化に向け、新たなSWAP取引等や外貨建 CB に係る GP データ仕様の追加整備を行い、併せて、これらに係る帳票の改修についても対応した。 ○年金積立金データ管理 (GPDR) システム ・安定稼動を実現するため、運用業務におけるインシデント管理を徹底した。 ・定例及び随時の会議における外部委託業者からの報告やステークホルダー間の連携を徹底させたことに加え、システム障害発生時には迅速な復旧を目的とするインシデント管理と、原因追及及び再発防止を目的とする問題管理を分離することにより、業務への影響を回避し、結果として稼働率 99.5%を確保した。 ・標準化された運用管理プロセスの継続的改善活動が定着していることを確認した。 ○年金積立金データ管理 (GPDR) システムの派生開発 ・運用手法の見直しや制度変更等に適宜対応するため、分析ツール接続データ変更対応、複合ベンチマークの日次対応、インフラ投資ファンドに係る帳票出力対応及びSWAP取引について、システム対応を実施した。								
(3) 平成 2 8、2 9 年度において、ポートフォリオ全体の管理及び運用の基盤となるシステム 環境の整備に向け、以下の対応を行った。									

			<table><tr><td>28 年度</td><td> ・オルタナティブ資産の管理のため、外部サービスを導入し、管理に必要となるデータの定義及び処理要件を確定、整備した。 ・上記サービスで保持するデータを、法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理(GPDR)システムへ連携するためのインターフェースを整備し、伝統的資産に係るデータとの統合管理環境を構築した。 ・統合管理されたデータを利用し、ポートフォリオ全体のリスクを管理するために新たなツールを導入し、GPDRシステムとのインターフェースを整備し、業務要件に即したアウトプットを定義、実装した。 </td></tr><tr><td>29 年度</td><td> ・法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理(GPDR)システムのデータ統合管理機能から伝統的資産に係るデータとオルタナティブ資産に係るデータを統合的に参照できる帳票機能を追加した。 </td></tr></table>	28 年度	・オルタナティブ資産の管理のため、外部サービスを導入し、管理に必要となるデータの定義及び処理要件を確定、整備した。 ・上記サービスで保持するデータを、法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理(GPDR)システムへ連携するためのインターフェースを整備し、伝統的資産に係るデータとの統合管理環境を構築した。 ・統合管理されたデータを利用し、ポートフォリオ全体のリスクを管理するために新たなツールを導入し、GPDRシステムとのインターフェースを整備し、業務要件に即したアウトプットを定義、実装した。	29 年度	・法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理(GPDR)システムのデータ統合管理機能から伝統的資産に係るデータとオルタナティブ資産に係るデータを統合的に参照できる帳票機能を追加した。	
28 年度	・オルタナティブ資産の管理のため、外部サービスを導入し、管理に必要となるデータの定義及び処理要件を確定、整備した。 ・上記サービスで保持するデータを、法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理(GPDR)システムへ連携するためのインターフェースを整備し、伝統的資産に係るデータとの統合管理環境を構築した。 ・統合管理されたデータを利用し、ポートフォリオ全体のリスクを管理するために新たなツールを導入し、GPDRシステムとのインターフェースを整備し、業務要件に即したアウトプットを定義、実装した。							
29 年度	・法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理(GPDR)システムのデータ統合管理機能から伝統的資産に係るデータとオルタナティブ資産に係るデータを統合的に参照できる帳票機能を追加した。							
		(4) 平成27年度において、オルタナティブ資産の管理及び運用の基盤となる新たなシステムの導入に向け、以下の対応を実施した。 ・運用多様化に伴うシステム化計画の策定にあたり、オルタナティブ資産に係る資産管理機関等関係者の想定される役割を踏まえ、GPDRシステムを含めたシステム構想図を作成した。 ・オルタナティブ資産の管理及び運用の基盤となる新たなシステムの導入にあたっては、機能要件及び非機能要件について調査、検討を行い、外部機関が提供するサービスを活用することとして調達を行った。 ・ホームページに調達公告を掲載(9月25日～10月28日、23営業日)の上、企画競争を実施し、2者より企画書の提出があり、企画書に基づく評価(ヒアリングを含む)を実施の上、評価会議を経て契約候補者を選定し、12月22日付で契約を締結した。 (5) 平成27年度において、伝統的資産とオルタナティブ資産を統合したポートフォリオ全体のデータについて、効率的な管理、活用が可能となる仕組みについて以下の対応を行った。 ・運用多様化に伴うシステム化計画の策定にあたり、オルタナティブ資産に係る資産管理機関等関係者の想定される役割を踏まえ、GPDRシステムを含めたシステム構想図を作成した。 ・伝統的資産とオルタナティブ資産を統合したポートフォリオ全体のデータを効率的に管理、活用するためのシステム開発にあたっては、機能要件及び非機能要件について調査、検討を行い、GPDRシステムが有するデータウェアハウスとしての機能を活用してデータ統合処理を行うため、GPDRシステムの機能追加のための派生開発による対応が望ましいこと、本機能追加後は現行機能と合わせて一体的に保守を行う必要があることを確認した。 ・官報に公示(10月15日掲載)の上、11月13日付でGPDRシステムの保守業務受託者と契約を締結し、開発に着手している。 (6) 平成30年度において、資産管理の在り方プロジェクトによる法人の将来的なデータ管理体系の整備方針に基づく「会計・開示用データ基盤及び統合データプラットフォーム(汎用DWH)」の導入にむけた調達支援業者を調達した。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ－2	業務運営の効率化に伴う経費節減

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954	未		
	中期計画による節減額（千円）（イ）	—	—	29,789	41,843	56,393			
	達成度	—	—	100%	100%	100%			
	（参考）執行額（千円）	—	—	2,039,252	3,094,978	3,315,123			

注）達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.34％に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																							
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価																			
				業務実績	自己評価																		
	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成27年10月から始まる被用者年金制	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成27年10月から始まる被用者年金制	＜定量的指標＞ 一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、基本的方針	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、（平成 27 年 10 月から開始した）被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.34％以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。 （単位：百万円） <table> <tr> <th></th><th>26 年度 基準年度</th><th>27 年度</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th></tr> <tr> <td>節減対象経費（一般管理費及び業務経費）</td><td>2, 223</td><td>3, 123</td><td>4, 208</td><td>4, 493</td><td></td></tr> <tr> <td>中期計画による節減額</td><td>—</td><td>30</td><td>42</td><td>56</td><td>未</td></tr> </table>		26 年度 基準年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	節減対象経費（一般管理費及び業務経費）	2, 223	3, 123	4, 208	4, 493		中期計画による節減額	—	30	42	56	未	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下の数値目標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、経費節減及び契約の適正化することとれているのに対し、前年度比 1. 3 4 %の節減を行っており、契約の適正化にいても適切に取り組んでおり、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。 【定量的指標】 （1）各年度の予算額は、前年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1. 3 4 %の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。
	26 年度 基準年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																		
節減対象経費（一般管理費及び業務経費）	2, 223	3, 123	4, 208	4, 493																			
中期計画による節減額	—	30	42	56	未																		

度の一元化も踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を図ること。	度の一元化も踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を行う。	等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度比1.34%以上の効率化を行ったか。						
			【評価の視点】					
			（1）予算額は、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.34%の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考える。					

	の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第3の8の(1)により対応すること。 なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。	運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の7の(1)により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。	よう、必要な人員体制を確保したか。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。 (4) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。 (5) 管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。	(4) 高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。 (3) 管理運用委託手数料については、以下のとおり節減に努めた。 【平成27年度】 相対的に手数料率が高い内外株式への配分により全体では92億円の増加となったが、国内債券パッシブについては、委託運用から自家運用への資産移管を行うことにより約2億円の手数料を節減した。また、外国債券パッシブについても27年度に実施したマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う手数料率の引下げ等により約1億円の手数料を節減した。なお、上記のほか、報酬率表で設定された上限を超えたファンドについては、延伸部分の報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉し、手数料節減に努めた。 【平成28年度】 外国債券アクティブについて、すべてのファンドで実績連動報酬制をとっている中で、今年度はパフォーマンスが好調だったこと等から、全体で17億円の増加となったが、今年度末に設定した外国債券パッシブファンドにおいて、同一の運用者の既存ファンドと新設ファンドの受託金額を合算して既存の報酬テーブルを適用するケースを設けて、より低い報酬率の適用を図った。報酬率表で設定された上限を超えたファンドについては、延伸部分の報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉したこと等から、手数料節減に努めた。 【平成29年度】 時価平均残高が増加したこと等から、全体で87億円の増加となったが、報酬率表で設定された上限を超えたファンドについては、延伸部分の報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉したこと等から、手数料節減に努めた。 オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入した。 【平成30年度】 運用残高が増加する一方、目標超過収益率を下回るアクティブ運用機関が多かったことから、全体で193億円の減額となった。 オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入した。 また、新規の運用受託機関の選定に当たり、報酬水準の妥当性を検証するための仕組みを導入し、契約の適正化のための仕組みを構築した。 国内株式パッシブにおいて、スチュワードシップ活動を勘案した運用手数料を導入した(2ファンド)。	(3) 平成27年度及び28年度においては、学歴・勤務地域を加味した指数では国に近い水準となっており、平成29年度及び30年度においては、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 (4) 「役職員の報酬・給与等について」において、平成27年度は民間資産運用業界の実態等を含めた職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表し、平成28年度、29年度及び30年度においては、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 (5) 適切に管理運用委託手数料の低減に取り組んでいる。新規の運用受託機関の選定に当たり、報酬水準の妥当性を検証するための仕組みを導入し、契約の適正化のための仕組みを導入し、契約の適正化のための即身を構築した。また、オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントを実現するための、成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入したことから、所期の目標を達成していると考える。
--	--	--	--	--	---

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	大臣決定) により 法人が策定した 「調達等合理化 計画」に基づく取 組を着実に実施 すること。	大臣決定) により 管理運用法人が 策定した「調達等 合理化計画」に基 づく取組を着実 に実施する。	委員会が重要事項 と判断する事項に ついて経営委員会 の審議を経て議決 を行うなど適切な 監督がなされたか。 ・会計規程等の遵守 の徹底について、調 達に関わる職員を 対象とした研修を 年 1 回以上実施し たか。	以上	金額	135.4	92.3%	16.5	98.0%	8.4	96.4%	9.5	96.1%
				1 者	件数	4	5.6%	2	10.5%	3	4.0%	2	5.9%
				以下	金額	11.3	7.7%	0.3	2.0%	0.3	3.6%	0.4	3.9%
				合計	件数	72	100.0%	19	100.0%	75	100.0%	34	100.0%
					金額	146.7	100.0%	16.8	100.0%	8.7	100.0%	9.8	100.0%
				(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。									
				(注) 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争及び公募）を行った計数である。									
				(注) 計数は、不落による随意契約は含まない。									
				(注) 一部の契約については、契約金額を非公表としているため、件数のみ計上している。									
				(2) 重点的に取り組む分野									
平成 2 7 年度においては、調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした事務所移転関係の各分野について、平成 2 6 年度に企画競争により調達した事務所移転に係るコンサルタントを活用し、以下のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。													
平成 2 8 ～ 3 0 年度においては、調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした各分野について、以下のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。													
① 各年度の競争契約による調達													
【平成 2 7 年度】													
事務所移転に関する調達（賃貸人の指定等により随意契約によらざるを得ない契約を除く。）において、新事務所の賃貸借について一般競争入札（総合評価落札方式）により、事務什器については一般競争入札（最低価格落札方式）により調達を行った。													
これらの調達にあたっては、仕様書等調達に必要な資料の効率的な作成に努めるとともに、課題やスケジュールの管理を徹底した。特に、新事務所の賃貸借については、内装工事に影響がない範囲で可能な限り入居までの期間を短縮することにより、当初作成した計画より 1 ヶ月前倒しで事務所移転を行い、新旧事務所に対する事務所借料の二重払いの期間を 1 ヶ月短縮した。													
【平成 2 8 年度】													
契約内容、概算所要額（見積）等について確実な審査が可能となるように「契約審査会 審議案件登録マニュアル」を整備し、契約審査会で調達 仕様書や契約書等が適正であるかの確認、概算所要額（見積）の根拠等の精査等を行った。また、調達過程の透明性を図るため、一般競争入札（総合評価落札方式）で事前に入札説明書等で公表していた評価項目・評価基準・配点を、平成 2 9 年 2 月より企画競争においても公表することとした。													
【平成 2 9 年度】													
「契約審査会審議案件登録等マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書													

			や契約書等が適正であるかの確認、概算所要額（見積）の根拠等の精査等を行った。また、契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保の観点から、一般競争入札（総合評価落札方式）又は企画競争の審査結果について、選定結果に加えて、平成２９年度から新たに、選定された者及び当該参加者の採点結果（合計点）を参加者に通知することとした。 【平成３０年度】 「契約審査会審議案件登録等マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書や契約書等が適正であるかの確認、概算所要額（見積）の根拠等の精査等を行った。また、契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保の観点から、一般競争入札（総合評価落札方式）又は企画競争の審査結果について、選定された者及び当該参加者の採点結果（合計点）を参加者に通知することとしている。 ② 随意契約による調達 【平成２７年度】 新事務所における入居に必要な内装工事及びネットワークシステムの移設等、並びに旧事務所の原状回復工事について、随意契約によらざるを得ないものとして調達を行った。 新事務所の内装工事及び旧事務所の原状回復工事については賃貸人の指定業者による工事が求められていることから、契約の性質又は目的が競争を許さないものに該当するため、随意契約による調達を行った。 ネットワークシステムの移設等については、機器移設や当該移設のための再設計及び再構築を行うものであり、本件業務完了後もネットワークシステム受託者が管理するファイアウォール等セキュリティ対策等を含めたネットワークシステム全体の機能の継続利用が業務運営上不可欠であること、また、セキュリティ上サーバ室等のレイアウトを仕様書等により公表することができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さないものに該当するものとして、随意契約により調達を行った。 【平成２８年度】 随意契約による調達に係る契約審査会を年間１０回開催し、調達方法の妥当性等について審議した。また、随意契約については会計規程の要件に合致することに加え、価格の妥当性についても検証し、結果、適正な価格での契約を実現した。 【平成２９年度】 随意契約による調達に係る契約審査会を年間１１回開催し、調達方法の妥当性等について審議した。また、随意契約については会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性及び価格の妥当性を確認し、結果、適正な価格での契約を実現した。 【平成３０年度】 随意契約による調達に係る契約審査会を年間１７回開催し、調達方法の妥当性等について審議した。また、随意契約については会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性及び価格の妥当性を確認し、結果、適正な価格での契約を実現した。 ③ 環境物品等の調達 【平成２７年度】	
--	--	--	---	--

			事務所移転に伴う事務什器の調達において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）の対象品目については、同法の適合製品であることを仕様書に明記し、環境物品を調達した。 【平成２８～３０年度】 環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。また、ＯＡ機器の調達に際しては、再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した。結果、概ね調達方針に定めた目標を達成している。 （３）調達に関するガバナンスの徹底 ① 随意契約に関する内部統制の確立 【平成２７年度】 新たに随意契約を締結することとなる案件及び既に随意契約による調達を行った案件で契約期間満了により改めて調達を行う必要がある随意契約案件については、少額随契に該当するものを除き、契約審査会において審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けた。 また、一般競争入札等による調達案件についても契約審査会にて審議し、調達に関する内部統制の向上を図った。 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用受託機関の選定を行った。また、オルタナティブ投資の資産管理機関の選定に当たっては、資産管理手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、資産管理機関の選定を行った。 【平成２８年度】 随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認した。これにより、随意契約については、設計・構築から保守運用及び機器類の納品・管理までを一括して委託する必要のあるネットワークシステムのセキュリティの強化や機器等の追加、インデックス情報等の知的財産権等を有する者に契約の相手方が限定されるものなど、真にやむを得ないものに限定されている。 平成２８年度において、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用については追加公募理由（スチュワードシップ活動強化）を運用委員会で審議し、公募を実施した。また、運用受託機関について定性評価及び定量評価による総合評価を行い、当該結果に基づき運用受託機関の解約並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。この総合評価結果の内容及び結果に基づく解約等の措置については、運用委員会へ報告を行った。 【平成２９年度】 随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることを確認した。なお、平成 29 年 10 月のガバナンス改革以降は、監査委員の出席を求め、その意見も聴いて、各契約審査会を実施している。	
--	--	--	--	--

			平成 29 年 10 月に改正された中期計画の記載を踏まえ、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議することとした。 運用受託機関の総合評価方法については、これまでの定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）を併用した総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを実施し、経営委員会で議決した。 短期資産ファンドに係る資産管理機関の公募方針について、経営委員会に報告した。 アクティブ運用受託機関とのアライメント強化（目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る）等を目的として、本格的な実績連動報酬体系を導入することを、経営委員会に報告した。 【平成 3 0 年度】 随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることを確認した。なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。 ②各年度の不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 <table><tr><td>27 年度</td><td>会計事務職員及び調達担当職員を財務省会計センター主催の政府関係法人会計事務職員研修及び公正取引委員会主催の政府出資法人調達担当者研修会に参加させ、当該職員の資質向上を図るとともに、職員間で研修内容等について情報共有することにより不祥事の未然防止を図った。</td></tr><tr><td>28 年度</td><td>政府関係法人会計事務職員研修等への職員の参加はなかったが、公正取引委員会作成の研修テキストを入手し、他法人において発生した不適切な行為について契約担当部署内で情報を共有し、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認した。また、公正取引委員会より他法人等に対し勧告が行われた事例については、必要により調達担当部署に情報提供し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。</td></tr><tr><td>29 年度</td><td>平成 29 年度には新たに、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。</td></tr><tr><td>30 年度</td><td>○平成 30 年度は引き続き、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるため</td></tr></table>	27 年度	会計事務職員及び調達担当職員を財務省会計センター主催の政府関係法人会計事務職員研修及び公正取引委員会主催の政府出資法人調達担当者研修会に参加させ、当該職員の資質向上を図るとともに、職員間で研修内容等について情報共有することにより不祥事の未然防止を図った。	28 年度	政府関係法人会計事務職員研修等への職員の参加はなかったが、公正取引委員会作成の研修テキストを入手し、他法人において発生した不適切な行為について契約担当部署内で情報を共有し、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認した。また、公正取引委員会より他法人等に対し勧告が行われた事例については、必要により調達担当部署に情報提供し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。	29 年度	平成 29 年度には新たに、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。	30 年度	○平成 30 年度は引き続き、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるため	
27 年度	会計事務職員及び調達担当職員を財務省会計センター主催の政府関係法人会計事務職員研修及び公正取引委員会主催の政府出資法人調達担当者研修会に参加させ、当該職員の資質向上を図るとともに、職員間で研修内容等について情報共有することにより不祥事の未然防止を図った。											
28 年度	政府関係法人会計事務職員研修等への職員の参加はなかったが、公正取引委員会作成の研修テキストを入手し、他法人において発生した不適切な行為について契約担当部署内で情報を共有し、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認した。また、公正取引委員会より他法人等に対し勧告が行われた事例については、必要により調達担当部署に情報提供し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。											
29 年度	平成 29 年度には新たに、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。											
30 年度	○平成 30 年度は引き続き、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるため											

				の遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。 ○「契約審査会審議案件登録等マニュアル」に新たに調達事務を適正に進めるために遵守すべき事項等、透明性の確保や恣意性を排除するための手続きについて周知した。		
--	--	--	--	---	--	--

1．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ―1	財務内容の改善に関する事項

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954	未		
	中期計画による節減額（千円）（イ）	—	—	29,789	41,843	56,393			
	達成度	—	—	100%	100%	100%			
	（参考）執行額（千円）	—	—	2,039,252	3,094,978	3,315,123			

注）達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.34％に対してどれだけ達成しているかを示している。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第5 財務内容の改善に関する事項 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画	＜評価の視点＞ （1）「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。	第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、各年度において、前年度と比較して、一般管理費及び業務経費については1．34％を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成した。 執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。 第4 予算、収支計画及び資金計画 （1）予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価に示すとおり、予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営とされているのに対し、1．34％を節減した予算を作成しており、財務内容の改善並びに予算、収支計画は適切であり、所期の目標を達成していると考えられることから、Bと評価する。 【評価の視点】 （1）目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考える。

	1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし	(2) 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から見直しを行ったか。	しを行った。予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし	(2) 該当なし 〈課題と対応〉 特になし
--	---	---	---	---

1．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅳ― 1	その他の業務運営に関する重要事項

2．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	情報セキュリティ自己点検実施回数	情報セキュリティ対策の強化	1 回	2 回	2 回	1 回	1 回		
	標的型メール訓練実施回数	情報セキュリティ対策の強化	1 回	2 回	5 回	5 回	5 回		
	情報セキュリティeラーニング実施回数	情報セキュリティ対策の強化	―	―	2 回	2 回	2 回		

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	第 6　その他業務運営に関する重要事項 1．内部統制の一層の強化に向けた体制整備 法人は、平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ること。また、「独立行政	第 9　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1．内部統制の一層の強化に向けた体制整備 平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」及び経営委員会が策定する「行動規範」等に基づき、内部統制等の体制の一層		<主な業務実績> 第 9　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1．内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （1）「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項については、各年度において次のとおり体制整備等を実施した。 【平成 2 7 年度】 内部統制に関する規程の制定及び内部統制の基本方針の変更をするとともに所要の規程整備を行った。なお、業務フロー図の作成及び業務フローごとのリスク発生要因の分析・評価については整備に時間を要するため、外部機関の支援を受け平成 2 9 年 3 月末までに整備することとした。 【平成 2 8 年度】 業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平成 2 8 年度中に整備することとしていた業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における 対応方針については、平成 2 9 年 3 月の内部統制委員会において策定した。 【平成 2 9 年度】 業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平成 2 8 年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成 2 9 年 1 0 月の年金	<自己評価> 評価：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、業務フロー図等を整備し、整備された業務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を行った結果、業務フロー図の整備状況等が有効かつ適正に行われたことを確認している。 内部統制等の体制の一層の強化を図ることとされているのに対しては、内部統制委員会の設置や理事の職務分掌の明確化、経営委員会におけるコンプライアンスに関する規程改正等を実施した。 さらに、コンプライアンスに関する e ラーニング及び部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識向上を図る等内部統制の一層の強化に向けた体制整備に適切に取り組んだ。 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させることとされているのに対し、経営委員会は、監査委員会の職務の執行のために必要な体制の整備に関する事項の議決を行い、執行部は当該議決に基づき体制を整備した。監査委員会は、整備された体制の下、重要な会議への出席や面談等により法律で定められた業務監査を実施するとともに、経営委員会より委任された理事長及び理事の管理運用業務の実施状況の監視（「監査」及び「監視」を合わせて、以下「監査等」という。）を実施するなど、監査委員会の機能強化等を行い、実効性を向上させた。 情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認することとされているのに対し、人的対策として e ラーニング及び標的型メール訓練を実施し、技術的対策として、法人システムにおいて、不

	法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。	年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。	また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。	さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われる	の強化を図る。	また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。	年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するように求める。	なお、リスクの管理や法令	＜評価の視点＞ （1）平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ったか。	（2）「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施したか。	（3）専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、	積立金管理運用独立行政法人法（以下、「法」という。）改正により、経営委員会及び監査委員会が設置されたことから、両委員会の事務処理に係る業務フロー図を作成しリスク評価を行う必要があることから、平成30年7月末までに内部統制システムの見直しを行うこととした。	【平成30年度】 業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平成28年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成29年10月の法改正により、経営委員会及び監査委員会が設置されたことから、内部統制システムの見直しを実施し、内部統制委員会での審議を経て、平成30年10月から「新たな業務リスク等管理」の試行を開始した。	（2）内部体制の強化については、上記の業務方法書及び平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」を踏まえ、以下の取組みを実施した。平成29年度においては、経営委員会において、将来の年金給付の貴重な財源となる年金積立金の運用については、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招かないことが重要であり、コンプライアンスの実行について法改正前より後退することなく、併せて、経営委員会での議論を踏まえて見直しを図ることとした。平成29年12月15日の第4回経営委員会議決事項「コンプライアンスに関する規程改正等について」を踏まえて取組みを実施した。平成30年度は、経営委員会において、ガバナンスの骨格をなす内部規程等を網羅的に点検し、平成30年度中に全ての規程・細則等を見直した。これにより、平成29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図った。	<table><tr><td>27年度</td><td>○内部統制の推進を図るため、幹部職員で構成する内部統制委員会を設置するとともに、内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者を定めた。 ○年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事が2名体制となったことから、規程を整備し、両理事の職務分掌を明確化した。 ○弁護士を採用し、平成28年1月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーに任命した。</td></tr><tr><td>28年度</td><td>○運用委員は運用受託機関及び資産管理機関の選定過程や管理運用委託手数料の水準に関与する立場にあるため、国民の疑念や不信を招くことがないように管理運用法人と契約している又は契約の申込みをしようとしている事業者の顧問又は評議員への就任を禁止するとともに、金融事業者の役員、顧問又は評議員に就こうとする場合は運用委員会委員長に届け出ることとした。 ○運用委員が金融事業者から研究助成や寄付を受けた場合は運用委員会に報告することとし、当該金融事業者の選定に関する審議など審議の中立性・公平性に疑念を生じさせるおそれのある場合は、運用委員会として必要な措置を講じることとした。</td></tr></table>	27年度	○内部統制の推進を図るため、幹部職員で構成する内部統制委員会を設置するとともに、内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者を定めた。 ○年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事が2名体制となったことから、規程を整備し、両理事の職務分掌を明確化した。 ○弁護士を採用し、平成28年1月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーに任命した。	28年度	○運用委員は運用受託機関及び資産管理機関の選定過程や管理運用委託手数料の水準に関与する立場にあるため、国民の疑念や不信を招くことがないように管理運用法人と契約している又は契約の申込みをしようとしている事業者の顧問又は評議員への就任を禁止するとともに、金融事業者の役員、顧問又は評議員に就こうとする場合は運用委員会委員長に届け出ることとした。 ○運用委員が金融事業者から研究助成や寄付を受けた場合は運用委員会に報告することとし、当該金融事業者の選定に関する審議など審議の中立性・公平性に疑念を生じさせるおそれのある場合は、運用委員会として必要な措置を講じることとした。
	27年度	○内部統制の推進を図るため、幹部職員で構成する内部統制委員会を設置するとともに、内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者を定めた。 ○年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事が2名体制となったことから、規程を整備し、両理事の職務分掌を明確化した。 ○弁護士を採用し、平成28年1月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーに任命した。																	
	28年度	○運用委員は運用受託機関及び資産管理機関の選定過程や管理運用委託手数料の水準に関与する立場にあるため、国民の疑念や不信を招くことがないように管理運用法人と契約している又は契約の申込みをしようとしている事業者の顧問又は評議員への就任を禁止するとともに、金融事業者の役員、顧問又は評議員に就こうとする場合は運用委員会委員長に届け出ることとした。 ○運用委員が金融事業者から研究助成や寄付を受けた場合は運用委員会に報告することとし、当該金融事業者の選定に関する審議など審議の中立性・公平性に疑念を生じさせるおそれのある場合は、運用委員会として必要な措置を講じることとした。																	
正接続の防止・ファイル操作ログ等の収集・未登録プログラムの実行制限等を目的とした仕組みを導入した。これにより、外部から入手した機器に潜むウイルス等の持ち込み、データの不正持ち出しや改ざん等のリスクの低減を図り、セキュリティインシデントが発生した場合には収集・蓄積したログを活用することで、調査分析を円滑に実施できる環境を整えた。																			
また、外部有識者により選定された外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施し、法人の情報セキュリティ対策が全体的に高いレベルで管理され、情報セキュリティの安全性は確保されているとの客観的評価を得ることができた。																			
以上により、所期の目標を達成していると考えることから、B評価とする。																			
【評価の視点】 （1）内部統制委員会の設置や理事の職務分掌の明確化、経営委員会におけるコンプライアンスに関する規程改正等、内部統制等の体制の一層の強化を図っており、所期の目標を達成していると考え。																			
（2）業務方法書に定めた事項の運用を実施し、業務フロー図等を整備し、整備された業務フロー図等に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を行った結果、有効かつ適正に行われたことを確認しており、所期の目標を達成していると考え。																			
（3）法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを作成し、周知を図るとともに、コンプライアンスに関するeラーニングを実施するなど役職員の意識向上を図っており、所期の目標を達成していると考え。																			

	ことがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を図る。	中期目標、中期計画及び年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。	<table><tr><td>29年度</td><td>○金融事業者について利害関係者の範囲を拡大 倫理規程における利害関係者(※)の範囲を「国民の疑惑、不信防止の観点から拡大することとし、金融事業者について、親会社及び当該親会社の子会社である金融事業者も利害関係者とみなす。」こととした。 なお、国家公務員倫理規程においては非常勤の委員等を対象外としているのに対し、当法人においてはより厳格な取扱いとすべく非常勤の役員も対象とすることとした。 ○金融事業者が主催する会議、講演等についての規制 金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、「役員等は、原則として、管理運用法人と特定の金融事業者との癒着等の疑念を招かないよう、金融事業者の主催(会議名等に金融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。)による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならない。」こととした。なお、国家公務員には当該規定はなく、管理運用法人独自の上乗せ基準として規定した。</td></tr><tr><td>30年度</td><td>経営委員会において、ガバナンスの骨格をなす内部規程等を網羅的に点検し、平成30年度中に全ての規程・細則等を見直した。これにより、平成29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図った。</td></tr></table>	29年度	○金融事業者について利害関係者の範囲を拡大 倫理規程における利害関係者(※)の範囲を「国民の疑惑、不信防止の観点から拡大することとし、金融事業者について、親会社及び当該親会社の子会社である金融事業者も利害関係者とみなす。」こととした。 なお、国家公務員倫理規程においては非常勤の委員等を対象外としているのに対し、当法人においてはより厳格な取扱いとすべく非常勤の役員も対象とすることとした。 ○金融事業者が主催する会議、講演等についての規制 金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、「役員等は、原則として、管理運用法人と特定の金融事業者との癒着等の疑念を招かないよう、金融事業者の主催(会議名等に金融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。)による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならない。」こととした。なお、国家公務員には当該規定はなく、管理運用法人独自の上乗せ基準として規定した。	30年度	経営委員会において、ガバナンスの骨格をなす内部規程等を網羅的に点検し、平成30年度中に全ての規程・細則等を見直した。これにより、平成29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図った。		(4) 投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っており所期の目標を達成していると考える。
		29年度	○金融事業者について利害関係者の範囲を拡大 倫理規程における利害関係者(※)の範囲を「国民の疑惑、不信防止の観点から拡大することとし、金融事業者について、親会社及び当該親会社の子会社である金融事業者も利害関係者とみなす。」こととした。 なお、国家公務員倫理規程においては非常勤の委員等を対象外としているのに対し、当法人においてはより厳格な取扱いとすべく非常勤の役員も対象とすることとした。 ○金融事業者が主催する会議、講演等についての規制 金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、「役員等は、原則として、管理運用法人と特定の金融事業者との癒着等の疑念を招かないよう、金融事業者の主催(会議名等に金融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。)による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならない。」こととした。なお、国家公務員には当該規定はなく、管理運用法人独自の上乗せ基準として規定した。							
		30年度	経営委員会において、ガバナンスの骨格をなす内部規程等を網羅的に点検し、平成30年度中に全ての規程・細則等を見直した。これにより、平成29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図った。							
		さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し一定の制約を設ける。	(4) 運用受託機関等に対し、契約等において、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するように求めたか。							
(5) リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を行ったか。	(3) 内部統制については、内部統制の基本方針等に基づき、以下のとおり適切に行った。 ① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。									
(6) 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行ったか。 監査委員会の職	② 法令等の遵守体制の整備 法令等の遵守について、行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に 周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行している。また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成27年5月・11月、平成28年11月、29年5月、10月、12月、30年3	(5) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備しており、所期の目標を達成していると考える。								
						(6) 平成27年度には業務方法書の変更に併せて監事監査規程を全面的に改正し、監事の機能強化等を行うための体制を整備するとともに、28年度には監査手法の見直し、監査結果のフィードバック体制の整備、専門人材との面談をするなど監事の機能の実効性を向上させた。 平成29年度及び30年度において、監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、重要な会議への出席や面談、内部監査部門との連携強化等により監査等を行った。さら				

		務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させたか。 （７）情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認したか。 （８）法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築したか。	月、平成３０年９月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、平成２７、２８年度は運用委員会の下に設置されたガバナンス会議において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告した。平成２９年度及び３０年度は、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 各年度の強化月間、取組事項については以下のとおり。 <table><tr><th></th><th>強化月間</th><th>取組事項</th></tr><tr><td>27、28 年度</td><td>３ 月</td><td>○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、 ○外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど</td></tr><tr><td>29 年度</td><td>１ 月</td><td>○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など</td></tr><tr><td>30 年度</td><td>１ 月</td><td>○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○強化月間を契機として、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを執務室内に掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組みの実施</td></tr></table> ③ 損失危機管理の体制の整備 各年度において、理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月１回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。また、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「業務リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）し、理事長を委員長とする内部統制委員会（平成２７年５月・１１月、平成２８年５月・１１ 月）に報告し、役職員に周知することで業務リスクへの対応認識の共有を図った。 平成２８年度においては、平成２８年度中に整備することとしていた 業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成２９年３月の内部統制委員会において策定した。 また、平成２９年度には平成２８年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策を、内部統制委員会（平成２９年５月・９月）において報告した。 平成３０年度には、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策を、理事長を委員長とする内部統制委員会（平成３０年５月・９月）において審議した。 ④ 情報保存管理の体制の整備		強化月間	取組事項	27、28 年度	３ 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、 ○外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど	29 年度	１ 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など	30 年度	１ 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○強化月間を契機として、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを執務室内に掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組みの実施	に、経営委員会から権限の委譲を受けて現行規定の点検を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させた。 また、監査委員会の機能強化の取り組みとして、経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な体制の整備に関する事項の議決を行い、執行部は当該議決に基づき監査委員会の補助者を増員して配置し必要な予算を手当てするなど、監査委員会の実効性を向上させた。 その他ガバナンス強化のための自主的な取り組みとして、経営委員会は、管理運用法人の業務運営に関する情報収集をするために勉強会を実施するなど、委員会での議論に資する取り組みを積極的に行い、経営委員会の意思決定機関及び監督機関としての実効性を向上させた。 これら管理運用法人全体の取り組みにより、ガバナンス強化に関する所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 （７）情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策として e ラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を実施した。一方、技術的対策として、法人システムにおいて、不正接続の防止・ファイル操作ログ等の収集・未登録プログラムの実行制限等を目的とした仕組みを導入し、運用を開始した。これにより、外部から入手した機器に潜むウイルス等の持ち込み、データの不正持ち出しや改ざん等のリスクの低減を図り、セキュリティインシデントが発生した場合には収集・蓄積したログを活用することで、調査分析を円滑に実施できる環境を整えた。さらに、法人ネットワークにおけるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を実施した結果、多層防御のセキュリティ対策が有効に機能していることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部有識者により選定された外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施し、法人の情報セキュリティ対策が全体的に高いレベルで管理され、情報セキュリティの安全性は確保されているとの客観的評価を得ることができたことから所期の目標は達成したと考える。 （８）平成２７年度において、運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程を制定し、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを早期に構築（中期目標期間に検討するとされていたものを平成２７年１１月末までの７か月間で構築）し、平成２８年度には運用受託機関等のセキュリティ評価に関する手順書を制定し、これらの規定に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。各年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行ったほか、前年度に認識された課題のフォローアップを行い運用受託機関等における対策の改善状況を確認
	強化月間	取組事項														
27、28 年度	３ 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、 ○外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認する研修 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど														
29 年度	１ 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施など														
30 年度	１ 月	○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示 ○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施 ○強化月間を契機として、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを執務室内に掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組みの実施														

			情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。また、標的型攻撃メールを受信した場合に備え、模擬標的型攻撃メールを用いた対策訓練を実施した。 ⑤ 財務報告等信頼性確保の体制の整備 財務報告等の信頼性を確保するため、経営企画会議及び三様監査会議（監事（監査委員会）、会計監査人及び監査室で組織）で審議を実施した。 （４）運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。 ① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 ＜運用受託機関＞ ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 86号（86号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。	認した。有効性の評価開始後４年目にあって、PDCAの改善プロセスは確立しており、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。
--	--	--	---	--

			＜資産管理機関＞ ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 86号（86号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 オルタナティブ資産に係る投資一任契約形態での運用受託機関の選定については、業務方針に基づき候補者を評価し選定している。総合評価においては、主にガバナンス体制については「組織・人材」項目において評価し、利益相反の防止体制・関係法令等の遵守状況については「内部統制・事務処理体制」項目として評価している。「内部統制・事務処理体制」項目は、必要な体制の構築及び措置が講じられていない場合は評価点に係らず選定見送りとなる必須項目となっている。 運用受託機関選定後は、投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っている。 （9）業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直したか。 （10）職員の努力及びその成果を適性に評価する人事評価を実施したか。 （11）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めたか。 （12）職員の資質の向上を図る	（9）平成27年度に理事2名体制、リーガル・オフィサーの設置など法人に必要な人員配置及び運用管理室の設置やオルタナティブ投資室の格上げによる組織編成を実施し、平成28年度にスチュワードシップ推進課を新設、平成29年度には情報管理部への情報管理体制の一元化や、基本ポートフォリオの策定及び検証等に関する業務の企画部への移管及び経営委員会事務室、監査委員会事務室の新設、平成30年度には企画部調査数理課の体制強化（企画部より独立させ、調査数理室とした上で、専任の室長を充て業務を実施する体制とした）に取り組み、組織編成を継続的に見直しており、また、働き方改革関連法に基づく対応を適切に行ったことから、所期の目標を達成していると考える。 （10）能力及び実績の評価結果は、昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考える。 （11）職員の採用に当たっては、資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施しており、所期の目標を達成していると考える。
--	--	--	---	---

		観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援したか。	か、内部・外部通報、倫理規程、金融商品取引規制及び再就職規制、勤怠管理、時間外勤務管理等の適正性に関する確認、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等の遵守状況の確認を行ったほか、情報公開に関する内部監査として情報公開請求に関する事務処理状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。 ① 内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定期監査、情報セキュリティ監査を表のとおり実施した。 ② 監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して 監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。 【平成２７年度】 <table><tr><th>監査実施期間</th><th>対象者及び部室</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="7">27.5～27.9</td><td>管理部</td><td>・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>情報システム部</td><td>・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>投資戦略部</td><td>・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用部</td><td>・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td><td>・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>監事付</td><td>【第1回】定期監査</td></tr><tr><td></td><td>監査室</td><td>・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td rowspan="7">27.10～28.3</td><td>理事長</td><td>情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>理事(２名)</td><td>情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>監事(２名)</td><td>情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>審議役</td><td>情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>管理部</td><td>・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td><td>・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査</td></tr></table>	監査実施期間	対象者及び部室	備考	27.5～27.9	管理部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	企画部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	情報システム部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	投資戦略部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	運用部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	インハウス運用室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	監事付	【第1回】定期監査		監査室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)	27.10～28.3	理事長	情報セキュリティ監査	理事(２名)	情報セキュリティ監査	監事(２名)	情報セキュリティ監査	審議役	情報セキュリティ監査	管理部	・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査	企画部	・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査	運用リスク管理室	・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査	(12) 職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし
監査実施期間	対象者及び部室	備考																																						
27.5～27.9	管理部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)																																						
	企画部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)																																						
	情報システム部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)																																						
	投資戦略部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)																																						
	運用部	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)																																						
	インハウス運用室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)																																						
	監事付	【第1回】定期監査																																						
	監査室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む)																																						
27.10～28.3	理事長	情報セキュリティ監査																																						
	理事(２名)	情報セキュリティ監査																																						
	監事(２名)	情報セキュリティ監査																																						
	審議役	情報セキュリティ監査																																						
	管理部	・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査																																						
	企画部	・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査																																						
	運用リスク管理室	・【第２回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査																																						

					<table><tr><td>情報システム部</td><td>・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>投資戦略部</td><td>・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>運用部</td><td>・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>運用管理室</td><td>・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td><td>・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>監事付</td><td>・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>監査室</td><td>・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査</td></tr></table>	情報システム部	・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査	投資戦略部	・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査	運用部	・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査	運用管理室	・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査	インハウス運用室	・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査	監事付	・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査	監査室	・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査				
情報システム部	・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査																						
投資戦略部	・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査																						
運用部	・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査																						
運用管理室	・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査																						
インハウス運用室	・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査																						
監事付	・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査																						
監査室	・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査																						
【平成 2 8 年度】																							
					<table><tr><td>監査実施期間</td><td>対象者及び部室</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="6">28.5～28.9</td><td>総務部</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td><td>・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>情報システム部</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>投資戦略部</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用管理室</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査</td></tr></table>	監査実施期間	対象者及び部室	備考	28.5～28.9	総務部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査	企画部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	運用リスク管理室	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	情報システム部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	投資戦略部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	運用管理室	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査		
監査実施期間	対象者及び部室	備考																					
28.5～28.9	総務部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査																					
	企画部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																					
	運用リスク管理室	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																					
	情報システム部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																					
	投資戦略部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																					
	運用管理室	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査																					

						市場運用部 ・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						オルタナティブ投資室 ・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						インハウス運用室 ・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査		
						監事付 ・【第 1 回】定期監査		
						監査室 ・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
					28.10～29.3	理事長 ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						理事 1 名 ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						総務部 ・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						企画部 ・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						運用リスク管理室 ・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査		
						情報システム部 ・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査		
						投資戦略部 ・【第 2 回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						市場運用部 ・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						オルタナティブ投資室 ・【第 2 回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						インハウス運用室 ・【第 2 回】定期監査 ・情報セキュリティ監査		
						監事付 ・【第 2 回】定期監査		

				<table><tr><td></td><td></td><td>・情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td></td><td>監査室</td><td>・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr></table>			・情報セキュリティ監査		監査室	・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)														
		・情報セキュリティ監査																						
	監査室	・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						
			【平成 2 9 年度】																					
			<table><tr><th>監査実施 期 間</th><th>対象者及び部室</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="8">29. 5 ～ 29. 9</td><td>総務部</td><td>・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td><td>・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>情報管理部</td><td>・【第 1 回】 定期監査 ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>投資戦略部</td><td>・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用管理室</td><td>・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>市場運用部</td><td>・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資 室</td><td>・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr></table>	監査実施 期 間	対象者及び部室	備 考	29. 5 ～ 29. 9	総務部	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	企画部	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	運用リスク管理室	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	情報管理部	・【第 1 回】 定期監査 ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	投資戦略部	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	運用管理室	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	市場運用部	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	オルタナティブ投資 室	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	
監査実施 期 間	対象者及び部室	備 考																						
29. 5 ～ 29. 9	総務部	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						
	企画部	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						
	運用リスク管理室	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						
	情報管理部	・【第 1 回】 定期監査 ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						
	投資戦略部	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						
	運用管理室	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						
	市場運用部	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						
	オルタナティブ投資 室	・【第 1 回】 定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																						

						インハウス運用室	・【第1回】定期監査 ・【第1回】情報セキュリティ監査		
						監事付	・【第1回】定期監査		
						監査室	・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ監査		
					29.10 ～ 30.3	理事長	・【第2回】情報セキュリティ監査		
						理事(1名)	・【第2回】情報セキュリティ監査		
						総務部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						企画部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						運用リスク管理室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						情報管理部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						投資戦略部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						運用管理室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						市場運用部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)		
						オルタナティブ投資室	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						インハウス運用室	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						経営委員会事務室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査		
						監事委員会事務室	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査		

						監査室 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査		
					【平成30年度】			
					内部監査 実施期間 対象者及び部室 備 考			
					総務部 ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査			
					企画部 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査			
					運用リスク管理室 ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査			
					情報管理部 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査)			
					投資戦略部 ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査)			
					運用管理室 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査			
					市場運用部 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査			
					オルタナティブ投資 室 ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査			
					インハウス運用室 ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査			
				30.5 ～	経営委員会事務室 ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部 監査			
				30.9	監査委員会事務室 ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部			

							監査		
						監査室	・【第1回】定期内部監査		
						30.10 ～ 31.3	総務部		
							企画部		
							調査数理室		
							運用リスク管理室		
							情報管理部		
							投資戦略部		
							運用管理室		
							市場運用部		
							オルタナティブ投資室		
							インハウス運用室		

		経営委員会事務局	・【第２回】定期内部監査 ・【第２回】情報セキュリティ内部監査																																												
		監査委員会事務局	・【第２回】定期内部監査 ・【第２回】情報セキュリティ内部監査																																												
		監査室	・【第２回】定期内部監査 ・【第２回】情報セキュリティ内部監査																																												
		③平成27年度において、出納責任者の交代に伴う特別監査を実施した。また、平成30年度において、平成31年4月付出納責任者の交代に伴い特別監査を実施することとし、出納責任者に対して実査を行った(3月29日)、(監査調書作成及び監査結果報告等については次年度実施予定)。																																													
		④平成28～30年度においては、年度監査実施計画の策定時や監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監事(10月以降は監査委員会)と緊密な連携を行った。																																													
		(6) 監事監査及び監査委員会監査																																													
		① 各年度の監事(監査委員会)による監査については、平成27年度監事監査計画(平成27年4月24日通知)、平成28年度監事監査計画(平成28年4月21日通知)、平成29年度監事監査計画(平成29年4月27日通知)また、平成29年度監査委員会監査計画(平成29年10月2日通知)、平成30年度監査委員会監査計画(平成30年6月27日通知)及び現行規程の点検プロジェクトに係る経営委員会の議決に基づき、下表のとおり実施された。																																													
<table><tr><th colspan="3">27年度</th><th colspan="3">28年度</th></tr><tr><th>年 月</th><th>対象部室等</th><th>実施内容等</th><th>年 月</th><th>対象部室等</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>27.4～6</td><td>管理部 企画部</td><td>重点事項監査</td><td>28.4～6</td><td>総務部 企画部</td><td>重点事項監査</td></tr><tr><td>27.6</td><td>管理部</td><td>平成26年度決算(会計)監査</td><td>28.6</td><td>総務部</td><td>平成27年度決算(会計)監査</td></tr><tr><td>27.6</td><td>理事長</td><td>平成26年度監査報告 (内部統制を含む。)</td><td>28.6</td><td>理事長</td><td>平成27年度監査報告 (内部統制を含む。)</td></tr><tr><td>27.11～ 28.2</td><td>全部室</td><td>業務監査(各部室長へのヒアリング等)</td><td>28.11～ 29.2</td><td>全部室</td><td>業務監査(各部室長へのヒアリング等)</td></tr><tr><td>通年</td><td>全部室</td><td>経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への</td><td>通年</td><td>全部室</td><td>経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への</td></tr></table>						27年度			28年度			年 月	対象部室等	実施内容等	年 月	対象部室等	実施内容等	27.4～6	管理部 企画部	重点事項監査	28.4～6	総務部 企画部	重点事項監査	27.6	管理部	平成26年度決算(会計)監査	28.6	総務部	平成27年度決算(会計)監査	27.6	理事長	平成26年度監査報告 (内部統制を含む。)	28.6	理事長	平成27年度監査報告 (内部統制を含む。)	27.11～ 28.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)	28.11～ 29.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への
27年度			28年度																																												
年 月	対象部室等	実施内容等	年 月	対象部室等	実施内容等																																										
27.4～6	管理部 企画部	重点事項監査	28.4～6	総務部 企画部	重点事項監査																																										
27.6	管理部	平成26年度決算(会計)監査	28.6	総務部	平成27年度決算(会計)監査																																										
27.6	理事長	平成26年度監査報告 (内部統制を含む。)	28.6	理事長	平成27年度監査報告 (内部統制を含む。)																																										
27.11～ 28.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)	28.11～ 29.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)																																										
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への																																										
2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。	2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監																																														

2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化

監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。

2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化

監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監

また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させること。	視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。			出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)			出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧 及び説明聴取等)		
		29年度				30年度			
		年 月	対象部 室等	実施内容等		年 月	対象部 室等	実施内容等	
		29. 4～6	総務部	重点事項監査		30. 6	総務部	平成 2 9 年度決算(会計)監査	
			企画部			30. 6	理事長	平成 2 9 年度監査報告(内部統制を含む。)	
		29. 6	総務部	平成 2 8 年度決算(会計)監査		31. 1～ 31. 3	経営委員(委員長及び監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等(総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理室、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、リーガル・オフィサー)に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)	
		29. 6	理事長	平成 2 8 年度監査報告(内部統制を含む。)					
		29. 12～ 30. 2	理事長、理事及び監査対象部室	理事長、理事及び監査対象部室(総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理室、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室)に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)		通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営委員会、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等)及び現行規程の点検	
		通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営委員会、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴(監事)・経営委員会への出席(監査委員会)、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等)					

を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。	を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。		② 各年度の監事（監査委員会）監査の充実・強化の取組実績					
また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。	また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を管理運用法人が自ら評価する仕組みを構築する。		<table><tr><td>27、28 年度</td><td> ○ 「平成27年度監事監査計画」、「平成28年度監事監査計画」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の存在意義・責務を役職員に周知 ○ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画 表、同実績表を作成し、実績の進捗管理を実施 ○ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェックリスト・評価表」及び「監事監査ITガバナンスチェックリスト」を活用し、 内部統制監査の効率化を推進 ○ 会計監査人（年 5 回の連絡会議開催）及び監査室（随時の係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 ○ 投資委員会・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 ○ 監事監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施 </td></tr><tr><td>29 年度</td><td> ○ 「平成29年度監事監査計画」を引き継いだ「平成29年度監査委員会監査計画」を作成し監査委員会監査の狙い・使命、監査委員会の存在意義・責務を役職員に周知 ○ 監事監査を円滑に引き継ぎつつ、監査委員会監査については、四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告。 ○ 「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、業務監査の一環として監査を実施 ○ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 ○ 経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 ○ 監査委員会監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化された監事監査の視点を引継ぎ、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から監査委員会監査を実施 </td></tr></table>	27、28 年度	○ 「平成27年度監事監査計画」、「平成28年度監事監査計画」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の存在意義・責務を役職員に周知 ○ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画 表、同実績表を作成し、実績の進捗管理を実施 ○ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェックリスト・評価表」及び「監事監査ITガバナンスチェックリスト」を活用し、 内部統制監査の効率化を推進 ○ 会計監査人（年 5 回の連絡会議開催）及び監査室（随時の係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 ○ 投資委員会・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 ○ 監事監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施	29 年度	○ 「平成29年度監事監査計画」を引き継いだ「平成29年度監査委員会監査計画」を作成し監査委員会監査の狙い・使命、監査委員会の存在意義・責務を役職員に周知 ○ 監事監査を円滑に引き継ぎつつ、監査委員会監査については、四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告。 ○ 「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、業務監査の一環として監査を実施 ○ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 ○ 経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 ○ 監査委員会監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化された監事監査の視点を引継ぎ、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から監査委員会監査を実施	
27、28 年度	○ 「平成27年度監事監査計画」、「平成28年度監事監査計画」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の存在意義・責務を役職員に周知 ○ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画 表、同実績表を作成し、実績の進捗管理を実施 ○ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェックリスト・評価表」及び「監事監査ITガバナンスチェックリスト」を活用し、 内部統制監査の効率化を推進 ○ 会計監査人（年 5 回の連絡会議開催）及び監査室（随時の係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 ○ 投資委員会・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 ○ 監事監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施							
29 年度	○ 「平成29年度監事監査計画」を引き継いだ「平成29年度監査委員会監査計画」を作成し監査委員会監査の狙い・使命、監査委員会の存在意義・責務を役職員に周知 ○ 監事監査を円滑に引き継ぎつつ、監査委員会監査については、四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告。 ○ 「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、業務監査の一環として監査を実施 ○ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 ○ 経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 ○ 監査委員会監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化された監事監査の視点を引継ぎ、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から監査委員会監査を実施							

			30 年度 ○「平成30年度監査委員会監査計画」を作成し監査委員会監査の狙い・使命、監査委員会の存在意義・責務を役職員に周知 ○四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告 ○「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、業務監査の一環として監査を実施 ○会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 ○経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 ○監査委員会監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から監査委員会監査を実施																																				
		(7) 会計監査人の監査 各年度の会計監査人による監査については、前年度決算に係る会計監査及び今年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、前年度決算に係る監査報告書については、運用委員会に報告した。 <table><tr><th colspan="2">27年度</th><th colspan="2">28年度</th></tr><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>27.4～5</td><td>平成26年度の会計監査（期中監査）</td><td>28.4～5</td><td>平成27年度の会計監査（期中監査）</td></tr><tr><td>27.5～6</td><td>平成26年度の会計監査（期末監査）</td><td>28.5～6</td><td>平成27年度の会計監査（期末監査）</td></tr><tr><td>27.6</td><td>平成26年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td><td>28.6</td><td>平成27年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td></tr><tr><td>27.11 ～ 28.3</td><td>平成27年度の会計監査（期中監査）</td><td>28.11 ～ 29.3</td><td>平成28年度の会計監査（期中監査）</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">29年度</th><th colspan="2">30 年度</th></tr><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th><th>年月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>29.4～5</td><td>平成28年度の会計監査(期中監査)</td><td></td><td></td></tr></table>	27年度		28年度		年 月	実施内容等	年 月	実施内容等	27.4～5	平成26年度の会計監査（期中監査）	28.4～5	平成27年度の会計監査（期中監査）	27.5～6	平成26年度の会計監査（期末監査）	28.5～6	平成27年度の会計監査（期末監査）	27.6	平成26年度の「独立監査人の監査報告書」受領	28.6	平成27年度の「独立監査人の監査報告書」受領	27.11 ～ 28.3	平成27年度の会計監査（期中監査）	28.11 ～ 29.3	平成28年度の会計監査（期中監査）	29年度		30 年度		年 月	実施内容等	年月	実施内容等	29.4～5	平成28年度の会計監査(期中監査)			
27年度		28年度																																					
年 月	実施内容等	年 月	実施内容等																																				
27.4～5	平成26年度の会計監査（期中監査）	28.4～5	平成27年度の会計監査（期中監査）																																				
27.5～6	平成26年度の会計監査（期末監査）	28.5～6	平成27年度の会計監査（期末監査）																																				
27.6	平成26年度の「独立監査人の監査報告書」受領	28.6	平成27年度の「独立監査人の監査報告書」受領																																				
27.11 ～ 28.3	平成27年度の会計監査（期中監査）	28.11 ～ 29.3	平成28年度の会計監査（期中監査）																																				
29年度		30 年度																																					
年 月	実施内容等	年月	実施内容等																																				
29.4～5	平成28年度の会計監査(期中監査)																																						

4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。	4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。	29. 5～6	平成２８年度の会計監査（期末監査）												
		29. 6	平成２８年度の「独立監査人の監査報告書」受領												
		29. 11 ～ 30. 3	平成２９年度の会計監査（期中監査）												
		（８）法務機能の拡充として、平成２７年度に日米の弁護士資格を有する人材を採用し、平成２８年１月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーに任命するとともに、運用受託機関等に対するガイドライン等の審査をコンプライアンス・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の審査をリーガル・オフィサーが行うこととし、法令遵守の確保等をより一層的確に実施できる体制を整備し、的確に実施している。													
		（９）第三者による情報 セキュリティ対策に関するマネジメント監査													
		【平成２８年度】 情報セキュリティ対策にかかる第三者によるマネジメント監査については、ヒアリング及び情報セキュリティ監査が、下表のとおり実施された。 また、マネジメント監査結果については、情報セキュリティ委員会に報告した。													
		<table><tr><td>年 月</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>28. 10 ～12</td><td>ヒアリング（理事長・最高情報セキュリティ責任者）情報システム部</td></tr><tr><td>28. 11 ～12</td><td>情報セキュリティ監査（企画課・情報システム部 運用管理室・市場運用部）</td></tr></table>				年 月	実施内容等	28. 10 ～12	ヒアリング（理事長・最高情報セキュリティ責任者）情報システム部	28. 11 ～12	情報セキュリティ監査（企画課・情報システム部 運用管理室・市場運用部）				
		年 月	実施内容等												
		28. 10 ～12	ヒアリング（理事長・最高情報セキュリティ責任者）情報システム部												
		28. 11 ～12	情報セキュリティ監査（企画課・情報システム部 運用管理室・市場運用部）												
【平成２９年度】 情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人（平成 29 年度から 31 年度の複数年契約）により、下表のとおり実施した。その結果、法人の情報セキュリティ対策が全体的に高いレベルで管理され、情報セキュリティの安全性は確保されているとの報告を受けた。 また、監査結果については、２月の経営企画会議に報告した。															
<table><tr><td>年 月</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>29. 10</td><td>監査実施計画の承認</td></tr><tr><td>29. 10～12</td><td>予備調査及びヒアリング（最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・企画課）</td></tr><tr><td>29. 12</td><td>NISC 等の外部監査結果に関するフォローアップ</td></tr><tr><td>29. 12</td><td>調書作成</td></tr><tr><td>30. 1</td><td>監査報告会</td></tr></table>				年 月	実施内容等	29. 10	監査実施計画の承認	29. 10～12	予備調査及びヒアリング（最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・企画課）	29. 12	NISC 等の外部監査結果に関するフォローアップ	29. 12	調書作成	30. 1	監査報告会
年 月	実施内容等														
29. 10	監査実施計画の承認														
29. 10～12	予備調査及びヒアリング（最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・企画課）														
29. 12	NISC 等の外部監査結果に関するフォローアップ														
29. 12	調書作成														
30. 1	監査報告会														
【平成３０年度】 情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部監査人（平成															
	5. 施設及び設備に関する計														

	画なし		29年度から31年度の複数年契約）により、下表のとおり実施した。その結果、総合的所見において、5段階評価のうち昨年度よりも評価が上昇した項目が7項目あり、そのうち3項目は最高評価のレベル5を受けた。 また、評価レベルが下がった項目はなく、セキュリティ対策水準が維持されているとの報告を受けた。 なお、監査結果については、1月7日付で理事長に報告した。											
	6. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。		<table><tr><td>年 月</td><td>実施内容等</td></tr><tr><td>30.10</td><td>監査実施計画の承認</td></tr><tr><td>30.10～12</td><td>平成30年度マネジメント監査及び平成29年度実施監査のフォローアップ監査 (予備調査及びヒアリング（最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・市場運用部）)</td></tr><tr><td>30.12</td><td>調書作成</td></tr><tr><td>30.12</td><td>監査報告会</td></tr></table>	年 月	実施内容等	30.10	監査実施計画の承認	30.10～12	平成30年度マネジメント監査及び平成29年度実施監査のフォローアップ監査 (予備調査及びヒアリング（最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・市場運用部）)	30.12	調書作成	30.12	監査報告会	
年 月	実施内容等													
30.10	監査実施計画の承認													
30.10～12	平成30年度マネジメント監査及び平成29年度実施監査のフォローアップ監査 (予備調査及びヒアリング（最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・市場運用部）)													
30.12	調書作成													
30.12	監査報告会													
	7. 職員の人事に関する計画 (1) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。		(10) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう「役員の再就職の制限に関する規程」により、役員の再就職に関し一定の制約を設けていることを平成29年10月の経営委員就任時及び理事交代時に説明し、所要の手続きを行う等、適切な運用を行った。 平成30年度は、役員の再就職の制限に関する規程を整備しており、適切な運用を行った。											
	(2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。		(11) 国民から一層信頼される組織体制の確立の観点から、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、経営委員会として主体的に点検することが必要との認識に至り、現行規程の点検プロジェクトを立ち上げ、9回の審議等を経て23本の規程を制定した。 2. 監事（監査委員会）の機能強化等によるガバナンス強化 【平成27年度】 監事の機能強化については、これまでに監事を補佐する体制の整備として監事付を設置（平成27年1月）したほか、業務方法書の変更に併せて監事監査規程を全面的に見直し（平成27年4月1日施行）、理事長との定期的会合、厚生労働大臣提出書類の調査等について明文化するなど監事機能強化を行うための体制を整備した。また役員との定期的会合（年2回）、重要な会議への出席、重要書類の監事回付を実施するなど適宜対応することで監事機能の実効性の向上に取り組んだ。 【平成28年度】 監事の機能強化については、既に実施していた監事付の設置、監事監査規程の全面的見直し、理事長との定期的会合等の体制整備に加え、業務監査に係る質問票を整理するなど監査手法を見直し監査の効率化を図るとともに、監査結果を組織にフィードバックするための部室長との会合を設けるなどの体制を整備した。また、運用の多様化に対応する組織の変更に適宜対応し、専門人材との面談も実施した。これらを通じ、監事機能の実効性のさらなる向上に取り組んだ。 【平成29年度】											

		(3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 (4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。		(1) 監査委員会は、次に掲げる活動等により監査等を実施することでガバナンスの強化を行った。 ① 経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談等に加えて、経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議への出席等によって監査等を実施した。 ② 経営委員会発足前後にガバナンス改革に伴う内部規程類の改正を行ったことに加えて、経営委員会による、法人の業務についてある程度の知見が蓄積されたこの段階で、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検することが必要との判断に基づき、経営委員会から権限の委譲を受けた監査委員会が、現行規程類の点検を開始した。 ③ 平成29年度下期に8回監査委員会を開催し、監査室長を招致して内部監査部門との連携強化を図るとともに、必要に応じて執行部からヒアリングを行った。 ④ 監査委員会が監査等のために実施した活動の状況と、それによって認識した課題等を四半期に一度又は随時に経営委員会に報告することとし、管理運用法人の業務の状況について経営委員会との情報の共有の迅速化を図った。 (2) 経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な体制の整備に関する議決を行った。執行部は当該議決に基づき、監査委員会の職務を補助するために監査委員会事務局を設置し、それまでの専任の監事付の1名から併任の5名に増員して補助職員を配置し、必要な予算を手当てした。また、補助職員の理事長からの独立性を確保するため、その人事異動・評価等については監査委員会の事前同意を得ることなどにより監査委員会の機能強化等を図り実効性を向上させた。 (3) 経営委員会は、法令で定められた委員会のみならず、勉強会や委員会議案に関する執行部からの事前説明会等を実施すること等により、管理運用法人の業務運営に関する情報を積極的に収集し、委員会における実質的な議論に向けた取り組みを行った。 また、そのような取り組みを通じて、執行部が経営委員に対して説明や報告、提案などを積極的に行うことで、役職員の管理運用法人の業務運営への理解が一層深まり、透明性も向上した。 【平成30年度】 (1) 監査委員会は、次に掲げる活動等により監査等を実施することでガバナンスの強化を行った。 ① 経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議への出席等によって監査等を実施した。 ② 経営委員会による、法人の業務についてある程度の知見が蓄積されたこの段階で、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検することが必要との判断に基づき、経営委員会から権限の委譲を受けた監査委員会が、現行規程類の点検を行った。 ③ 平成30年度に19回監査委員会を開催し、監査室長を招致して内部監査部門との連携強化を図るとともに、必要に応じて執行部からヒアリングを行った。 ④ 監査委員会が監査等のために実施した活動の状況と、それによって認識した課題等を四半期に一度又は随時に経営委員会に報告し、管理運用法人の業務の状況について経営委員会との情報の共有の迅速化を図るとともに、内部統制の一層の	
--	--	--	--	--	--

			強化に向けて、経営委員会や理事長に対して組織運営上の課題等に関する意見を提出した。 (2) 経営委員会は、法令で定められた委員会のみならず、勉強会や委員会議案に関する執行部からの事前説明会等を実施すること等により、管理運用法人の業務運営に関する情報を積極的に収集し、委員会における実質的な議論に向けた取り組みを行った。 また、そのような取り組みを通じて、執行部が経営委員に対して説明や報告、提案などを積極的に行うことで、役職員の管理運用法人の業務運営への理解が一層深まり、透明性も向上した。 3. 情報セキュリティ対策 ① 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応 <table><tr><td>27年度</td><td> ○日本年金機構の情報流出事案の発生を受け、情報セキュリティ委員会(第 18 及び 19 回)において法人ネットワークシステムにおける現状の情報セキュリティ対策(人的及びシステム上の仕組み)に関する情報共有を行うとともに、要機密情報の漏えい防止策について方針を決定、実施した。 ○法人ホームページに対する外部からのセキュリティスキャンが発生した事実を踏まえ、IPS やDos攻撃防止機能等を導入し、日常的にセキュリティ監視ができる仕組みを構築した。また、各種フィルタリングサービスにより隔離されるメールを日次で点検するプロセスを開始した。 ○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成28年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。 </td></tr><tr><td>28年度</td><td> ○ネットワークシステム上のダウンロードフォルダやゴミ箱等に 残っているファイルをシステム的に自動削除する運用を開始 した。この結果、役職員が意図せずフォルダに残した機密ファイル等の情報漏洩リスクを減少させることができた。 ○gmail 等フリーメールアドレスを利用したメールの送受信やなりすましメールについてシステム的に隔離する運用を開始した。標的型メール攻撃に利用され易いフリーメールやアドレスを偽装したメールを役職員が受信する前に点検するプロセス を導入したことにより、外部からの攻撃リスクを低減させることができた。 ○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成29年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性 は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。 </td></tr></table>	27年度	○日本年金機構の情報流出事案の発生を受け、情報セキュリティ委員会(第 18 及び 19 回)において法人ネットワークシステムにおける現状の情報セキュリティ対策(人的及びシステム上の仕組み)に関する情報共有を行うとともに、要機密情報の漏えい防止策について方針を決定、実施した。 ○法人ホームページに対する外部からのセキュリティスキャンが発生した事実を踏まえ、IPS やDos攻撃防止機能等を導入し、日常的にセキュリティ監視ができる仕組みを構築した。また、各種フィルタリングサービスにより隔離されるメールを日次で点検するプロセスを開始した。 ○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成28年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。	28年度	○ネットワークシステム上のダウンロードフォルダやゴミ箱等に 残っているファイルをシステム的に自動削除する運用を開始 した。この結果、役職員が意図せずフォルダに残した機密ファイル等の情報漏洩リスクを減少させることができた。 ○gmail 等フリーメールアドレスを利用したメールの送受信やなりすましメールについてシステム的に隔離する運用を開始した。標的型メール攻撃に利用され易いフリーメールやアドレスを偽装したメールを役職員が受信する前に点検するプロセス を導入したことにより、外部からの攻撃リスクを低減させることができた。 ○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成29年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性 は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。	
27年度	○日本年金機構の情報流出事案の発生を受け、情報セキュリティ委員会(第 18 及び 19 回)において法人ネットワークシステムにおける現状の情報セキュリティ対策(人的及びシステム上の仕組み)に関する情報共有を行うとともに、要機密情報の漏えい防止策について方針を決定、実施した。 ○法人ホームページに対する外部からのセキュリティスキャンが発生した事実を踏まえ、IPS やDos攻撃防止機能等を導入し、日常的にセキュリティ監視ができる仕組みを構築した。また、各種フィルタリングサービスにより隔離されるメールを日次で点検するプロセスを開始した。 ○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成28年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。							
28年度	○ネットワークシステム上のダウンロードフォルダやゴミ箱等に 残っているファイルをシステム的に自動削除する運用を開始 した。この結果、役職員が意図せずフォルダに残した機密ファイル等の情報漏洩リスクを減少させることができた。 ○gmail 等フリーメールアドレスを利用したメールの送受信やなりすましメールについてシステム的に隔離する運用を開始した。標的型メール攻撃に利用され易いフリーメールやアドレスを偽装したメールを役職員が受信する前に点検するプロセス を導入したことにより、外部からの攻撃リスクを低減させることができた。 ○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成29年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性 は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。							

				29年度 ○法人システムにおいて、未許可機器等による不正接続の防止・ファイル操作ログ等の収集・未登録プログラム(.exe 形式等)の実行制限等を目的とした仕組みを導入し、運用を開始した。外部から入手した機器に潜むウイルス等の持ち込み、データの不正持ち出しや改ざん等のリスクを低減。セキュリティインシデントが発生した場合には収集・蓄積したログを活用することで、調査分析を円滑に実施できる環境を整えた。 ○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成 29 年 7 月及び平成 30 年 2 月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。 30 年度 ○法人ネットワークシステムにおいて、約款による外部サービスを利用したメールの送受信について、隔離した情報を役職員に自動的に知らせると共に、送受信を行うには申請が必須となる運営を開始した。 ○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成30年 1 月から 2 月にかけて実施した。この結果、容易に攻撃が可能で且つシステムに深刻な影響を与える脆弱性やシステムへの侵入やページ改ざん、サービス停止攻撃、機密情報漏えいにつながる脆弱性は、発見されていないことが明らかになった。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施する予定。	
				② 情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検 27年度 ○平成 27 年 5 月～6 月に NPO 日本ネットワークセキュリティ協会が作成・運営するツール『情報セキュリティ理解度チェック』を使用したオンライン研修を実施し、臨時職員等を含む全ての役職員が受講した。 ○ H28 年 2 月に全ての役職員を対象とした集合研修を実施し、標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした講義を実施した。 ○年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を 2 度(7 月/12 月)に亘り実施した。その結果、要機密情報の取扱いに関する一連の手順について組織全体としてほぼ浸透していることを確認した。 ○多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、より実践に近い内容の模擬メールを用いた訓練を7～8月及び 3 月の2度に亘り実施した。 28年度 ○基礎編及び最新脅威編をテーマに 2 回のeラーニングを実施した。 ○2 月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした集合研修を実施し全役職員が受講した。 ○期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴やeラーニングを着任後速やかに実施、理解させることにより職員全 体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ○年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を 2 回実施し、発見された課題については研修や注意喚起等により周知した。 ○多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、運用受託者との契約内容を見直	

					し、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者に対する再訓練を実施する等、訓練内容・訓練方法のレベルアップを行った。		
				29年度	○基礎編及び最新脅威編をテーマに2回のeラーニングを実施した。 ○6月、7月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした集合研修を実施し全役職員が受講した。 ○期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ○年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回実施し、発見された課題については研修や注意喚起等により周知した。 ○多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、昨年に引き続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者に対する再訓練を実施するとともに、訓練結果を分析し、次年度の訓練に反映させることとした。		
				30年度	○基礎編及び最新脅威編をテーマに2回のeラーニングを実施した。 ○7月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした集合研修を4回実施し全役職員が受講した。 ○期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ○年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回実施し、発見された課題については注意喚起等により周知した。 ○多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、昨年に引き続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった役職員に対する再訓練を実施するとともに、訓練結果を分析し、次年度の訓練に反映させることとした。		
				③ 運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築			
				27年度	○「運用受託機関等における情報管理体制の有効性を法人自ら評価する仕組み」を構築するため、情報セキュリティ委員会における複数回の審議を経て「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」を制定・施行し、運用受託機関等のセキュリティ管理体制の評価方法(評価基準・評価項目)を決定した。この間、既存契約先との秘密保持条項の修正や証券会社等非契約先との覚書締結等に向けた交渉を重ね、11月末時点ですべての管理対象先との契約等締結作業を完了した。また、年度末に向けては、運用受託機関等から入手した情報管理体制に係る自己評価結果やヒアリング結果等に基づき年度の評価作業を進めた。		

			<table><tr><td>28年度</td><td> ○運用受託機関等を管理する担当部門が、管理・評価する際の手順を明確にするため「運用受託機関等のセキュリティ評価等に関する手順書」を新たに制定した。 ○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関（延べ 169 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関は一社もなかった。（4/27 のセキュリティ委員会及び 5/25 の内部統制委員会に報告予定。） ○一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定時の評価の要素とした。 </td></tr><tr><td>29年度</td><td> ○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 194 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は一社もなかった。（結果については、平成 30 年度の情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告予定。） ○一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定時の評価の要素とした。 </td></tr><tr><td>30 年度</td><td> ○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 206 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。（結果については、情報セキュリティ委員会に報告済み、内部統制委員会に報告予定。） ○平成31年1月に実際に運用受託機関等の評価に携わる職員を対象にした評価の観点等に係る研修を 2 回実施した。 ○政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群や政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に則り、法人がクラウドサービスを利用する際に必要な委託判断基準を設け、基準を示した。 </td></tr></table>	28年度	○運用受託機関等を管理する担当部門が、管理・評価する際の手順を明確にするため「運用受託機関等のセキュリティ評価等に関する手順書」を新たに制定した。 ○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関（延べ 169 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関は一社もなかった。（4/27 のセキュリティ委員会及び 5/25 の内部統制委員会に報告予定。） ○一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定時の評価の要素とした。	29年度	○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 194 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は一社もなかった。（結果については、平成 30 年度の情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告予定。） ○一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定時の評価の要素とした。	30 年度	○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 206 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。（結果については、情報セキュリティ委員会に報告済み、内部統制委員会に報告予定。） ○平成31年1月に実際に運用受託機関等の評価に携わる職員を対象にした評価の観点等に係る研修を 2 回実施した。 ○政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群や政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に則り、法人がクラウドサービスを利用する際に必要な委託判断基準を設け、基準を示した。		
28年度	○運用受託機関等を管理する担当部門が、管理・評価する際の手順を明確にするため「運用受託機関等のセキュリティ評価等に関する手順書」を新たに制定した。 ○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関（延べ 169 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関は一社もなかった。（4/27 のセキュリティ委員会及び 5/25 の内部統制委員会に報告予定。） ○一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定時の評価の要素とした。										
29年度	○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 194 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は一社もなかった。（結果については、平成 30 年度の情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告予定。） ○一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定時の評価の要素とした。										
30 年度	○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ 206 社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。（結果については、情報セキュリティ委員会に報告済み、内部統制委員会に報告予定。） ○平成31年1月に実際に運用受託機関等の評価に携わる職員を対象にした評価の観点等に係る研修を 2 回実施した。 ○政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群や政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に則り、法人がクラウドサービスを利用する際に必要な委託判断基準を設け、基準を示した。										
			【平成 2 7 年度】 4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日閣議決定）								

			等を踏まえて、運用対象の多様化やリスク管理の高度化を図るには事務所が手狭であったため、コンサルタント会社（N T Tファシリティーズ）と契約し事務所移転に関する検討を行ってきた。事務所移転の際には、関係行政機関及び運用受託機関等との十分な調整を行い、平成２７年１２月に事務所を移転した。なお、関係行政機関とは移転前に数回の打合せを行った結果、平成２８年１月までに全ての手続きを終えることで、業務に支障が生じないよう措置を行った。 ５．施設及び設備に関する計画 なし ６．中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会及び契約監視委員会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである ７．職員の人事に関する計画	
--	--	--	---	--

			(1) 平成30年度において、働き方改革関連法に基づく対応として、時間外勤務の上限規制等対応を盛り込んだ36協定を労働組合と締結し（中小企業への上限規制適用日である令和2年4月1日より1年前倒しで対応）、また、年次有給休暇の5日間取得義務に対応した就業規則の改正を行った。 その他は、第2の1の(1)に記載のとおり																
			(2) 第2の1の(2)に記載のとおり																
			(3) 職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。 なお、平成29年度は、人材をより広く求める観点から、人材紹介会社15社と新たに契約し、採用のより一層の推進に努めた。																
			(4) 職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。																
			①専門実務研修 ア 運用専門職員による研修 下表のとおり職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員による研修を実施した。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td></tr> <tr> <td>研修回数</td><td>1回</td><td>3回</td><td>4回</td><td>3回</td></tr> <tr> <td>参加人数</td><td>45人</td><td>143人</td><td>182人</td><td>134人</td></tr> </table>		27年度	28年度	29年度	30年度	研修回数	1回	3回	4回	3回	参加人数	45人	143人	182人	134人	
	27年度	28年度	29年度	30年度															
研修回数	1回	3回	4回	3回															
参加人数	45人	143人	182人	134人															
			イ 外部有識者研修 各年度において、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成27年度は、国内外の中央銀行の政策や商品市場の動向と見通し、平成28年度は、国際金融情勢やマクロ経済・通貨見通し、平成29年度は、「異次元緩和の出口戦																

			略とグローバル市場」、「半導体・半導体製造装置の業界動向」、平成30年度は、「債券運用における ESG 投資の視点」、「FinTech 業界について」など時宜に合った話題を取り上げた。 <table><tr><td></td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>5 回（4～3 月）</td><td>5 回（4～3 月）</td><td>4 回（4～3 月）</td><td>7 回（4～3 月）</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>163 名</td><td>268 名</td><td>217 名</td><td>416 名</td></tr></table> [平成29及び30年度研修内容] <table><tr><th>年度</th><th>年月</th><th>回</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="4">29 年 度</td><td>29.4</td><td>第1回</td><td>・世界の年金ファンドの投資改革の現状と課題</td></tr><tr><td>29.9</td><td>第2回</td><td>・「10 大事件」からみた金融リスク管理</td></tr><tr><td>29.11</td><td>第3回</td><td>・「異次元緩和の出口戦略とグローバル市場」 ・二期目の習近平政権の取り組みと中国経済の行方</td></tr><tr><td>30.2</td><td>第4回</td><td>・半導体・半導体製造装置の業界動向 ・半導体ブームは続くのか</td></tr><tr><td rowspan="7">30 年 度</td><td>30.5</td><td>第1回</td><td>・ネット化で変貌する中国経済</td></tr><tr><td>30.7</td><td>第2回</td><td>・年金制度のこれまでとこれから</td></tr><tr><td>30.8</td><td>第3回</td><td>・債券運用における ESG 投資の視点</td></tr><tr><td>30.1</td><td>第4回</td><td>・世界石油、天然ガス情勢 ・中国から見たエネルギー情勢 ・ロシアから見たエネルギー情勢</td></tr><tr><td>30.11</td><td>第5回</td><td>SeLFIES-A Globally Applicable Bond Innovation to Improve Retirement Funding and Lower Government Financing Cost ---Korea as a Case Study</td></tr><tr><td>31.1</td><td>第6回</td><td>・FinTech 業界について ・人生 100 年時代の資産運用から3つのテーマについて</td></tr><tr><td>31.2</td><td>第7回</td><td>・仮想通貨とブロックチェーンの現状と将来像</td></tr></table> エ 海外研修等への派遣 各年度において、国際機関主催の会議に講演者やパネラーとして参加することにより、積極的に情報収集及び意見交換を行った。また、海外年金調査等を通じて海外年金基金等との関係強化を図った。 <table><tr><th colspan="2">27 年度</th><th colspan="2">28 年度</th></tr><tr><th>出張月</th><th>場所</th><th>出張月</th><th>場所</th></tr><tr><td>4 月</td><td>ブリスベン</td><td>4 月</td><td>ソウル</td></tr><tr><td>4 月</td><td>ロサンゼルス</td><td>4 月</td><td>サンフランシスコ・ロサンゼルス</td></tr></table>		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	研修回数	5 回（4～3 月）	5 回（4～3 月）	4 回（4～3 月）	7 回（4～3 月）	参加延べ人数	163 名	268 名	217 名	416 名	年度	年月	回	内容	29 年 度	29.4	第1回	・世界の年金ファンドの投資改革の現状と課題	29.9	第2回	・「10 大事件」からみた金融リスク管理	29.11	第3回	・「異次元緩和の出口戦略とグローバル市場」 ・二期目の習近平政権の取り組みと中国経済の行方	30.2	第4回	・半導体・半導体製造装置の業界動向 ・半導体ブームは続くのか	30 年 度	30.5	第1回	・ネット化で変貌する中国経済	30.7	第2回	・年金制度のこれまでとこれから	30.8	第3回	・債券運用における ESG 投資の視点	30.1	第4回	・世界石油、天然ガス情勢 ・中国から見たエネルギー情勢 ・ロシアから見たエネルギー情勢	30.11	第5回	SeLFIES-A Globally Applicable Bond Innovation to Improve Retirement Funding and Lower Government Financing Cost ---Korea as a Case Study	31.1	第6回	・FinTech 業界について ・人生 100 年時代の資産運用から3つのテーマについて	31.2	第7回	・仮想通貨とブロックチェーンの現状と将来像	27 年度		28 年度		出張月	場所	出張月	場所	4 月	ブリスベン	4 月	ソウル	4 月	ロサンゼルス	4 月	サンフランシスコ・ロサンゼルス
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																																																					
研修回数	5 回（4～3 月）	5 回（4～3 月）	4 回（4～3 月）	7 回（4～3 月）																																																																					
参加延べ人数	163 名	268 名	217 名	416 名																																																																					
年度	年月	回	内容																																																																						
29 年 度	29.4	第1回	・世界の年金ファンドの投資改革の現状と課題																																																																						
	29.9	第2回	・「10 大事件」からみた金融リスク管理																																																																						
	29.11	第3回	・「異次元緩和の出口戦略とグローバル市場」 ・二期目の習近平政権の取り組みと中国経済の行方																																																																						
	30.2	第4回	・半導体・半導体製造装置の業界動向 ・半導体ブームは続くのか																																																																						
30 年 度	30.5	第1回	・ネット化で変貌する中国経済																																																																						
	30.7	第2回	・年金制度のこれまでとこれから																																																																						
	30.8	第3回	・債券運用における ESG 投資の視点																																																																						
	30.1	第4回	・世界石油、天然ガス情勢 ・中国から見たエネルギー情勢 ・ロシアから見たエネルギー情勢																																																																						
	30.11	第5回	SeLFIES-A Globally Applicable Bond Innovation to Improve Retirement Funding and Lower Government Financing Cost ---Korea as a Case Study																																																																						
	31.1	第6回	・FinTech 業界について ・人生 100 年時代の資産運用から3つのテーマについて																																																																						
	31.2	第7回	・仮想通貨とブロックチェーンの現状と将来像																																																																						
27 年度		28 年度																																																																							
出張月	場所	出張月	場所																																																																						
4 月	ブリスベン	4 月	ソウル																																																																						
4 月	ロサンゼルス	4 月	サンフランシスコ・ロサンゼルス																																																																						

			5月	ロンドン	6月	ロンドン・ストックホルム		
			6月	ニューヨーク	6月	サンフランシスコ		
			6月	ロンドン	7月	ニューヨーク		
			7月	サンフランシスコ	9月	シンガポール		
			9月	シンガポール・ニューヨーク・ロンドン	9月	ロンドン・シンガポール		
			10月	ボストン	10月	ニューヨーク・ボストン		
			10月	マニラ	10月	シンガポール		
			10月	ドバイ	10月	ロンドン・トロント・サンフランシスコ		
			10月	アブタビ	10月	香港		
			11月	ソウル	11月	サンフランシスコ		
			1月	デンバー	11月	ソウル		
			1月	ダボス	11月	シンガポール		
			2月	ノルウェー	1月	ロンドン・シアトル・サンフランシスコ		
			3月	ボストン	1月	香港		
					2月	ロンドン・ニューヨーク		
					2月	オークランド・メルボルン・ブリスベン・シドニー		
					2月	ロサンジェルス・ワシントン・ロンドン		
					3月	ベルリン		
			29年度		30年度			
			出張月	場所	出張月	場所		
			4月	ニューヨーク	4月	ワシントン		
			4月	ニューヨーク	4月	ストックホルム・オスロ・コペンハーゲン・ニューヨーク		
			4月	ロンドン・コペンハーゲン・ヨーテボリ・フランクフルト				
			4月	シンガポール	4月	ロンドン・ニューヨーク・フィラデルフィア・ボストン・アーバイン		
			4月	ロサンジェルス・サンフランシスコ		4月		
			4月	マディソン・ロサンジェルス・ロンドン・オスロ	4月	ロンドン		
					4月	ボストン		
			5月	オリンピア・ジュノー・サンフランシスコ	4月	ロサンゼルス		
					5月	香港		

			5月	サンクトペテルブルグ・ロンドン・ワシントン	5月	香港		
			6月	ハルビン・瀋陽・北京	5月	サンアントニオ・ザ・ウッドランズ		
			6月	コペンハーゲン・ロンドン	5月	大連		
			7月	エジンバラ・ロンドン	5月	ロンドン		
			7月	ソウル・オスロ	6月	ローマ・ブリュッセル		
			7月	トロント	6月	北京		
			7月	シドニー・ツーク・ロンドン・サンディエゴ・サンフランシスコ	6月	ケベックシティ・トロント		
					6月	ミラノ・ロンドン		
			9月	サンディエゴ	7月	香港・深圳		
			9月	シンガポール	7月	ニューヨーク		
			9月	ベルリン	7月	ロンドン・パリ		
			9月	ニューヨーク・ロサンゼルス・サンフランシスコ	9月	サンフランシスコ・シンガポール		
					9月	ニューヨーク		
			10月	ニューヨーク	9月	トロント		
			10月	リヤド	9月	ニューヨーク		
			10月	パリ	9月	ニューヨーク		
			11月	デリー・ムンバイ	9月	北京・シンガポール・シドニー・オークランド		
			11月	ロンドン・ワシントン				
			11月	ワシントン・ニューヨーク	9月	トロント		
			11月	ケアンズ	9月	シドニー・メルボルン		
			11月	サクラメント・ポートランド・トロント	9月	ロサンゼルス・ヒューストン・シャーロット・ニューヨーク・ロンドン		
			12月	ニューヨーク・メリマック・ボストン				
			12月	シンガポール・オークランド	10月	ロンドン・アムステルダム・フランクフルト・チューリッヒ		
			12月	台北・香港・メルボルン				
			12月	パリ・ニューヨーク	10月	ロンドン・シカゴ・ニューヨーク		
			1月	ニューヨーク・ロンドン				
			1月	オスロ・ロンドン・アムステルダム	10月	ロンドン・ニューヨーク・トロント・サクラメント・サンフランシスコ		
			1月	タラハシー・ニューヨーク・ボストン・サクラメント				
			1月	ロンドン・クリーブランド・シカゴ・ニューヨーク	10月	北京		
					10月	上海		
		10月	ニューヨーク					

				2月	ロンドン	10月	サンフランシスコ					
				2月	ニューヨーク	10月	サクラメント・サンフランシスコ・トロント					
				3月	ロサンジェルス・サンフランシスコ・ロンドン		11月			ニューヨーク		
						11月	北京					
				3月	ケンブリッジ	11月	トロント・モントリオール・シカゴ・ロンドン					
				3月	ワシントン・ボストン							
				3月	上海・北京	11月	ワシントン・ニューヨーク					
						11月	トロント・ニューヨーク					
						11月	パリ・ブエノスアイレス					
						12月	シンガポール					
						12月	ニューヨーク					
						12月	ロンドン					
						1月	北京					
						1月	アフマダーバード					
						1月	エディンバラ・ロンドン・グラスゴー					
						1月	ロンドン・ニューヨーク					
						1月	アムステルダム・ヘールレン					
						1月	シドニー・メルボルン					
						2月	ロサンゼルス・ロンドン					
						2月	パリ・アムステルダム・ロンドン					
						2月	ウェストレイクビレッジ					
						3月	ワシントン					
						3月	ワシントン・ボストン					
						3月	ブリュッセル					
				②内部統制等研修								
				ア 情報セキュリティ研修								
				情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。								
					27年度	28年度	29年度			30年度		
				研修回数	2回 (2月に集合研修)	4回 (集合研修2回、eラーニング2回)	5回 (集合研修3回、eラーニング2回)			6回 (集合研修4回、eラーニング2回)		
				参加延べ人数	100名	338名	298名			318名		

			イ 新人研修 採用した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>7 回 (7 月、8 月、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月)</td><td>9 回 (6 月 (2 回)、7 月、8 月、9 月、10 月、1 月 (2 回)、2 月)</td><td>13 回 (4 月、7 月 (2 回)、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月 (2 回)、2 月 (2 回)、3 月)</td><td>12 回 (4 月、5 月、6 月、8 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月)</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>12 名</td><td>14 名</td><td>25 名</td><td>19 名</td></tr></table> ウ 英語研修 国際的な運用環境への対応や海外の資産運用に関する情報の取得等が求められることから、業務に必要な英語力の向上を図るための研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>27 年度</td><td>28 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>20 回 (40 レッスン)</td><td>20 回 (40 レッスン)</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>6 名</td><td>6 名</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr><tr><td>研修期間</td><td>2 ～ 4 ヶ月</td><td>7 ～ 9 ヶ月</td></tr><tr><td>対象者</td><td>2 人</td><td>2 人</td></tr></table> エ その他（自己啓発研修） k 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。各年度において、職員の自己啓発を主な目的とした研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>10 回</td><td>4 回</td><td>1 回</td><td>1 回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>620 名</td><td>319 名</td><td>95 名</td><td>116 名</td></tr></table> オ コンプライアンス研修 平成 2 8、2 9 年度において、職員の服務規律の遵守を目的に、外部講師を招きハラスメント集合研修、e ラーニングを活用したコンプライアンス研修、平成 3 0 年度において、e ラーニングを活用したコンプライアンス研修をそれぞれ実施した。 <table><tr><td></td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)</td><td>3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)</td><td>1 回 (e ラーニング 1 回)</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>201 名</td><td>245 名</td><td>150 名</td></tr></table>		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	研修回数	7 回 (7 月、8 月、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月)	9 回 (6 月 (2 回)、7 月、8 月、9 月、10 月、1 月 (2 回)、2 月)	13 回 (4 月、7 月 (2 回)、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月 (2 回)、2 月 (2 回)、3 月)	12 回 (4 月、5 月、6 月、8 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月)	参加延べ人数	12 名	14 名	25 名	19 名		27 年度	28 年度	研修回数	20 回 (40 レッスン)	20 回 (40 レッスン)	参加人数	6 名	6 名		29 年度	30 年度	研修期間	2 ～ 4 ヶ月	7 ～ 9 ヶ月	対象者	2 人	2 人		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	研修回数	10 回	4 回	1 回	1 回	参加延べ人数	620 名	319 名	95 名	116 名		28 年度	29 年度	30 年度	研修回数	3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)	3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)	1 回 (e ラーニング 1 回)	参加延べ人数	201 名	245 名	150 名	
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																																												
研修回数	7 回 (7 月、8 月、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月)	9 回 (6 月 (2 回)、7 月、8 月、9 月、10 月、1 月 (2 回)、2 月)	13 回 (4 月、7 月 (2 回)、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月 (2 回)、2 月 (2 回)、3 月)	12 回 (4 月、5 月、6 月、8 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月)																																																												
参加延べ人数	12 名	14 名	25 名	19 名																																																												
	27 年度	28 年度																																																														
研修回数	20 回 (40 レッスン)	20 回 (40 レッスン)																																																														
参加人数	6 名	6 名																																																														
	29 年度	30 年度																																																														
研修期間	2 ～ 4 ヶ月	7 ～ 9 ヶ月																																																														
対象者	2 人	2 人																																																														
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度																																																												
研修回数	10 回	4 回	1 回	1 回																																																												
参加延べ人数	620 名	319 名	95 名	116 名																																																												
	28 年度	29 年度	30 年度																																																													
研修回数	3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)	3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)	1 回 (e ラーニング 1 回)																																																													
参加延べ人数	201 名	245 名	150 名																																																													

			③専門資格取得等 ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 <table><tr><td></td><td>27 年度末まで</td><td>28 年度末まで</td><td>29 年度末まで</td><td>30 年度末まで</td></tr><tr><td>取得者数(累計)</td><td>38 名</td><td>40 名</td><td>45 名</td><td>47 名</td></tr></table> イ ITパスポート資格等の取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験ITパスポート資格取得に係る受講料について支援を行った。加えて、平成29年度は情報処理安全確保支援士資格及び情報セキュリティマネジメント資格の受験料補助を行った。 [ITパスポート資格取得者数] <table><tr><td></td><td>27 年度末まで</td><td>28 年度末まで</td><td>29 年度末まで</td><td>30 年度末まで</td></tr><tr><td>取得者数(累計)</td><td>14 名</td><td>16 名</td><td>16 名</td><td>16 名</td></tr></table>		27 年度末まで	28 年度末まで	29 年度末まで	30 年度末まで	取得者数(累計)	38 名	40 名	45 名	47 名		27 年度末まで	28 年度末まで	29 年度末まで	30 年度末まで	取得者数(累計)	14 名	16 名	16 名	16 名	
	27 年度末まで	28 年度末まで	29 年度末まで	30 年度末まで																				
取得者数(累計)	38 名	40 名	45 名	47 名																				
	27 年度末まで	28 年度末まで	29 年度末まで	30 年度末まで																				
取得者数(累計)	14 名	16 名	16 名	16 名																				